

立ちどまらない保険。

三井住友海上あいおい生命

MS&AD INSURANCE GROUP

新ガン保険 α

無配当

▶ ご契約のしおり・約款

▶ 注意喚起情報

お申込みに際して特にご注意いただきたい事項をまとめた
「注意喚起情報」を掲載していますので、ご契約前に必ずお読みください。

はじめに

この冊子にはご契約にともなう大切なことがらが記載されています。

ぜひご一読され、内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申込みいただくようお願いいたします。

お申込みいただきましたら、後ほどお届けする保険証券とともに保管され、ご利用ください。

もし、わかりにくい点がございましたら、お伺いしている代理店・社員、当社課支社または本社までお問い合わせください。

内容は、次の三つの部分に分かれています。

注意喚起情報

ご契約のお申込みに際して特にご注意していただきたいことがらを記載しています。

ご契約のしおり

ご契約に関するお願いとお知らせ、商品の特徴としくみ、諸手続き、税法上のお取扱い等、ぜひ知っていただきたい重要事項をわかりやすくご説明しています。

約 款

ご契約についてのとりきめを、詳しく説明しています。

注意喚起情報 — ご注意いただきたい事項 —

- この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に「契約概要」とあわせて必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
- この書面をお読みいただくことは重要です。特に「給付金等をお支払いできない場合について」「新たな保険契約へのお申込みについて」等、お客さまにとって特に不利益となる部分については、しっかりとお読みいただくことが重要です。
- この「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので必ずご確認ください。
- ご説明でわかりにくい点がございましたら、当社の社員・取扱代理店またはお客さまサービスセンターまでご照会ください。

1. クーリング・オフ（お申込みの撤回等）について

- お申込者またはご契約者がお申込みをされた後でも、「注意喚起情報（※1）」を受け取られた日、「ご契約の申込日」、または「第1回保険料（相当額）の払込日（※2）」のいずれか遅い日からその日を含めて**8日以内であれば**、書面によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除（以下「お申込みの撤回等」といいます）をすることができます。
 - ※1. 本書面（注意喚起情報）は、保険業法第309条第1項第1号に定める「保険契約の申込みの撤回等に関する事項を記載した書面」です。
 - ※2. 第1回保険料（相当額）の払込日とは、お払込みいただく方法により次のとおりとします。
 - ①現金（小切手を含む）による方法…領収日
 - ②振込による方法（団体・集団を経由する方法を含む）…当社口座への着金日
 - ③口座振替による方法…ご契約者の指定口座からの保険料振替日
 - ④クレジットカードによる方法…クレジットカードの有効性等を当社が確認した日
 - ⑤デビットカードによる方法…口座引落確認を表す電文がデビットカードの端末機に表示された日
- お申込みの撤回等は、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力を生じますので、郵便により当社までお送りください。この場合、書面には、申込者等の氏名（自署）、住所、電話番号、申込番号とあわせてお申込みの撤回等をする旨を記載してください。
- 次の場合には、お申込みの撤回等を行うことはできません。
 - ①当社が指定する医師の診査が終了したとき
 - ②債務履行の担保のための保険契約であるとき
 - ③既契約の内容変更（保険金額の増額、特約の中途付加等）のとき
 - ④法人をご契約者とする保険契約であるとき

2. 健康状態・ご職業等の告知義務について

告知義務について

- ご契約者や被保険者には健康状態・ご職業等についてありのままをお知らせ（告知）いただく義務があります。
- ご契約にあたっては、過去の傷病歴（傷病名・治療期間等）、現在の健康状態、身体の障がい状態、ご職業等について「告知書」でおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。

告知受領権について

- 告知受領権は当社（会社所定の書面「告知書」）および当社の指定した医師だけが有しています。生命保険募集人（社員・代理店を含みます。）・生命保険面接士は告知受領権がなく、生命保険募集人・生命保険面接士に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

お申込内容等の確認をさせていただく場合があります

- 社員または当社で委託した確認担当者が、ご契約のお申込みの際やご契約成立後、お申込みの事実・お申込内容・告知内容等について確認させていただく場合があります。また、給付金等のご請求および保険料のお払込みの免除のご請求に際しても、ご請求内容等について確認させていただく場合があります。（この場合、給付金等のお支払いの可否、保険料の払込免除のお取扱いの可否については、その後に決定させていただきます。）

ご契約をお断りする場合があります

- 当社では、ご契約者間の公平性を保つため、お客さまのお身体の状態すなわち給付金等のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っており、ご契約をお断りすることがあります。

告知が事実と相違する場合について

- もし告知内容について、故意または重大な過失により、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日(復活の場合は復活日)から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約または特約を**解除することがあります**。
ただし、責任開始日または復活日から2年を経過していても、給付金等のお支払事由が2年以内に発生していた場合(責任開始期前に原因が生じていたことにより、給付金等のお支払いまたは保険料のお払込みの免除が行われない場合を含みます)には、ご契約または特約を解除することがあります。なお、生命保険募集人等の保険契約締結の媒介を行う者が、事実を告知することを妨げたり、事実を告知しないことまたは事実と違うことを告知することを勧めたことにより「告知義務違反」に該当された場合には、当社は告知義務違反を理由にご契約を解除することができません。
※上記のご契約または特約を解除させていただく場合以外にも、給付金等をお支払いできないことがあります。
例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、責任開始日または復活日から2年を経過していても、詐欺による取消を理由として、給付金等をお支払いできないことがあります。この場合、すでにお払込みいただいた保険料はお返ししません。
- ご契約または特約を解除した場合には、たとえ給付金等をお支払いする事由が発生していても、これを**お支払いすることはできません**。また、保険料のお払込みを免除する事由が発生していても、お払込みを免除することはできません。この場合には、解除の際にお支払いする返戻金があればご契約者にお支払いします。(ただし、給付金等のお支払事由や保険料のお払込みの免除事由の発生が、解除の原因となった事実によらない場合には、給付金等のお支払いや保険料のお払込みの免除をします。)

3. 保険会社の責任開始期について

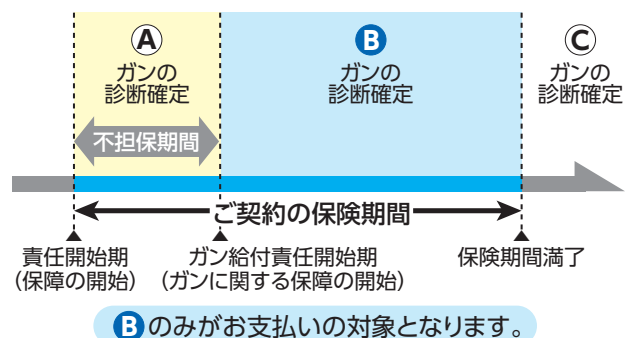
- 当社がご契約をお引受けすることを承諾した場合には、第1回保険料相当額を当社が受け取った時(告知前に受け取ったときは告知の時)から保険契約上の責任を開始します。これを責任開始期といいます。なお、ガンに関する保障の責任開始については、ご契約後、一定期間を経過した後に保険会社の責任が開始します。これをガン給付責任開始期といいます。詳しくは、「契約概要」「ご契約のしおり・約款」によりご確認ください。
- 当社の生命保険募集人は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

4. 給付金等をお支払いできない場合について

次のような場合には、給付金等をお支払いできないことがあります。

- お支払事由に該当しない場合(ガン給付責任開始期前に診断確定されたガンを原因とする場合、「手術」が約款に定める要件にあてはまらない場合等)
※ガン給付責任開始期前にガンと診断確定された場合、ご契約者または被保険者が、ガンに罹患した事実を知っていると知らないにかかわらず、保険契約は無効となります。
- 保険契約のお申込みや復活等の際の告知内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除となったか、または詐欺により取消となった場合
- 給付金等を詐取する目的で事故を起こしたときや、ご契約者、被保険者または給付金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等重大事由によりご契約または特約が解除された場合
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合
- 保険契約のお申込みや復活等の際に、給付金等の不法取得目的があつてご契約が無効になった場合や、詐欺の行為によりご契約が取消となった場合
- 給付金等のお支払事由に該当してもお支払いできない場合(例:「責任開始日から3年以内の被保険者の自殺」や「受取人等の故意による支払事由の発生」等)
※**給付金等をお支払いする場合・お支払いできない場合についてのより詳しいご説明は、「当社ホームページ」(<http://www.msa-life.co.jp>)または「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。**

ガン給付責任開始期前にすでにガンに罹患したと診断確定されていた場合(下図をご参照ください)



5. 保険料の払込猶予期間と保険契約の失効・復活等について

- 保険料払込期中にご都合のつかない場合のために、保険料払込みの猶予期間を設けています。この猶予期間中に保険料のお払込みがなく、保険料の自動振替貸付（お立替え）ができない場合には、ご契約は失効します。
- 自動振替貸付（お立替え）とは、保険料のお払込みのないまま猶予期間が過ぎた場合でも、ご契約者のお申し出がない限り、その解約返戻金の範囲内で当社が自動的に保険料のお立替えをしてご契約を有効に継続させる制度です。この場合、自動振替貸付金（お立替金）について当社所定の利率で利息をいただきます（複利計算）。
- 万一ご契約の効力を失った場合でも、失効から1年以内であれば、当社所定の手続きをとっていただいたうえで、ご契約の復活を請求することができます。この場合、告知と、復活に必要な保険料のお払込みが必要となります。ただし、健康状態等によっては、復活できない場合があります。

6. 解約と解約返戻金について

- お払込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は給付金等のお支払い、ご契約の締結や維持に必要な経費にあてられます。したがって解約されますと、解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- 解約返戻金は、保険の種類・ご契約年齢・性別・経過年（月）数等によっても異なりますが、特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- この保険は保険期間を通じて、解約返戻金が低解約返戻金特則付でない場合の30%の水準となっています。

7. 保険会社の業務または財産の状況が変化した場合

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- 当社は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- 保険契約者保護の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

問い合わせ先：生命保険契約者保護機構 TEL：03-3286-2820

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

8. 新たな保険契約へのお申込みについて

現在ご契約の保険契約を解約・減額等をするを前提に、新たな保険契約へのお申込みをされる場合、特に次のような不利益があります。

- 多くの場合、解約返戻金はお払込保険料の合計額より少ない金額になります。特にご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うことになる場合があります。
- 新たな保険契約のお取扱いにかかわらず、解約されたご契約を元に戻すことはできません。また、減額されたご契約を元に戻せないことがあります。
- 新たにお申込みの保険契約についても同様に告知義務があるため、告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たなご契約のお引受けができなかったり、その告知がされなかったためにご契約が解除・取消となることもあります。
※ご契約が解除・取消となる場合については、前述の「2 健康状態・ご職業等の告知義務について」をご覧ください。
- 新たにお申込みの保険契約の責任開始日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺した場合、給付金等のお支払いができないことがあります。また、責任開始期前に生じていた病気やケガにより給付金等のお支払事由や保険料の払込免除事由が生じた場合には、給付金等のお支払いや保険料の払込免除ができないことがあります。

9. (社)生命保険協会の「生命保険相談所」について

- 当社商品に係る指定紛争解決機関は社団法人 生命保険協会です。
- 社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

問い合わせ先：(社)生命保険協会 ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>

- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

10. 引受保険会社の苦情・相談窓口とその電話番号

- 生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては、当社お客さまサービスセンターへご連絡ください。

問い合わせ先：三井住友海上あいおい生命 お客さまサービスセンター TEL：0120-324-386

月～金／9:00～18:00 土／9:00～17:00(日・祝日・年末年始を除きます)

11. 給付金等のお支払いについて

- お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、給付金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」・「当社ホームページ」(<http://www.msa-life.co.jp>)に記載しておりますので、あわせてご確認ください。
- お客さまからのご請求に応じて、給付金等のお支払いや保険料の払込免除を行いますので、給付金等のお支払事由や保険料の払込免除事由が発生した場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに当社お客さまサービスセンターへご連絡ください。
- 当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約いただいた後に、ご契約者の住所や電話番号等を変更された場合には、当社お客さまサービスセンターまで必ずご連絡ください。
- 給付金等のお支払事由や保険料の払込免除事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の給付金等のお支払事由や保険料の払込免除事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等には、当社お客さまサービスセンターへご連絡ください。
- 被保険者が受取人ご本人となる給付金等について受取人がご請求できない特別な事情がある場合、または被保険者とご契約者が同一の場合でご契約者が保険料の払込免除をご請求できない特別な事情がある場合、その代理請求人(ご契約者が被保険者の同意を得て、あらかじめ指定した場合は指定代理請求人)がご請求することができます。詳しくは「ご契約のしおり・約款」によりご確認ください。
- 代理請求人(または指定代理請求人)に対し、お支払事由および代理請求できる旨、お伝えください。

個人情報の取扱いについて

保険契約の申込書、告知書その他の各種手続書面のご記入にあたりましては、個人情報の取扱いに関する以下の説明をご確認いただき、内容にご同意のうえ、お手続きくださいますようお願い申し上げます。

1. 当社が取得した個人情報は、次の目的のために業務上必要な範囲で利用します。
 - ・ 保険契約のお引受、維持・管理、継続、保険金・給付金等の支払い
 - ・ 当社の業務運営・管理、商品・サービスの開発・充実
 - ・ その他保険に関連・付随する業務
 また、当社および当社グループ会社は、本保険契約に関する個人情報を、本保険契約以外の保険契約のお引受け、履行のために利用することがあります。
2. 当社は、個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、個人情報の取扱いを、当社グループ会社、募集代理店、医師、面接士、契約確認会社、情報処理システムの開発・運用を委託する会社など外部委託先である他の事業者等(以下、「委託先」といいます。)に委託しております。
3. 当社は、生命保険事業の健全性維持や公平性確保など業務を適切に運営する必要性から、業務上必要な範囲で医療・健康情報等の機微(センシティブ)情報を取得、利用するほか、医療機関・契約者等の第三者ならびに委託先に提供することがあります。
(注) 医療・健康情報等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、利用目的が限定されています。
4. 当社は、引受リスクの適切な分散のための再保険契約の締結ならびに再保険会社における当該保険契約の引受、継続・維持管理、保険金・給付金等支払いその他再保険に関連・付随する業務に関する利用のために、ご契約者・被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および健康状態に関する情報など当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社に提供することがあります。
5. 当社は、契約内容登録制度、契約内容照会制度、支払査定時照会制度に基づいて、(社)生命保険協会、同協会加盟の各生命保険会社等とともに、所定の個人情報(被保険者名、死亡保険金額、入院給付金日額等)を同協会に登録し、利用することがあります。
6. 当社および当社グループ会社は、商品・サービスのご案内・ご提供、および提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために、個人情報を共同して利用することがあります。

当社の個人情報の取扱いに関する詳細(グループ会社との間の個人情報の共同利用の内容を含みます。)、商品・サービスや当社グループ会社の名称、商品・サービスおよび他の生命保険会社等との情報交換制度につきましては、
当社ホームページ(<http://www.msa-life.co.jp>)をご覧ください。

契約締結における担当者の役割について

生命保険契約は、お客さまと当社(三井住友海上あいおい生命)との間で締結される契約であり、お客さまからのお申込みをいただき、当社が承諾したときに有効に成立します。当社の生命保険募集人は、保険契約締結の媒介をさせていただきます。したがって、保険契約締結の代理権や告知の受領権を有するものではありません。なお、お客さまが生命保険募集人の登録状況・権限等に関しまして確認をご要望の場合は、当社お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

ご契約のしおり



はじめに
お読みください

主契約について

特約について

給付金等のお支払いについて

ご契約に際して

ご契約後について

ご契約のしおり・約款 目次

ご契約のしおり



ご契約のしおり 目的別目次	4
主な保険用語のご説明	6

はじめにお読みください

●お願いとお知らせ	
・個人情報の取扱いについて	10
・「支払査定時照会制度」について	11
・ご契約のお申込みについて	12
・保険料のお払込みに際して	12
・クーリング・オフ(お申込みの撤回等)について	13
・保険契約締結の「媒介」と「代理」について	14
・生命保険募集人について	14
・当社の組織形態について	15
・受取金額と払込保険料合計額の関係について	15
・保険会社の業務または財産の状況が変化した場合	15
・「生命保険契約者保護機構」について	16
・新たな保険契約へのお申込みについて	18
・苦情・相談窓口とその電話番号	18



主契約について

●新ガン保険α	20
●保険料の払込免除について	24



特約について

●保障を充実させる特約について	26
-----------------------	----



給付金等のお支払いについて

●給付金等のお受取り等の手続きについて	32
●給付金・保険金等をもれなくご請求ください	34
●給付金等のお支払い等の際の未払込保険料について	36
●給付金等をお支払いできない場合について	38
●給付金等をお支払いできない場合の具体例	40
●こんなときQ&A①	43



ご契約のしおり

しおり

ご契約

ご契約に際して

●健康状態・ご職業等の告知義務について	46
●保険会社の責任開始期について	49
●保険料の払込方法について	52
●保険料のお払込みに関する制度について	54
●契約者配当金について	55

ご契約後

ご契約後について

●保険料のお払込みが困難になられたとき	58
●保険料の払込猶予期間と保険契約の失効について	60
●保険契約の復活について	61
●貸付制度のご利用について	62
●ご契約の見直しについて	63
●ご契約者・死亡給付金受取人の変更について	64
●解約と解約返戻金について	65
●契約当事者以外の者による解除の効力について	66
●被保険者によるご契約者への解除請求について	67
●管轄裁判所について	68
●税法上のお取扱いについて	69
●こんなときは、ただちにご連絡ください	72
●こんなときQ&A②	73

約 款

約 款

主契約

●新ガン保険α普通保険約款	1
---------------	---

特約

●ガン診断給付特約α	29	●保険料口座振替特約	91
●在宅療養給付特約α	43	●クレジットカード扱特約	95
●ガン先進医療特約α	55	●団体扱特約	99
●ガン室料差額給付特約α	67	●準団体扱特約	103
●ガン死亡保障特約α	79	●集団扱特約	107

	こんなとき	このページをご覧ください	ご契約のしおり
はじめに	保険用語の意味がわからない	主な保険用語のご説明	6～8
	申込みを撤回したい	クーリング・オフ (お申込みの撤回等) について	13
主契約	保険商品の特征と しきみを知りたい	・主契約について ・特約について	20～23 26～30
特約	保険料の 払込免除について知りたい	保険料の払込免除について	24
給付金	給付金等を請求したい	給付金等のお受取り等の 手続きについて	32～33
	給付金等が支払われない場合 について知りたい	給付金等をお支払いできない 場合について・具体例	38～42
	給付金等の 請求書類について知りたい	こんなときQ&A①	43～44
ご契約	告知義務について知りたい	健康状態・ご職業等の 告知義務について	46～48
	いつから保障が開始するか知りたい	保険会社の責任開始期について	49～51
	保険料の払込方法を変えたい	保険料の払込方法の変更	52
	保険料をまとめて払い込みたい	前納について・一括払について	54



こんなとき	このページをご覧ください	ご契約の しおり
保険料の払込みが困難になった	保険料のお払込みが困難になられたとき	58～59
保険料の払込みができなかった	保険料の払込猶予期間	60
効力を失った保険を元に戻したい	保険契約の復活について	61
急にお金が必要になった	貸付制度のご利用について	62
保障を見直したい	保障内容の拡充について	63
契約を解約したい	解約と解約返戻金について	65
生命保険にかかわる税金について知りたい	生命保険料控除について・ 生命保険料控除額について・ 給付金等の税法上のお取扱いについて	69～71
引っ越しして住所が変わった	こんなときQ&A②	73
結婚したとき(改姓)	こんなときQ&A②	73
保険証券を紛失してしまった	こんなときQ&A②	73

主な保険用語のご説明

か	かいやくへんれいきん 解約返戻金	ご契約が解約された場合等に、ご契約者に払い戻されるお金のことをいいます。
	きゅうふ ガン給付 責任開始期 (日)	ガン入院給付金、ガン手術給付金、ガン診断給付金、在宅療養給付金、ガン先進医療給付金、ガン室料差額給付金、ガン死亡保険金およびガン高度障害保険金の保障（以下「ガンに関する保障」といいます。）が開始される時期をガン給付責任開始期といい、そのガン給付責任開始期の属する日をガン給付責任開始日といいます。（ガン給付責任開始期の詳細については（49）ページ「保険会社の責任開始期について」を参照してください。）
き	きゅうふきん 給付金	ガンにより入院されたときや手術されたとき、お亡くなりになられたとき等にお支払いするお金のことをいいます。
	きゅうふきんうけとりにん 給付金受取人	給付金を受け取る人のことをいいます。
け	けいやくおうとうび 契約応当日	ご契約後の保険期間中に迎える契約日に対応する日のことをいいます。契約日の月ごとの応当日を「月単位の契約応当日」、半年ごとの応当日を「半年単位の契約応当日」、年ごとの応当日を「年単位の契約応当日」といいます。
	けいやくしゃ ほけんけいやくしゃ 契約者 (保険契約者)	保険会社と保険契約を結び、契約上のいろいろな権利（契約内容変更などの請求権）と義務（保険料支払義務）を持つ人のことをいいます。
	けいやくねんれい 契約年齢	ご契約日における被保険者の年齢（満年齢）です。 （例）24歳7か月の被保険者の契約年齢は24歳となります。 なお、ご契約後の被保険者の年齢は、契約年齢に毎年の契約応当日ごとに1歳を加えた年齢をいいます。
	けいやくび 契約日	通常はご契約の保障が開始される日（責任開始日）をいい、契約年齢・保険期間等の計算の基準日となります。ただし、保険料のお払込方法により契約日と責任開始日が異なる場合があります。
こ	こくちぎむ こくちぎむいはん 告知義務と 告知義務違反	ご契約者と被保険者が、ご契約のお申込みをされる時等に、現在の健康状態やご職業、過去の病歴等、当社がおたずねする重要なことがらについて、ありのままにもれなく報告していただく義務を「告知義務」といいます。当社がおたずねした重要なことがらについて報告がなかったり、故意に事実を曲げて報告された場合等は、告知義務違反として、当社はご契約の効力を消滅させる（解除する）ことができます。
し	しつこう 失効	猶予期間を過ぎても保険料のお払込みがなく、かつ保険料の自動振替貸付制度が適用できない場合に、ご契約の効力が失われることです。
	していだいりせいぎゅうにん 指定代理請求人	保険金等の受取人が保険金等を請求できない特別な事情があるとき、保険金等の受取人に代わって請求を行うために、主契約の被保険者の戸籍上の配偶者等、当社所定の範囲内で、あらかじめご契約者が指定した人をいいます。
	しらいじゆう 支払事由	約款に定める保険金等をお支払いする事由をいいます。この支払事由に該当された場合に、保険金等をお受取りいただけます。

	しゅけいやく 主契約と とくやく 特約	約款のうち普通保険約款に記載されている契約内容を主契約といい、特約はその主契約の保障内容をさらに充実させるためや、保険料払込方法等主契約と異なる特別なお約束をする目的で主契約に付加するものです。
せ	せきにんかい し き 責任開始期 び (日)	申し込まれたご契約の保障が開始される時期を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。
	せきにんじゅんびきん 責任準備金	将来の保険金等を支払うために、ご契約者が払い込む保険料の中から積み立てられるものをいいます。
た	だいいっかい 第1回 ほけんりょうじゅうとうきん 保険料充当金 そうとうかく (相当額)	お申込みをされる時に払い込まれるお金のことで、ご契約が成立した場合には第1回保険料に充当されます。
て	ていかいやくへんれいきん 低解約返戻金 わりあい 割合	低解約返戻金特則付でない契約より解約返戻金の水準を低く設定する場合の割合をいい、解約返戻金の水準は「低解約返戻金割合」によって異なります。
と	とくやくじょうこう 特約条項	特約の約款のことをいいます。なお、普通保険約款と特約条項が異なる内容の場合は、特約条項が優先的に適用されます。
は	はらいこみきげつ 払込期月	第2回目以降の毎回の保険料を払い込んでいただく期間のことで、各保険料につき、契約応当日の属する月の初日から末日までをいいます。
ひ	ひ ほ けん しゃ 被保険者	生命保険の保障の対象として保険がつけられている人のことをいいます。
ふ	ふ つう ほ けん やっかん 普通保険約款	主契約の約款のことをいいます。
	ふっ かつ 復活	失効したご契約を有効な状態に戻すことをいいます。この場合、改めて告知または診査が必要となりますが、健康状態等によっては復活できないこともあります。
ほ	ほ けん き かんまんりょう び 保険期間満了日	保険期間の終了する日をいいます。年満了の場合、契約日からその年数に達する年単位の契約応当日の前日となります。保険期間の満了が被保険者の年齢により定められている場合、被保険者がその年齢に達した後に到来する最初の年単位の契約応当日の前日となります。 (例) 60歳満了であれば満60歳を迎えられた後に到来する最初の契約応当日の前日までが保険期間であり、契約応当日が5月1日であれば満60歳になられた後に到来する最初の4月30日が保険期間満了日となります。
	ほ けん きん 保険金	被保険者が死亡または高度障害になられたとき等にお支払いするお金のことをいいます。

主な保険用語のご説明

	ほ けんしやうけん 保険証券	保険金額や保険期間等のご契約内容を具体的に記載したものです。
	ほ けん ねん ど 保険年度	ご契約日からその日を含めて、1年間を第1保険年度といい、以下順次、第2保険年度、第3保険年度……となります。
	ほ けんりやう 保険料	ご契約者からお払込みいただくお金のことをいいます。
	ほ けん りやうはらいこみ き かん 保険料払込期間 まんりやう び 満了日	保険料の払込期間が終了する日をいいます。年満了の場合、契約日からその年数に達する年単位の契約応当日の前日となります。保険料払込期間の満了が被保険者の年齢により定められている場合、被保険者がその年齢に達した後に到来する最初の年単位の契約応当日の前日となります。 (例) 60歳満了であれば満60歳を迎えられた後に到来する最初の契約応当日の前日までが保険料払込期間であり、契約応当日が5月1日であれば満60歳になられた後に到来する最初の4月30日が保険料払込期間満了日となります。
や	やっ かん 約 款	ご契約者と保険会社との契約内容を記載したもので、普通保険約款と特約条項があります。

はじめにお読みください



●お願いとお知らせ

- ・ 個人情報の取扱いについて…………… 10
- ・ 「支払査定時照会制度」について…………… 11
- ・ ご契約のお申込みについて…………… 12
- ・ 保険料のお払込みに際して…………… 12
- ・ クーリング・オフ（お申込みの撤回等）について…………… 13
- ・ 保険契約締結の「媒介」と「代理」について…………… 14
- ・ 生命保険募集人について…………… 14
- ・ 当社の組織形態について…………… 15
- ・ 受取金額と払込保険料合計額の関係について…………… 15
- ・ 保険会社の業務または財産の状況が変化した場合…………… 15
- ・ 「生命保険契約者保護機構」について…………… 16
- ・ 新たな保険契約へのお申込みについて…………… 18
- ・ 苦情・相談窓口とその電話番号…………… 18



お願いとお知らせ

個人情報の取扱いについて

●当社が取得した個人情報は、次の目的のために業務上必要な範囲で利用します。

- ・ 保険契約のお引受け、維持・管理、継続、保険金・給付金等のお支払い
- ・ 当社の業務運営・管理、商品・サービスの開発・充実
- ・ その他保険に関連・付随する業務

また、当社および当社グループ会社は、本保険契約に関する個人情報を本保険契約以外の保険契約のお引受け、履行のために利用することがあります。

●当社は、個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、個人情報の取扱いを、当社グループ会社、募集代理店、医師、面接士、契約確認会社、情報処理システムの開発・運用を委託する会社など外部委託先である他の事業者等（以下、「委託先」といいます。）に委託しております。

●当社は、生命保険事業の健全性維持や公平性確保など業務を適切に運営する必要性から、業務上必要な範囲で医療・健康情報等の機微（センシティブ）情報を取得、利用するほか、医療機関・契約者等の第三者ならびに委託先に提供することがあります。

※医療・健康情報等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、利用目的が限定されています。

●当社は、引受リスクの適切な分散のための再保険契約の締結ならびに再保険会社における当該保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等支払いその他再保険に関連・付随する業務に関する利用のために、ご契約者・被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および健康状態に関する情報など当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社に提供することがあります。

●当社および当社グループ会社は、商品・サービスのご案内・ご提供、および提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために、個人情報を共同して利用することがあります。

当社の個人情報の取扱いに関する詳細（グループ会社との間の個人情報の共同利用の内容を含みます。）、商品・サービスや当社グループ会社の名称、商品・サービスおよび他の生命保険会社等との情報交換制度につきましては、当社ホームページ (<http://www.msa-life.co.jp>) をご覧ください。

「支払査定時照会制度」について

「保険金等のご請求に際し、あなたのご契約内容等を照会させていただくことがあります。」

- 当社は、社団法人生命保険協会、社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下、「各生命保険会社等」といいます。）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下、「保険契約等」といいます。）の解除、取消しもしくは無効の判断（以下、「お支払い等の判断」といいます。）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。
- 保険金、年金または給付金（以下、「保険金等」といいます。）のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会をなし、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます）があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。
- 当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続に従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取扱われている場合、当社の定める手続に従い、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続の詳細については、お客さまサービスセンターまでお問い合わせください。（巻末をご参照ください。）

【相互照会事項】

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- (1)被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします。）
- (2)保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとしします。）
- (3)保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、社団法人生命保険協会ホームページ（<http://www.seiho.or.jp/>）の「加盟会社」をご参照ください。



お願いとお知らせ

ご契約のお申込みについて

「申込書・告知書は、ご自身で正確に記入してください」

- ご契約の申込書・告知書は、ご契約者および被保険者自身で記入してください。
記入内容を十分お確かめのうえ、自署（ご契約者が法人の場合は記名・押印）をお願いします。
告知の詳細については、(46) ページ「健康状態・ご職業等の告知義務について」を参照してください。

保険料のお払込みに際して

「領収証は必ずお受取りください」

- 第1回保険料相当額、第2回目以降の保険料を当社の社員または代理店に、現金または小切手でお払込みいただく際は、必ず引換えに当社所定の領収証（当社の社名・社印が印刷されたもの）をお受取りください。ただし、当社所定の口座に直接お振込みいただく場合は、電信振込領収証等をもって領収証とし、別途保険料領収証の発行はしません。
 - 領収証の金額、領収日を必ずお確かめください。
- ※上記の方法の他に、当社指定のデビットカード、クレジットカードにより保険料をお払込みいただく方法があります。

クーリング・オフ（お申込みの撤回等）について

「ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除（以下「お申込みの撤回等」といいます。）をすることができます」

- お申込者またはご契約者（以下「申込者等」といいます）がお申込みをされた後でも、「注意喚起情報（※1）を受け取られた日」、「ご契約の申込日」、または「第1回保険料（相当額）の払込日（※2）」のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、書面によりお申込みの撤回等を行うことができます。

※1.注意喚起情報は、保険業法第309条第1項第1号に定める「保険契約の申込みの撤回等に関する事項を記載した書面」です。

※2.第1回保険料（相当額）の払込日とは、お払込みいただく方法により次のとおりとします。

- ①現金（小切手を含む）による方法…領収日
- ②振込による方法（団体・集団を経由する方法を含む）…当社口座への着金日
- ③口座振替による方法…ご契約者の指定口座からの保険料振替日
- ④クレジットカードによる方法…クレジットカードの有効性等を当社が確認した日
- ⑤デビットカードによる方法…口座引落確認を表す電文がデビットカードの端末機に表示された日

- お申込みの撤回等は、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力を生じますので、郵便により当社までお送りください。

この場合、書面には、申込者等の氏名（自署）、住所、電話番号、申込番号とあわせてお申込みの撤回等をする旨を記載してください。

書面送付先

〒101-8458 東京都千代田区神田錦町3-11-1

三井住友海上あいおい生命保険株式会社 新契約部

書面記載例

私は、下記の保険契約の申込みを撤回します。

申込者等氏名：〇〇 〇〇（自署）
 住 所： 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
 電話番号： 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
 申込番号： 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

- お申込みの撤回等があった場合には、当社は、申込者等にお払込みいただいた金額を全額返還します。
- 当社は、申込者等に対し、お申込みの撤回等に関して損害賠償または違約金その他の金銭の支払いを請求しません。
- お申込みの撤回等の書面の発信時に保険金・給付金等のお支払事由が生じている場合には、お申込みの撤回等の効力は生じません。
 ただし、お申込みの撤回等の書面の発信時に、申込者等が保険金・給付金等のお支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。
- 次の場合には、お申込みの撤回等を行うことができません。

- 1 当社が指定する医師の診査が終了したとき
- 2 債務履行の担保のための保険契約であるとき
- 3 既契約の内容変更（保険金額の増額、特約の中途付加等）のとき
- 4 法人をご契約者とする保険契約であるとき

- お申込みの撤回等と行き違いに保険証券が到着した場合は、代理店または当社の課支社もしくは本社までご連絡ください。

- 生命保険契約は長期にわたる契約ですから、ご契約に際しては十分ご検討くださるようお願いいたします。



お願いとお知らせ

保険契約締結の「媒介」と「代理」について

- 生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約のお申込みに対して、保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。
- 生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、保険契約のお申込みに対して、生命保険募集人が承諾をすれば保険契約は有効に成立します。

生命保険募集人について

- 当社の生命保険募集人は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。また、ご契約の成立後にご契約の内容を変更等される場合にも、原則としてご契約内容の変更等に対する当社の承諾が必要になります。

当社の承諾が必要なご契約内容変更等のお手続きの例

- ・ [保険契約の復活](#) ・ [特約の中途付加](#) 等

それぞれの内容については、[ご契約のしおり](#)の「ご契約後について」をご覧ください。

- なお、お客さまが当社の生命保険募集人の登録状況・権限等に関しまして確認をご要望の場合は、お客さまサービスセンターまでご連絡ください。（巻末をご参照ください。）

当社の組織形態について

- 保険会社の会社組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は株式会社です。
- 株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社のご契約者は相互会社のご契約者のように、「社員」（構成員）として会社の運営に参加することはできません。

受取金額と払込保険料合計額の関係について

- 保険契約は預貯金とは異なります。ご契約の内容等によっては、保険金・給付金等のお受取金額がお払込保険料の合計額より少ない金額になる場合があります。

保険会社の業務または財産の状況が変化した場合

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。



「生命保険契約者保護機構」について

●当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます。）に加入しております。保護機構の概要は、以下のとおりです。

- ・保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- ・保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- ・保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※2）を除き、責任準備金等（※3）の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。）。
- ・なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です。（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります。）

※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率^{（注1）}を超えていた契約を指します^{（注2）}。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

$$\text{高予定利率契約の補償率} = 90\% - \{ (\text{過去5年間に於ける各年の予定利率} - \text{基準利率}) \text{の総和} \div 2 \}$$

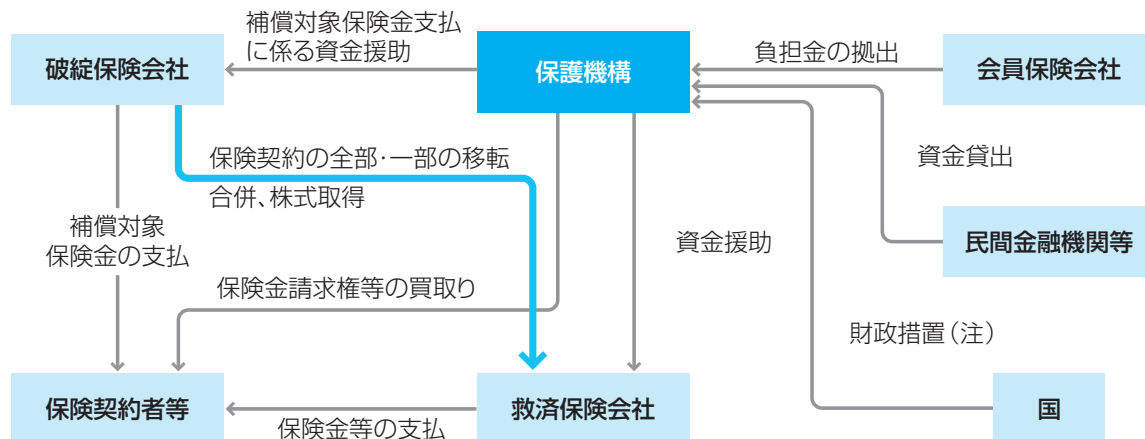
（注1）基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。

（注2）一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当する否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

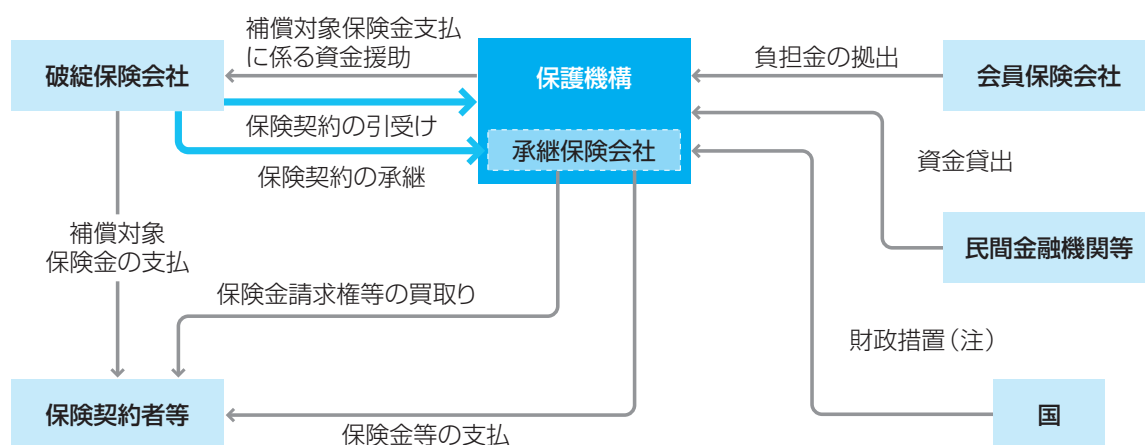
※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。

仕組みの概略図

■救済保険会社が現れた場合



■救済保険会社が現れない場合



注

1. 上記の「財政措置」は、平成29年（2017年）3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。
2. 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取することを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。（高予定利率契約については、※2に記載の率となります。）

補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容はすべて現在の法令に基づいたものであり、今後法令の改正により変更される可能性があります。

・生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先

生命保険契約者保護機構

TEL:03-3286-2820

「月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前9時～正午、午後1時～午後5時」

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>



お願いとお知らせ

新たな保険契約へのお申込みについて

「現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている方へ」

- 現在のご契約については、一般的に各種特約等の中途付加や追加契約等の方法によっても保障内容を見直すことができます。
- 保険料計算の基礎となる予定利率、予定死亡率等は現在ご契約の保険契約と新たな保険契約とでは異なることがあります。
- 現在ご契約の保険契約を解約、減額するときには、一般的に次の点について、ご契約者にとって不利益となります。
 - ・多くの場合、解約返戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。
特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
 - ・一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うこととなる場合があります。
 - ・新たな保険契約のお取扱いにかかわらず、解約・減額されたご契約を元に戻すことはできません。
 - ・新たな保険契約の保険料については現在の被保険者の年齢により計算されています。
 - ・新たにお申込みの保険契約についても同様に告知義務があります。告知の詳細については、(46) ページ「健康状態・ご職業等の告知義務について」を参照してください。
 - ・「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」の場合は「新たなご契約の責任開始日」を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。
 - ・よって、**告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たなご契約のお引受けができなかったり、その告知をされなかったために上記のとおり解除・取消となることもあります。**
 - ・新たにお申込みの保険契約の責任開始日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺した場合、保険金・給付金等のお支払いができない場合があります。また、責任開始期前に生じていた病気やケガにより保険金・給付金等のお支払事由や保険料の払込免除事由が生じた場合には、保険金・給付金等のお支払いや保険料の払込免除ができない場合があります。

苦情・相談窓口とその電話番号

- 生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては、当社お客さまサービスセンターへご連絡ください。
問い合わせ先:三井住友海上あいおい生命 お客さまサービスセンター TEL:0120-324-386
月～金/9:00～18:00 土/9:00～17:00 (日・祝日・年末年始を除きます)
- この商品に係る指定紛争解決機関は社団法人 生命保険協会です。
- 社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
問い合わせ先:社団法人 生命保険協会
ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

主契約について

特徴としくみ・給付について



●新ガン保険α	20
●保険料の払込免除について	24

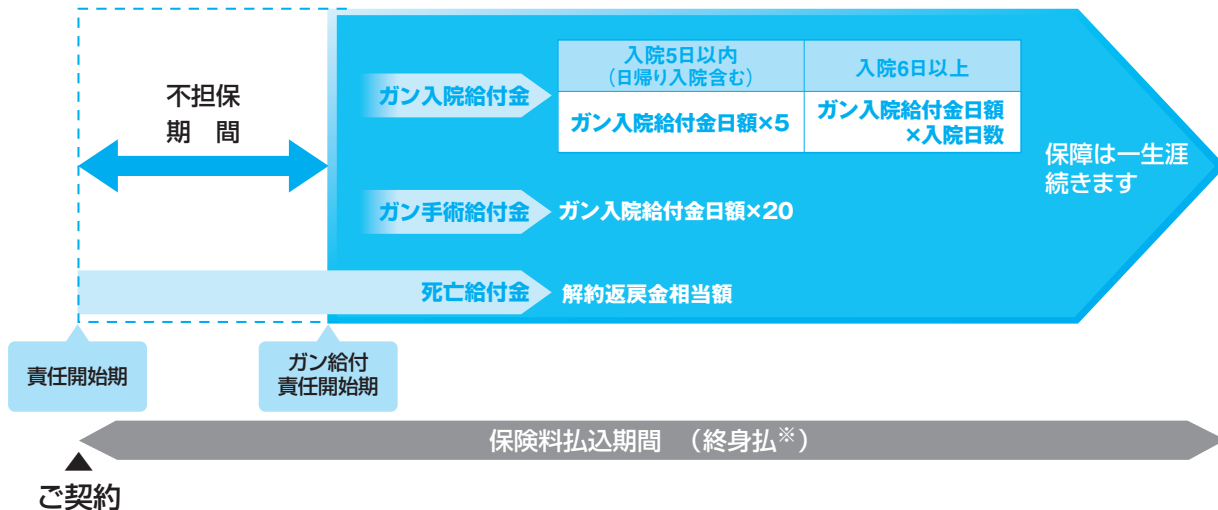


新ガン保険 α

特徴としくみ①

ガンに立ち向かう人と支えるご家族のために

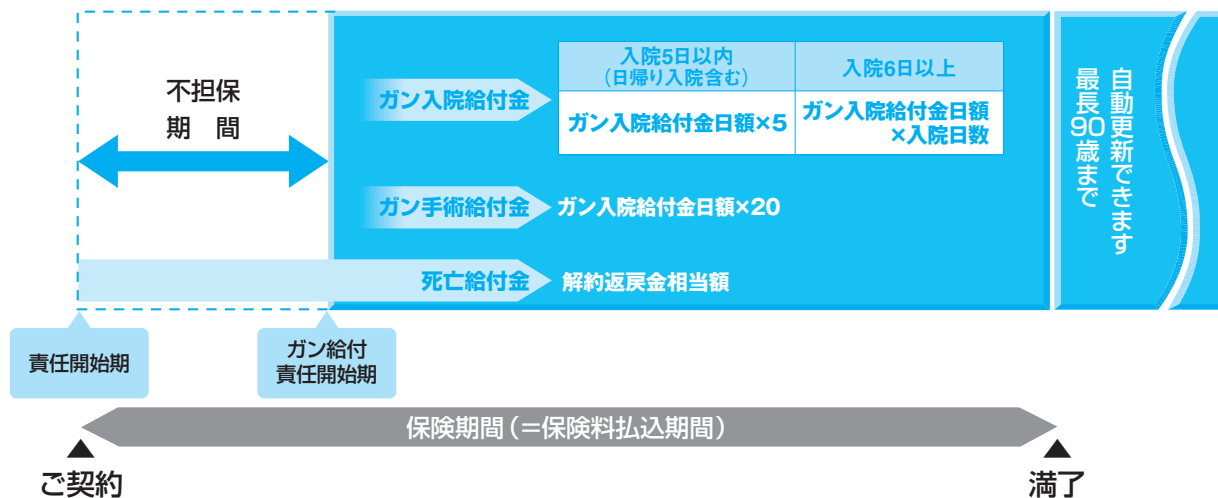
終身保障タイプのしくみ



※保険料の払込期間を定めて払い込んでいただくタイプ(有期払)もあります。

※責任開始期およびガン給付責任開始期の詳細については、(49) ページ「保険会社の責任開始期について」をご覧ください。

定期保障タイプのしくみ



※責任開始期およびガン給付責任開始期の詳細については、(49) ページ「保険会社の責任開始期について」をご覧ください。

新ガン保険αの特徴

特徴1

ガンによる約款所定の入院・手術を保障します。

特徴2

きわめて初期の上皮内ガンも対象とします。

特徴3

一生涯にわたり保障を行う終身保障タイプと一定期間保障を行う定期保障タイプがあります。

特徴4

ガン入院給付金の支払日数は無制限です。

特徴5

日帰り入院から保障します。
入院5日目までは一律5日分のガン入院給付金をお支払いします。

特徴6

ご希望に応じて、ガンと診断確定された際の保障等に対応した、各種特約を付加することができます。

特徴7

低解約返戻金特則が付加されていますので、
解約返戻金は保険期間を通じて
低解約返戻金特則付でない場合より低くなっており、
その分保険料が割安です。

特徴8

無配当ですので契約者配当金はありません。

注

1. 日帰り入院とは入院日と退院日が同一の入院をいい、入院基本料の支払有無により判断します。
2. 入院日数が5日以内の場合は一律5日分のガン入院給付金をお支払いします。
入院日数が6日以上の場合はガン入院給付金日額×入院日数をお支払いします。



特徴としくみ②

低解約返戻金特則を付加した場合

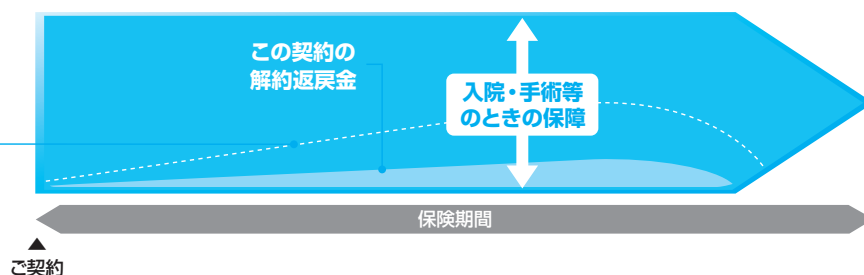
新ガン保険αおよび新ガン保険αに付加される特約の解約返戻金は、保険期間を通じて、低解約返戻金特則付でない場合の解約返戻金に低解約返戻金割合を乗じた水準となります。

全期間低解約返戻金割合30% 終身保障タイプの場合

低解約返戻金期間:保険期間と同一、低解約返戻金割合:30%

〈参考〉

低解約返戻金特則付でない場合の解約返戻金



注

解約返戻金は、保険期間を通じて、低解約返戻金特則付でない場合の30%の水準になっています。

自動更新について（定期保障タイプのみ）

- ご契約の更新は、更新後の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が90歳以下となる範囲内でお取扱いします。
- 特約が付加されている場合は、その特約も当社所定の範囲内で更新されます。
- 更新を希望されないときは、保険期間満了の2か月前までにお申し出ください。お申し出のない限り、当社所定の範囲内で自動的に更新されます。
- 更新されるご契約については更新日における約款を適用します。
- 更新されるご契約の保険期間は、更新前と同一とします。（ただし更新後の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が90歳をこえるときは、保険期間を変更して更新される場合があります。）
- 更新されるご契約の保険料は、更新日における被保険者の年齢および保険料率により新たに定めます。そのため同一の保障内容で更新される場合、更新後の保険料は更新前に比べて通常高くなります。
- 主契約・特約における給付金のお支払いやガン給付責任開始期のお取扱い等については、更新前のご契約と更新後のご契約とは保険期間が継続しているものとみなしてお取扱いします。

ガンの定義および診断確定について

- 対象となるガンは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」に記載された悪性新生物および上皮内新生物です。
※詳しくは普通保険約款別表2「対象となるガン」をご覧ください。
- ガンの診断確定とは、医師によって病理組織学的所見（生検）により、ガンに罹患したとの診断が確定することをいいます。（病理組織学的所見が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。）

給付について

給付金について

- 被保険者がガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンの治療を目的として約款所定の入院・手術をされたときに給付金をお支払いします。（責任開始期以後に死亡されたときは、死亡給付金をお支払いします。）

お支払事由（お支払いできる場合）	お支払いする給付金	お受取人
ガン給付責任開始期以後にガンと診断確定され、その治療を目的として1日以上 病院または診療所 に 入院 されたとき 注 1.2.3.4	ガン入院給付金 (1) 入院日数が5日以内の場合 ガン入院給付金日額×5 (2) 入院日数が6日以上の場合 ガン入院給付金日額×入院日数	ガン給付金受取人 〔被保険者とします。ただし、ご契約者が法人の場合、被保険者の同意を得て、ご契約者を受取人とすることができます。〕
ガン給付責任開始期以後にガンと診断確定され、その治療を目的として 約款所定の手術 を 病院または診療所 で受けられたとき 注 1.2.5.6.7.8	ガン手術給付金 ガン入院給付金日額×20	
死亡されたとき	死亡給付金 被保険者が死亡した日における解約返戻金相当額	死亡給付金受取人

注

1. 給付金をお支払いできない場合については、(38) ページ「給付金等をお支払いできない場合について」をご覧ください。
2. **病院または診療所**→普通保険約款別表6「病院または診療所」をご覧ください。
3. **入院**→普通保険約款別表7「入院」および備考をご覧ください。
4. ガン入院給付金の支払われる入院を2回以上した場合には、2回目以後のその入院が、最初の入院を開始する直接の原因となったガン（以下「原発ガン」といいます）の治療を目的としているときは、原発ガンの治療を目的とする継続した1回の入院とみなします。ただし、ガン入院給付金が支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、新たに生じたガンによる入院とみなします。
5. **約款所定の手術**→普通保険約款別表8「対象となる手術」および備考をご覧ください。
6. ガン手術給付金のお支払回数の限度はありません。ただし、一部の手術（ファイバースコープによる手術等）は、60日間に1回の給付限度があります。
7. 治療を目的としない手術や、約款に定める種類以外の手術を受けられてもガン手術給付金はお支払いしません。
8. 同時に複数の手術を受けられた場合には、そのうちいずれか1つの手術についてのみガン手術給付金をお支払いします。



保険料の払込免除について

保険料の払込免除について

- 被保険者が責任開始期以後に発生した病気やケガを原因として、**約款所定の高度障害状態**になられたとき（ただし、ガン死亡保障特約αの場合には被保険者が責任開始期以後に発生したケガまたはガン以外の病気により、約款所定の高度障害状態になられたとき）は、以後の保険料のお払込みを免除します。

ただし、次の場合には保険料のお払込みを免除することはできません。

- ・ご契約者または被保険者の故意によるとき
- ・被保険者の犯罪行為によるとき

※戦争その他の変乱が原因で約款所定の高度障害状態に該当した場合に、該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、保険料のお払込みを免除しません。

- 被保険者が責任開始期以後に発生した**不慮の事故**によるケガを直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に**約款所定の身体障害の状態**になられたときは、以後の保険料のお払込みを免除します。

ただし、次の場合には保険料のお払込みを免除することはできません。

- ・ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
- ・被保険者の犯罪行為によるとき
- ・被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき
- ・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
- ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで（運転免許の効力停止中も含みます）運転している間に生じた事故によるとき
- ・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき

※戦争その他の変乱、地震、噴火または津波が原因で約款所定の身体障害の状態に該当した場合に、該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、保険料のお払込みを免除しません。

注

1. **約款所定の高度障害状態**→普通保険約款別表3「対象となる高度障害状態」および備考をご覧ください。
2. **不慮の事故**→普通保険約款別表5「対象となる不慮の事故」をご覧ください。
3. **約款所定の身体障害の状態**→普通保険約款別表4「対象となる身体障害の状態」および備考をご覧ください。

保険料の払込免除事由に該当した場合には、ただちに、当社にご通知のうえ、必要書類をご提出ください。
必要書類については、普通保険約款の**別表1「請求書類」**をご覧ください。

注

主契約に付加される特約（ガン診断給付特約α・在宅療養給付特約α・ガン先進医療特約α・ガン室料差額給付特約α・ガン死亡保障特約α）についても上記の保険料の払込免除事由が発生した場合には、保険料のお払込みを免除します。

特約について



●保障を充実させる特約について.....	26
----------------------	----



保障を充実させる特約について

新ガン保険αの保障内容を充実させる特約として、

ガン診断給付特約α・在宅療養給付特約α・ガン先進医療特約α・ガン室料差額給付特約α・
ガン死亡保障特約αがあります。

- 特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一となります。
- 特約の保険料は、主契約の保険料とあわせてお支払いいただきます。

新ガン保険αに付加される特約のお支払事由の変更について

- 当社は、法令等の改正による公的医療保険制度の改正があった場合で特に必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て次の給付金のお支払事由を公的医療保険制度の改正に適した内容に変更することがあります。この場合、お支払事由を変更する2か月前までにご契約者あてにご連絡します。

お支払事由を変更することがある給付金

ガン先進医療特約α条項のガン先進医療給付金
ガン室料差額給付特約α条項のガン室料差額給付金

ガン診断給付特約α

- ガン給付責任開始期以後に初めてガンと診断確定されたとき、およびその後2年を経過してガン（再発を含む）により入院されたときや、死亡されたときに給付金をお支払いします。

※ガン診断給付金は、お支払事由に該当することに繰り返しお支払いします。

特約の名称	お支払事由（お支払いできる場合）	お支払いする給付金	お受取人
ガン診断 給付特約α	次のいずれかに該当したとき ・ガン給付責任開始期以後に初めてガンと診断確定されたとき ・本給付金が支払われることとなった診断確定日または最終の入院の開始日から、その日を含めて2年を過ぎてガンによる入院を開始されたとき ・本給付金が支払われることとなった診断確定日または最終の入院の開始日から、その日を含めて2年を経過した日の翌日にガンにより継続入院中のとき	ガン診断給付金	主契約のガン給付金受取人
	死亡されたとき	死亡給付金 被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額	主契約の死亡給付金受取人

注

1. 給付金をお支払いできない場合については、(38)ページ「給付金等をお支払いできない場合について」をご覧ください。
2. **入院**→普通保険約款別表7「入院」および備考をご覧ください。

在宅療養給付特約 α

- ガン入院給付金を支払われる入院を継続して20日以上した後、生存して退院されたときや、死亡されたときに給付金をお支払いします。

特約の名称	お支払事由(お支払いできる場合)	お支払いする給付金	お受取人
在宅療養給付特約α	ガン入院給付金を支払われる入院を継続して20日以上した後、生存して退院されたとき	在宅療養給付金 ガン入院給付金日額×20	主契約のガン給付金受取人
	死亡されたとき	死亡給付金 被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額	主契約の死亡給付金受取人

注

1. 給付金をお支払いできない場合については、(38)ページ「給付金等をお支払いできない場合について」をご覧ください。
2. 在宅療養給付金を支払われた最終の入院の退院日からその日を含めて30日以内に、再度主契約のガン入院給付金を支払われる入院を開始した場合、その入院については、在宅療養給付金をお支払いしません。



保障を充実させる特約について

ガン先進医療特約 α

- ガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンを直接の原因としてお支払対象となる療養を受けられたときや、死亡されたときに給付金をお支払いします。

特約の名称	お支払事由（お支払できる場合）	お支払いする給付金	お受取人
ガン先進医療特約 α	ガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンを直接の原因として 約款所定の先進医療 による 療養 を受けられたとき	ガン先進医療給付金 被保険者が負担した次の費用 (1) 先進医療にかかわる技術料 (2) 先進医療を受けるために必要とした先進医療を受ける病院または診療所までの交通費（医師が必要と認めた病院または診療所への転院のための交通費および病院または診療所から住居までの交通費を含みます）の額 (3) 先進医療を受けるために必要とした被保険者の宿泊費（1泊につき1万円を限度とします。）	主契約のガン給付金受取人
	死亡されたとき	死亡給付金 被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額	主契約の死亡給付金受取人

注

- 給付金をお支払いできない場合については、(38) ページ「給付金等をお支払いできない場合について」をご覧ください。
- 約款所定の先進医療**→先進医療とは、厚生労働大臣が定める評価療養及び選定療養（平成18年厚生労働省告示第495号）第1条第1号に規定する先進医療をいいます。
なお、特約の保険期間中に対象となる先進医療は変動しますので、ご契約時に対象となっていた医療技術であっても受療された日現在において対象外となる可能性があります。
- ガン先進医療特約 α における先進医療は、先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限りします。
- 療養**→療養とは、診察、薬剤または治療材料の支給および処置、手術その他の治療をいいます。
- 先進医療にかかわる技術料**→ガン先進医療特約 α 条項の別表5「先進医療の技術にかかわる費用の額」をご覧ください。
- 先進医療にかかわる技術料以外の通常の治療と共通する部分（診察・検査・投薬・入院料等）の費用は、ガン先進医療給付金のお支払対象となりません。
- ガン先進医療給付金のお支払い額は保険期間通算で1,000万円を限度とします。

ガン室料差額給付特約 α

- ガン入院給付金が支払われる入院をされ室料差額が発生したときや、死亡されたときに給付金をお支払します。

特約の名称	お支払事由(お支払いできる場合)	お支払いする給付金	お受取人
ガン室料差額 給付特約 α	ガン入院給付金が支払われる 入院 をされ、 室料差額 が発生し たとき	ガン室料差額給付金 次の(1)・(2)のいずれか小さい額 (1)ガン入院給付金の支払われ る入院期間中に発生した室 料差額 (2)ガン室料差額基準日額に主 契約のガン入院給付金の支 払われる入院の日数を乗じ た金額	主契約の ガン給付金 受取人
	死亡されたとき	死亡給付金 被保険者が死亡した日における この特約の解約返戻金相当額	主契約の 死亡給付金 受取人

- 注** 1. 給付金をお支払いできない場合については、(38) ページ「給付金等をお支払いできない場合について」をご覧ください。
2. **入院**→普通保険約款別表7「入院」および備考をご覧ください。
3. **室料差額**→ガン室料差額給付特約 α 条項の別表2「室料差額」をご覧ください。

【例】ガン室料差額給付金の支払額

ガンで20日間入院(ガン室料差額基準日額1万円の場合)

実際の室料差額	個室の室料差額 1日2万円×10日間 4人部屋の室料差額 1日5千円×10日間	▶ (1) 合計25万円
ガン室料差額基準日額 × 主契約のガン入院給付金 の支払われる入院の日数	ガン室料差額基準日額1万円×20日間	▶ (2) 合計20万円

ガン室料差額給付金の支払額は(1)と(2)のいずれか小さい額となるため、この場合は20万円をお支払いします。



保障を充実させる特約について

ガン死亡保障特約 α

- ガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンを直接の原因として、次のお支払事由に該当されたときに給付金等をお支払いします。（責任開始期以後にガン死亡保険金のお支払事由以外の事由により死亡されたときは、死亡給付金をお支払いします。）

特約の名称	お支払事由（お支払いできる場合）	お支払いする給付金等	お受取人
ガン死亡 保障特約 α	ガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンを直接の原因として死亡されたとき	ガン死亡保険金	主契約の 死亡給付金 受取人
	ガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンを直接の原因として約款所定の高度障害状態 ^④ になられたとき	ガン高度障害保険金	主契約の ガン給付金 受取人
	ガン死亡保険金のお支払事由以外の事由により死亡されたとき	死亡給付金 被保険者が死亡した日における この特約の解約返戻金相当額	主契約の 死亡給付金 受取人

注

1. 給付金等をお支払いできない場合については、(38)ページ「給付金等をお支払いできない場合について」をご覧ください。
2. ガン高度障害保険金をお支払いしたときは、高度障害状態になられた時からこの特約は消滅したものとします。
3. ガン死亡保険金・ガン高度障害保険金・死亡給付金は各々重複してお支払いしません。
4. 約款所定の高度障害状態^④→普通保険約款別表3「対象となる高度障害状態」および備考をご覧ください。

給付金等のお支払いについて



●給付金等のお受取り等の手続きについて……………	32
●給付金・保険金等をもらえなくご請求ください……………	34
●給付金等のお支払い等の際の未払込保険料について……………	36
●給付金等をお支払いできない場合について……………	38
●給付金等をお支払いできない場合の具体例……………	40
●こんなときQ&A①……………	43



給付金等のお受取り等の手続きに

請求手続きについて

給付金等のお支払事由、保険料の払込免除事由が発生したときは、ただちに当社にご通知のうえ、必要書類をご提出ください。

具体的なお手続き方法については、43ページをご覧ください。

- 給付金等のお支払事由が生じましたら、ただちにご連絡ください。
長期間経過しますと、お支払い等に支障をきたす場合もありますのでご注意ください。
- 給付金等は、すべての必要書類が当社に到着した日の翌営業日からその日を含めて5営業日以内にお支払いします。
- お支払いに際し、ご提出いただいた書類に加えてご請求内容について約款所定の確認が必要な場合には、給付金等を5営業日以内にお支払いできないことがあります。この場合、確認事項に応じて約款所定の期日以内にお支払いします。ただし、確認に際し、ご契約者、被保険者、給付金等の受取人が正当な理由なくその確認を妨げたり、確認等に応じていただけなかった場合、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金等をお支払いできません。

<約款所定の確認>の例

給付金等をお支払いするための確認等が必要な場合	お支払期限
・給付金等のお支払事由発生の有無の確認が必要な場合 ・給付金等のお支払事由に該当してもお支払いできない場合に該当する可能性がある場合 ・告知義務違反に該当する可能性がある場合 ・重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合 ・ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効に該当する可能性がある場合	すべての必要書類が当社に到着した日の翌営業日からその日を含めて60日以内
上記の確認を行うために特別な照会や調査が必要な場合には、お支払期限が90日、120日または180日以上となる場合があります。	

注 給付金等をお支払いする場合に、未払込みの保険料があるときは、その保険料を差し引きます。

- 給付金等は口座振込の方法でお支払いします。

代理請求制度について

ガン給付金受取人が給付金等を請求できない<特別な事情>があるとき、または被保険者とご契約者が同一の場合で、ご契約者が保険料の払込免除を請求することができない<特別な事情>があるときは、その代理人（代理請求人、あらかじめ指定した場合は指定代理請求人）により請求をすることができます。代理請求人（または指定代理請求人）に対し、お支払事由および代理請求できる旨、お伝えください。

<特別な事情>の例

- ①被保険者本人が、病名・病状等を知らされていないため（例えば、ガンの場合）、給付金等を請求できない場合
- ②障害または病気により給付金等を請求する意思表示ができないまたは困難であると当社が認めた場合
- ③その他、上記①または②に準じる状態であると当社が認めた場合

注 1. ガン給付金受取人が法人である場合には、代理請求制度はお取り扱いできません。
2. 故意に給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由を生じさせた者は、代理請求人としてのお取り扱いを受けることはできません。

代理請求人について

- ご契約者が、被保険者の同意を得て、次の範囲内であらかじめ指定した場合（この指定された者を指定代理請求人といいます）。ただし、代理請求時においてもこの範囲内であることを要します。

請 求 者（指定代理請求人）

- ①被保険者の戸籍上の配偶者
- ②被保険者の直系血族
- ③被保険者の兄弟姉妹（兄弟姉妹がいなくは甥姪）
- ④被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- ⑤被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている上記④以外の者
- ⑥被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている者
- ⑦その他上記⑤および⑥に掲げる者と同等の特別な事情がある者として会社が認めた者

※⑤～⑦については、当社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、給付金等の受取人またはご契約者のために給付金等または保険料の払込免除を請求すべき適当な理由があると当社が認めた者に限ります。

※ご契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更または解除することができます。

- 指定代理請求人が指定されていない場合（指定代理請求人が死亡している場合もしくは請求時に上記①～⑦のいずれの者にも該当しない場合を含みます）、または指定代理請求人が代理請求をすることができない特別な事情がある場合

請 求 者（代理請求人）

- ⑧死亡給付金受取人

※請求時に被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている者に限ります。

- ・上記⑧に該当する者がいない場合または⑧に該当する者が請求をすることができない特別な事情がある場合

請 求 者（代理請求人）

- ⑨請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者

- ・上記⑧もしくは⑨に該当する者がいない場合または上記⑧もしくは⑨に該当する者が請求をすることができない特別な事情がある場合

請 求 者（代理請求人）

- ⑩請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族



代理請求する時点で代理請求人としての要件を満たさない場合は、ご請求をお受けすることはできませんのでご注意ください。

代理請求制度をご利用になる場合、次の点についてあらかじめご了承ください。

- ・給付金等を代理請求人にお支払いした場合、そのお支払い後に給付金等のご請求を受けても、当社はこれをお支払いすることはできません。
- ・代理請求に基づき給付金等をお支払いした場合、被保険者にはお支払いの旨をご連絡しません。ただし、請求書類やお支払明細を郵送した際に、被保険者がこれらをご覧になってしまうことによって、お支払いの事実や真の病名を知ってしまう可能性があります。
お支払いの事実や病名について配慮が必要な場合は、ご請求の際に当社お客さまサービスセンターまでお申し出ください。
- ・ガン入院給付金等の請求後の被保険者あるいはご契約者からのご照会について、当社は直接の回答をせず代理請求人（指定代理請求人を含みます）にご連絡をとらせていただくことがあります。



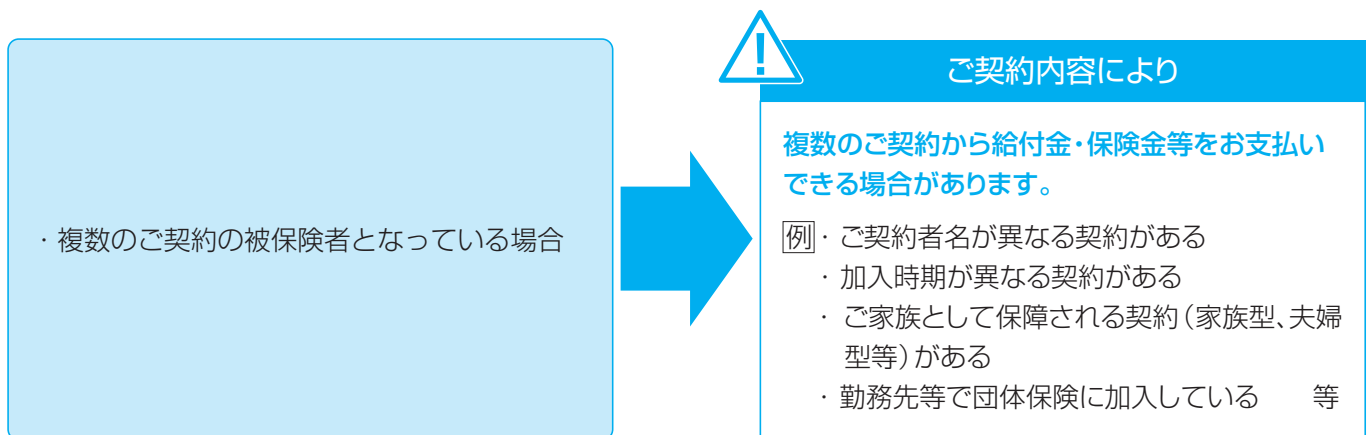
給付金・保険金等をもらえなくご請求

給付金等のお支払いや保険料の払込免除ができる可能性があります。

給付金等をご契約内容に応じてもらえなくご請求いただくために、代表的な事例を参考としてあげたものです。ご契約の保険種類・ご契約の時期によってはお取扱いが異なる場合がありますので、実際のご契約でのお取扱いに関しては、ご契約（特約）内容・約款を必ずご確認ください。また、事例に記載した以外にも、その状況によってお取扱いに違いが生じることがあります。なお、ご不明な点につきましては、当社お客さまサービスセンターまでお問い合わせください。（巻末をご参照ください。）

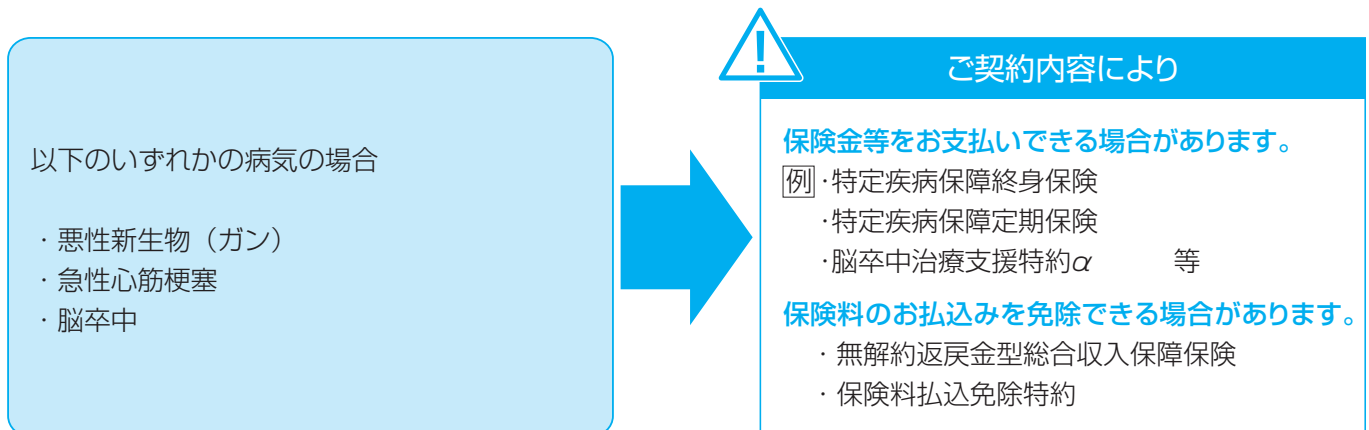
複数のご契約（特約を含む）をされている場合

●同一の被保険者で複数のご契約をされている場合がありますので、あわせてご確認ください。



（入院給付金・手術給付金等の）

ご請求が「三大疾病」による場合



(入院給付金・手術給付金等の)

ご請求が「約款所定の障害状態」や「約款所定の要介護状態」による場合

病気や事故により、

- ・両眼が全く見えなくなった
- ・耳が聞こえなくなった
- ・片半身が完全に麻痺してしまった
- ・手や足を切断した

等の約款所定の障害状態となった

病気や事故により、

寝たきりとなり、自分で歩行・入浴・衣服の着脱ができない

等の約款所定の要介護状態となった



ご契約内容により

給付金等をお支払いできる場合があります。

- 例・無解約返戻金型総合収入保障保険
・新傷害特約
(事故を原因とする場合に限り) 等

保険料のお払込みを免除できる場合があります。

- ・無解約返戻金型総合収入保障保険
- ・保険料払込免除特約
- ・保険料払込免除特約を付加されていなくても約款所定の身体障害の状態により保険料のお払込みが免除となる場合もあります。

死亡給付金等をご請求の場合

●入院や手術をしたときに給付金等をお支払いできる契約の場合がありますので、あわせてご確認ください。

- ・お亡くなりになる前に、入院や手術をした場合

- ・被保険者に意思能力がない等の理由で請求できなかった給付金がある場合

- ・医師より被保険者本人が傷病名の告知を受けていなかった(被保険者本人が自らの病状を知らなかった)場合



ご契約内容により

ご契約に、入院や手術等の保障がついている場合、給付金等をお支払いできる場合があります。

- 例・新災害入院特約
・新疾病入院特約
・医療保険
・新医療保険α 等

注

ご契約の保険種類にかかわらず、一般的な内容を掲載しています。

以上の例にあてはまる場合でもお支払いできないことがあります。(38)ページ「給付金等をお支払いできない場合について」および(40)ページ「給付金等をお支払いできない場合の具体例」をご覧ください。

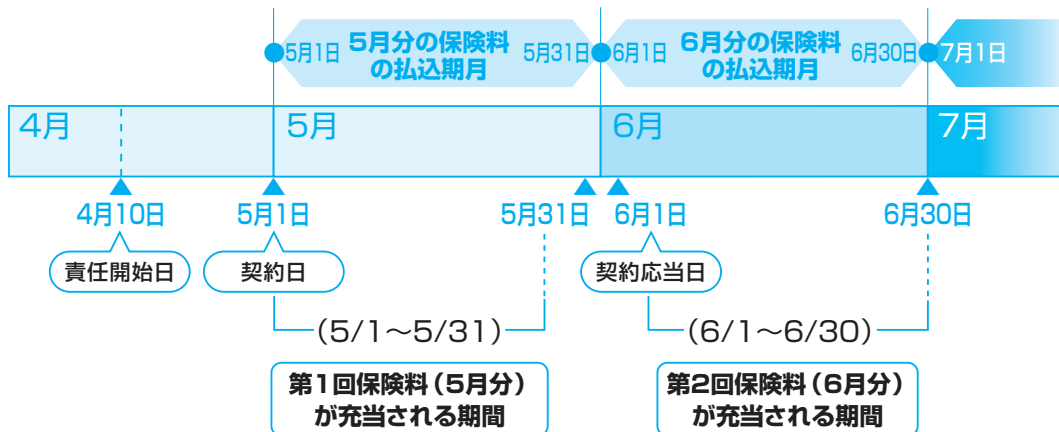
詳細につきましては、ご契約の「保険証券」と「ご契約のしおり・約款」によりご確認ください。



給付金等のお支払い等の際の未払

●保険料は、毎払込期月の契約日の応当日から次の払込期月の契約日の応当日の前日までの期間に充当されます。

【例】月払口座振替契約の場合の保険料充当期間

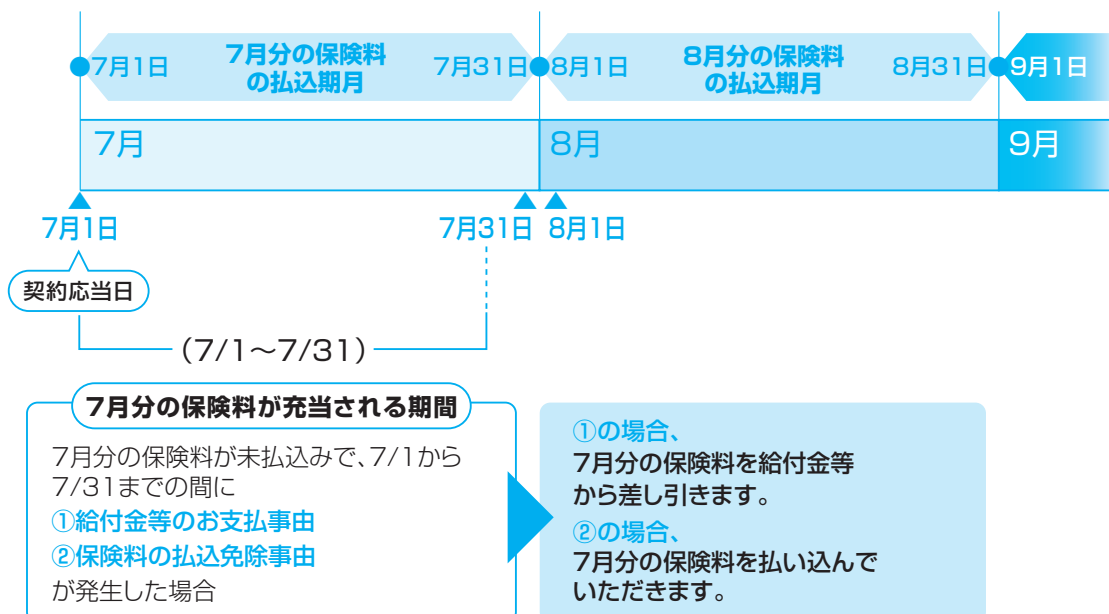


※月払口座振替契約で契約日を指定されない場合、責任開始日の翌月1日が契約日となります。

●したがって、給付金等のお支払事由または保険料の払込免除事由が発生した日を含む期間に充当されるべき保険料が払い込まれていない場合は、次のとおりとなります。

給付金等を支払うとき…………… 未払込保険料を給付金等から差し引きます。
保険料の払込免除のとき…………… 未払込保険料を払い込んでいただきます。

【例】月払口座振替契約の場合

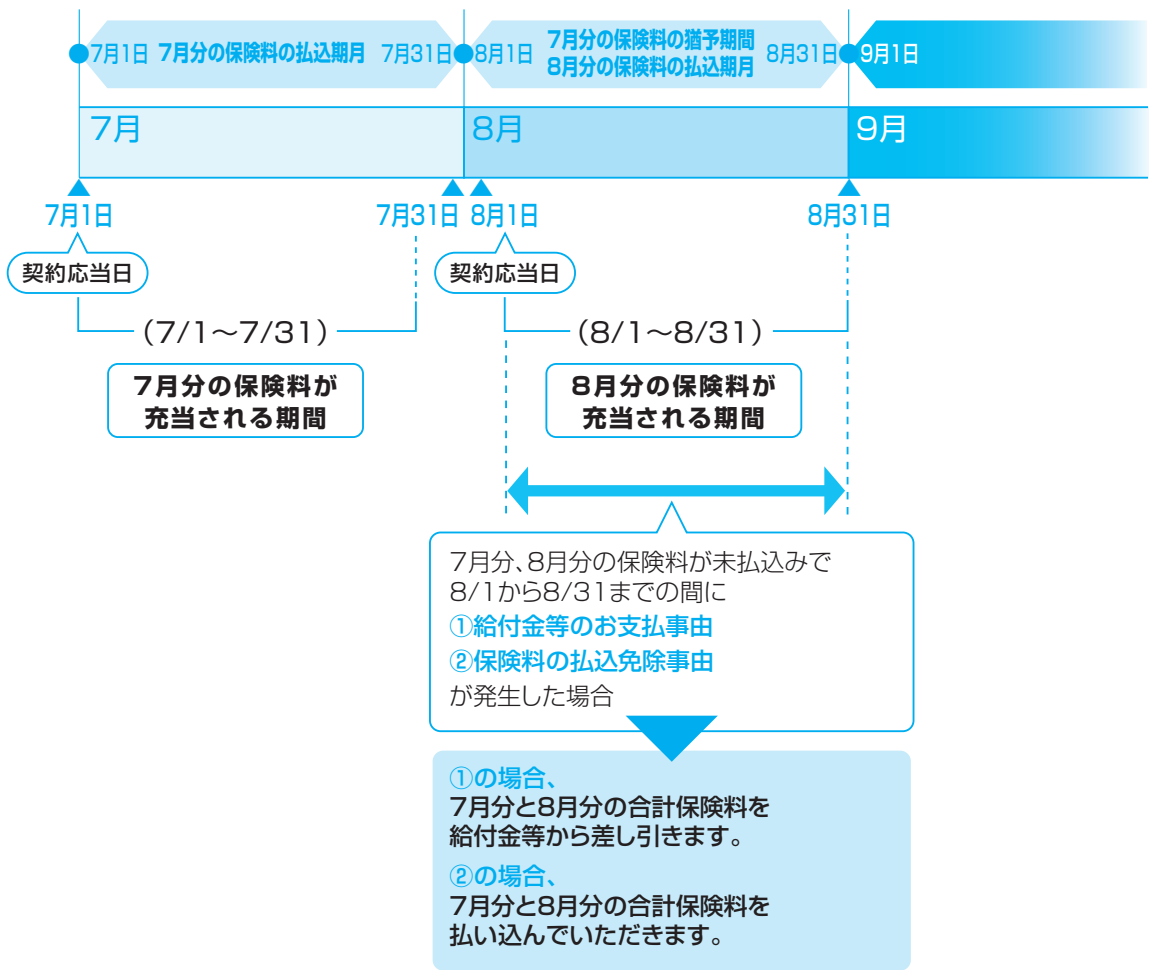


込保険料について

●なお、月払口座振替契約で保険料払込猶予期間中に給付金等のお支払事由または保険料の払込免除事由が発生した場合は、次のとおりとなります。

- 給付金等を支払うとき…………… 2か月分の保険料を給付金等から差し引きます。
- 保険料の払込免除のとき…………… 2か月分の保険料を払い込んでいただきます。

【例】月払口座振替契約の場合





給付金等をお支払いできない場合

お支払事由に該当しない場合

●お支払事由に該当しない場合は給付金等をお支払いすることはできません。

①当社がガンに関する保障の責任を開始する前にガンに罹患したと診断確定されていた場合

②約款に定める事由に当てはまらない入院や手術

- ・ガンの治療を目的としない入院や手術の場合
- ・約款に定める種類の手術に該当しない場合
- ・吸引・穿刺等「手術」の定義に当てはまらない場合 等

お支払事由に該当してもお支払いできない場合

●次のような場合には、給付金等のお支払事由に該当しても給付金等をお支払いすることはできません。

保険種類	給付金	お支払いできない場合
新ガン保険α(主契約) ガン診断給付特約α 在宅療養給付特約α ガン先進医療特約α ガン室料差額給付特約α ガン死亡保障特約α	死亡給付金	①責任開始日(または復活日)からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき (ただし、自殺に際して心神喪失ないしこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められるときは、給付金をお支払いする場合があります。) ②ご契約者の故意によるとき ③主契約の死亡給付金受取人の故意によるとき (ただし、その受取人が一部の受取人であるときは、その残額を他の受取人にお支払いします。)

※保険料の払込免除事由に該当しても保険料のお払込みを免除できない場合については、(24) ページ「保険料の払込免除について」をご覧ください。

ご契約が無効となる場合

●被保険者が告知日以前、または告知時からガン給付責任開始期までの間にガンと診断確定されていた場合には、ご契約者および被保険者がその事実を知っていると知っていないにかかわらず、保険契約は無効となり、給付金等をお支払いすることはできません。この場合、付加されている特約もあわせて無効となります。

告知義務違反による解除の場合

●告知していただいた内容が事実と相違していたため、主契約・特約が解除された場合、給付金等のお支払事由や保険料の払込免除事由が発生していても給付金等のお支払いや保険料のお払込みの免除はできません。

不法取得目的による無効の場合

●ご契約者が給付金等を不法に取得する目的または他人に給付金等を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結または復活が行われたときには、その保険契約を無効とし、すでに受け取った保険料は払い戻しません。

詐欺による取消の場合

- ご契約者または被保険者の詐欺により、保険契約の締結または復活が行われたときには、その保険契約を取り消し、すでに受け取った保険料は払い戻しません。

重大事由による解除の場合

重大事由とは

- ①給付金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的でお支払事由を発生させた（未遂を含みます）とき
- ②給付金等の請求に関し詐欺行為（未遂を含みます）があったとき
- ③ご契約者、被保険者もしくは給付金等の受取人が、**反社会的勢力**に該当すると認められるとき、またはこれらの**反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係**を有していると認められるとき
- ④他の保険契約との重複により給付金等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する事態がもたらされるおそれがあるとき
- ⑤この保険を継続することを期待し得ない上記と同等の以下のような事由があるとき
 - ・この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されたとき
 - ・ご契約者、被保険者または死亡給付金受取人が他の生命保険会社等との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由によって解除されたとき 等

- 重大事由に該当し、主契約・特約が解除された場合、重大事由の発生時以後に生じたお支払事由や保険料の払込免除事由による給付金等のお支払いや保険料のお払込みの免除はできません。（上記③の事由にのみ該当した場合で、給付金等の受取人が複数のときは、給付金等のうち、上記③に該当した一部の受取人にお支払いすることとなっていた給付金等を除いた額を、他の受取人にお支払いします。）

注

1. 「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
2. 「反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係」とは、反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与または反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、ご契約者または給付金等の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配または実質的な関与があることもいいます。

保険料のお払込みがなく、ご契約が失効している場合

- 保険料のお払込みがなかったため、ご契約が効力を失っている間に給付金等のお支払事由が生じても給付金等をお支払いすることはできません。

ガン診断給付金をお支払いできない場合

- ガン診断給付金が支払われることとなった診断確定日または最終の入院の開始日からその日を含めて2年以内に、再度ガン診断給付金の支払事由に該当した場合には、ガン診断給付金をお支払いしません。

在宅療養給付金をお支払いできない場合

- 在宅療養給付金が支払われた最終の入院の退院日からその日を含めて30日以内に、再度主契約のガン入院給付金が支払われる入院を開始した場合、その入院については、在宅療養給付金をお支払いしません。



給付金等をお支払いできない場合の具体例

給付金等をお支払いできる場合またはお支払いできない場合をわかりやすくご説明するため、代表的な事例を参考としてあげたものです。ご契約の保険種類・ご契約の時期によってはお取扱いが異なる場合がありますので、実際のご契約でのお取扱いに関しては、ご契約（特約）内容・約款を必ずご確認ください。また、事例に記載した以外にも、その状況によってお取扱いに違いが生じることがあります。

事例① ガン入院給付金（ガン給付責任開始期前の診断確定）

お支払いできない場合

ご契約後に胃痛があり、ガン給付責任開始期前に「胃ガン」と診断確定され、ガン給付責任開始期以後に入院を開始したとき

ガン入院給付金等は、ガン給付責任開始期から保険契約上の責任を負うものです。したがってガン給付責任開始期前に「ガン」と診断確定された場合には、お支払いすることはできません。

お支払いできる場合

ご契約後に胃痛があり、ガン給付責任開始期以後に「胃ガン」と診断確定され、入院を開始したとき

また、ガン給付責任開始期までにガンと診断確定されていた場合には、ご契約者および被保険者がその事実を知っていると知っていないにかかわらず、ご契約は無効となります。

事例② ガン入院給付金（告知義務違反による解除の場合）

お支払いできない場合

ご契約前の「慢性C型肝炎」での通院について、告知書に正しく告知せず加入し、ご契約1年後に「慢性C型肝炎」を原因とする「肝臓ガン」で入院されたとき

ご契約いただく際には、その時の被保険者の健康状態について正確に告知していただく義務があります。

故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と異なる内容を告知された場合には、ご契約は解除となり、給付金等をお支払いすることはできません。

お支払いできる場合

ご契約前の「慢性C型肝炎」での通院について、告知書に正しく告知せず加入し、ご契約1年後に「慢性C型肝炎」とは全く因果関係のない「胃ガン」で入院されたとき

ただし、告知義務違反の対象となった事実と、ご請求原因との間に、全く因果関係が認められない場合には、ご契約は解除となるものの、給付金等はお支払いします。

事例③ ガン手術給付金（お支払対象とならない手術）

お支払いできない場合

お支払事由の対象とならない手術を受けられたとき

- ・ 大腸のポリープの摘出術
- ・ 検査を目的とした細胞の摘出術 等

ガンの治療を目的とした手術に該当しない場合には、給付金等をお支払いすることはできません。

ガン手術給付金のお支払いは、手術内容により異なる場合がありますので、具体的な事例につきましては、お客さまサービスセンターへお問い合わせください。

お支払いできる場合

お支払事由（お支払いできる場合）の対象となる手術を受けられたとき

- ・ 根治を目的とした臓器の摘出術
- ・ 50グレイ以上の放射線照射
- ・ 大腸ガンによる人工肛門造設術 等

事例④ ガン診断給付金

お支払いできない場合

ガン給付責任開始期以後に初めて「肺ガン」と診断されガン診断給付金の支払いを受けた後、その入院開始日から1年経過した時点で、脳に転移したと診断され、再度入院を開始したとき

ガン診断給付金を支払われることとなった診断確定日または最終の入院の開始日からその日を含めて2年以内に再びガン診断給付金のお支払事由に該当した場合には、ガン診断給付金をお支払いすることはできません。

なお、最後にガン診断給付金をお支払いした診断確定日または入院の開始日からその日を含めて2年を経過した日の翌日にガンによる入院中であった場合は、その日に入院を開始したものとみなしてガン診断給付金をお支払いします。

お支払いできる場合

ガン給付責任開始期以後に初めて「肺ガン」と診断されガン診断給付金の支払いを受けた後、その入院開始日から2年経過した時点で、脳に転移したと診断され、入院中であったとき



給付金等をお支払いできない場合の具体例

事例⑤ 在宅療養給付金

お支払いできない場合

肺ガンにて30日入院しガン入院給付金と在宅療養給付金の給付を受けた後、退院日から20日後に再び肺ガンにて30日入院したとき



お支払いできる場合

肺ガンにて30日入院しガン入院給付金と在宅療養給付金の給付を受けた後、退院日から60日後に再び肺ガンにて30日入院したとき



在宅療養給付金は20日以上継続したガン入院給付金の支払われる入院をし、生存して退院した場合にお支払いします。

ただし、在宅療養給付金の支払われた入院の退院日からその日を含めて30日以内に再入院した場合、その入院については在宅療養給付金はお支払対象外となります。

事例⑥ ガン死亡保険金

お支払いできない場合

胃ガンにて入院中、因果関係のない脳梗塞を発症しそれが原因で死亡したとき

お支払いできる場合

胃ガンにて入院中、胃ガンを原因とする多臓器不全にて死亡したとき

ガン死亡保険金は、ガンを直接の原因として死亡した場合にお支払いします。ガン以外の病気を原因として死亡した場合には、お支払いすることはできません。

ただし、死亡給付金については死亡の原因にかかわらずお支払いします。

こんなときQ&A ①

給付金等のお支払事由が発生したときは、ただちに当社お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

お客さま専用電話【無料】

携帯電話からでもご利用いただけます

0120-324-386

受付時間

月～金9:00～18:00 土9:00～17:00
(日・祝日・年末年始を除きます)

ご利用方法

- ・保険証券をお手元にご用意ください。電話受付時には必ず「保険証券番号」を確認させていただきます。
- ・お申し出は、ご契約者さま（給付金等請求の場合は受取人さま）ご本人からお願いします。お手続きによっては、配偶者さま、同居のご親族さまからのお申し出も受け付けますが、その場合、ご本人さまがお申し出できない理由を確認させていただきます。

インターネットホームページサービス (<http://www.msa-life.co.jp>)

当社インターネットホームページ上で給付金請求等のお申し出を行うことができます。（お申し出受付後、請求書類を送付させていただきます。）

また、ガン入院・ガン手術給付金等の請求については、請求書類をインターネットホームページから直接取り出すことができます。

ガン入院給付金・ガン手術給付金等のご請求手続き

お手元の保険証券をご覧ください、次の点をご確認ください。

このたび入院された方は、被保険者ご本人さまですか？

病名について配慮が必要な場合は、ご請求いただく際に当社お客さまサービスセンターまでお申し出ください。



こんなときQ&A①

給付金等のご請求手続きには以下の書類を提出してください。

給付金等を請求するための提出書類一覧

提出書類 項目	請求書	保険証券	受取人の印鑑証明書	被保険者の住民票	医師の死亡証明書・診断書	（不慮の事故であることを証する書類） 事故状況報告書等	（先進医療費の領収書等） 先進医療に要した費用の支出を証する書類	（室料差額の領収書等） 室料差額の支出を証する書類
ガン入院給付金 ガン手術給付金 ガン診断給付金 在宅療養給付金	●				●			
ガン先進医療給付金	●				●		○	
ガン室料差額給付金	●							○
死亡給付金 ガン死亡保険金 ガン高度障害保険金	●	○	○	○	●			
保険料の払込免除	●	○			●	●		

※●は当社所定の書類です。最寄りの課支社または本社までお申し出ください。

※当社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。

※ガン入院給付金等を代理請求人等が請求する場合には、上記提出書類とは異なりますので、普通保険約款別表1にてご確認ください。

ご契約に際して



●健康状態・ご職業等の告知義務について……………	46
●保険会社の責任開始期について……………	49
●保険料の払込方法について……………	52
●保険料のお払込みに関する制度について……………	54
●契約者配当金について……………	55



健康状態・ご職業等の告知義務に

告知義務

ご契約者や被保険者には健康状態・ご職業等について告知していただく義務があります。

- 生命保険は、多数の人々が保険料を出し合って、相互に保障し合う制度です。したがって、初めからかならずしも健康とは申し上げられない方や危険度の高い職業に従事している方等が無条件に契約されますと、保険料負担の公平性が保たれません。ご契約にあたっては、**過去の傷病歴（傷病名・治療期間等）、現在の健康状態、身体の障がい状態、現在のご職業等**「告知書」で当社がおたずねすることについて事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。

■告知の方法

- 会社所定の告知書に被保険者ご自身でありのままをご記入ください。**

過去の傷病歴（傷病名・治療期間等）等、告知書にご記入いただく事項は、ご契約をお引受けするかどうかを決めるための重要な事項ですので、書面でお伺いすることにしております。

■告知受領権

告知受領権は当社（会社所定の書面「告知書」）および当社の指定する医師だけが有しています。

次の①～④の者に口頭でお話しされただけでは告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

①社員 ②代理店 ③生命保険面接士 ④当社の指定する以外の医師 等

■ご契約をお断りする場合

お身体の状態やご職業等によっては、他のご契約者との公平性を保つために、ご契約をお断りすることがあります。

告知義務違反

告知いただいたことがらが事実と違っていた場合、各種の給付金等をお支払いできないことがあります。

- 告知いただくことがらは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知されたりしますと、当社は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。

注

このお取扱いは責任開始日（復活の場合は復活日）から2年以内、かつ当社が告知義務違反の事実を知ってから1か月以内に限ります。

ただし、2年経過後でも給付金等のお支払事由または保険料の払込免除事由が2年以内に生じていた場合（責任開始期前に原因が生じていたことにより、給付金等のお支払いまたは保険料のお払込みの免除が行われない場合を含みます）は、ご契約を解除することがあります。

なお、生命保険募集人等の保険契約締結の媒介を行う者が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社はご契約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人等のこうした行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社はご契約を解除することができます。

- ご契約を解除した場合には、たとえ給付金等のお支払事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。
また、保険料の払込免除事由が発生していても、お払込みを免除することはできません。

【例】

胃かいようの治療中にもかかわらず、これを告知されなかった場合は、ご契約は解除されます。この場合には、たとえ給付金等をお支払いする事由が発生していても、お支払いすることはできません。

（ただし、「給付金等のお支払事由、または保険料の払込免除事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、給付金等をお支払いする、または保険料のお払込みを免除することがあります。）

- ご契約を解除した場合には、お支払いする返戻金があればご契約者にお支払いします。

注

なお、上記のご契約を解除させていただく場合以外にも、ご契約の締結状況等により、給付金等をお支払いできないことがあります。

例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消を理由として、給付金等をお支払いできないことがあります。

この場合、

- ・告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消となることがあります。
- ・すでにお払込みいただいた保険料はお返ししません。



「保険証券」をご確認ください

- ご契約をお引受けしますと、「保険証券」をご契約者にお送りします。
お申込みいただいた内容と相違していないかよくお確かめください。
万一、相違する点がございましたら、お手数ですが最寄りの課支社または本社へご連絡ください。

お願い

お申込内容等の確認をさせていただくことがあります。

- 社員または当社で委託した確認担当者が、ご契約のお申込みの際やご契約成立後、お申込みの事実・お申込内容・告知内容等について確認させていただく場合があります。
- 給付金等、保険料の払込免除等のご請求に際しても、ご請求内容等について確認させていただくことがあります。この場合、給付金等のお支払いの可否、保険料の払込免除のお取扱いの可否等については、その後に決定させていただきます。



保険会社の責任開始期について

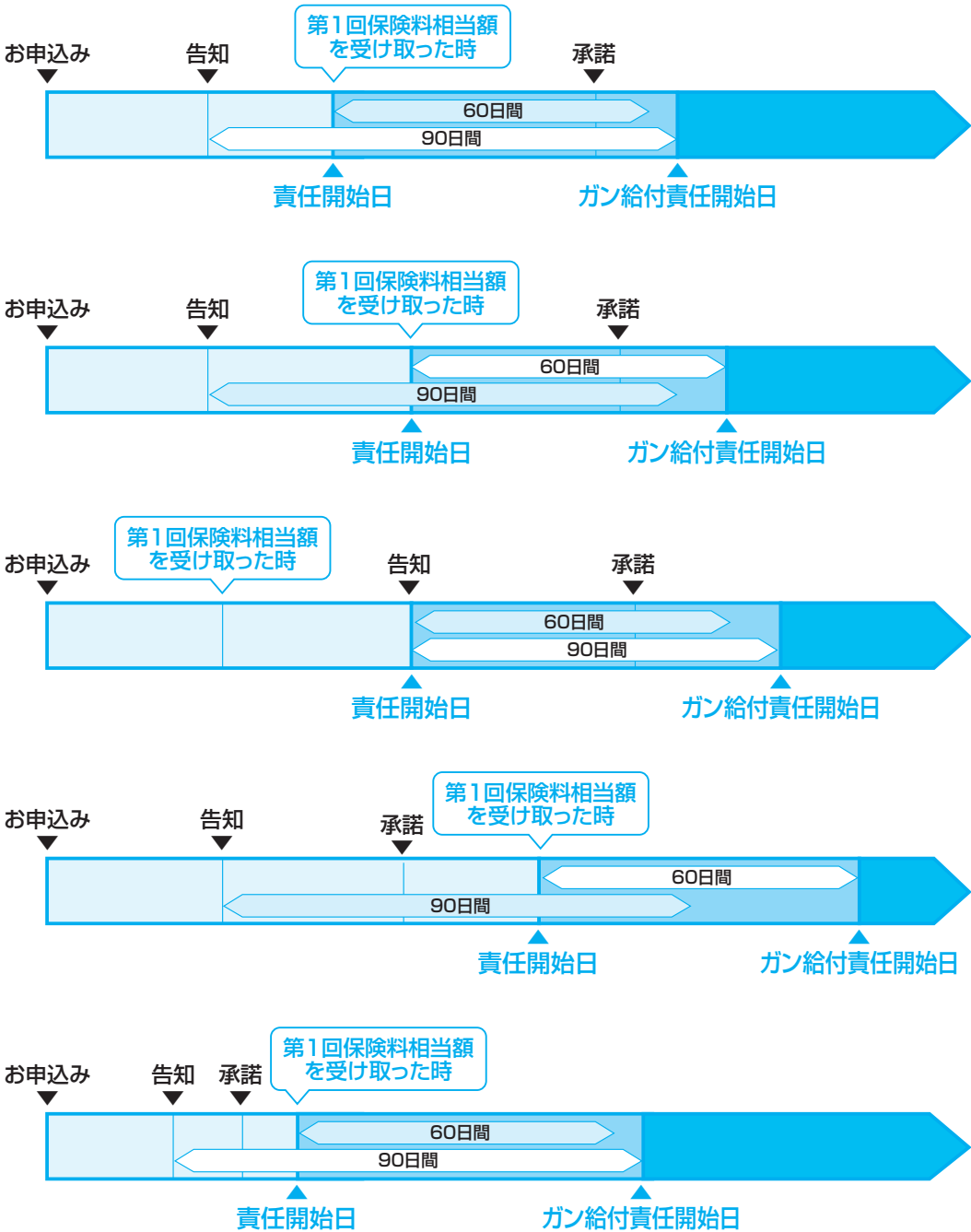
次ページにもつづきます

- お申込みいただいたご契約を当社がお引受けすることに決定（承諾）した場合には、第1回保険料相当額を当社が受け取った時（告知前に受け取ったときは、告知の時）から保険契約上の責任を開始します。
- 第1回保険料相当額を口座振替でお支払いいただく場合には、第1回保険料相当額の振替日が責任開始日となります。
- 第1回保険料相当額を団体を通じてお支払いいただく場合には、当社が団体から第1回保険料相当額を受け取った日が責任開始日となります。
- 第1回保険料相当額をクレジットカードを利用してお支払いいただく場合には、当社でクレジットカードの有効性等の確認ができた時（告知前にクレジットカードの有効性等を確認したときは、告知の時）から保険契約上の責任を開始します。
- 第1回保険料相当額をデビットカードを利用してお支払いいただく場合には、口座引落確認を表す電文がデビットカードの端末機に表示された時（告知前に端末機に表示されたときは、告知の時）から保険契約上の責任を開始します。
- ただし、ガンに関する保障の責任開始期（ガン給付責任開始期）は次のとおりです。
 1. 口座振替扱、団体扱、準団体扱、集団扱、クレジットカード扱の場合
次のいずれか遅い日から責任を開始します。
 - ①責任開始日からその日を含めて60日を経過した日の翌日
 - ②被保険者に関する告知日からその日を含めて90日を経過した日の翌日
 2. 送金扱（振替扱）の場合
責任開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日から責任を開始します。
- 責任開始期（日）およびガン給付責任開始期（日）について図示すると次のとおりです。

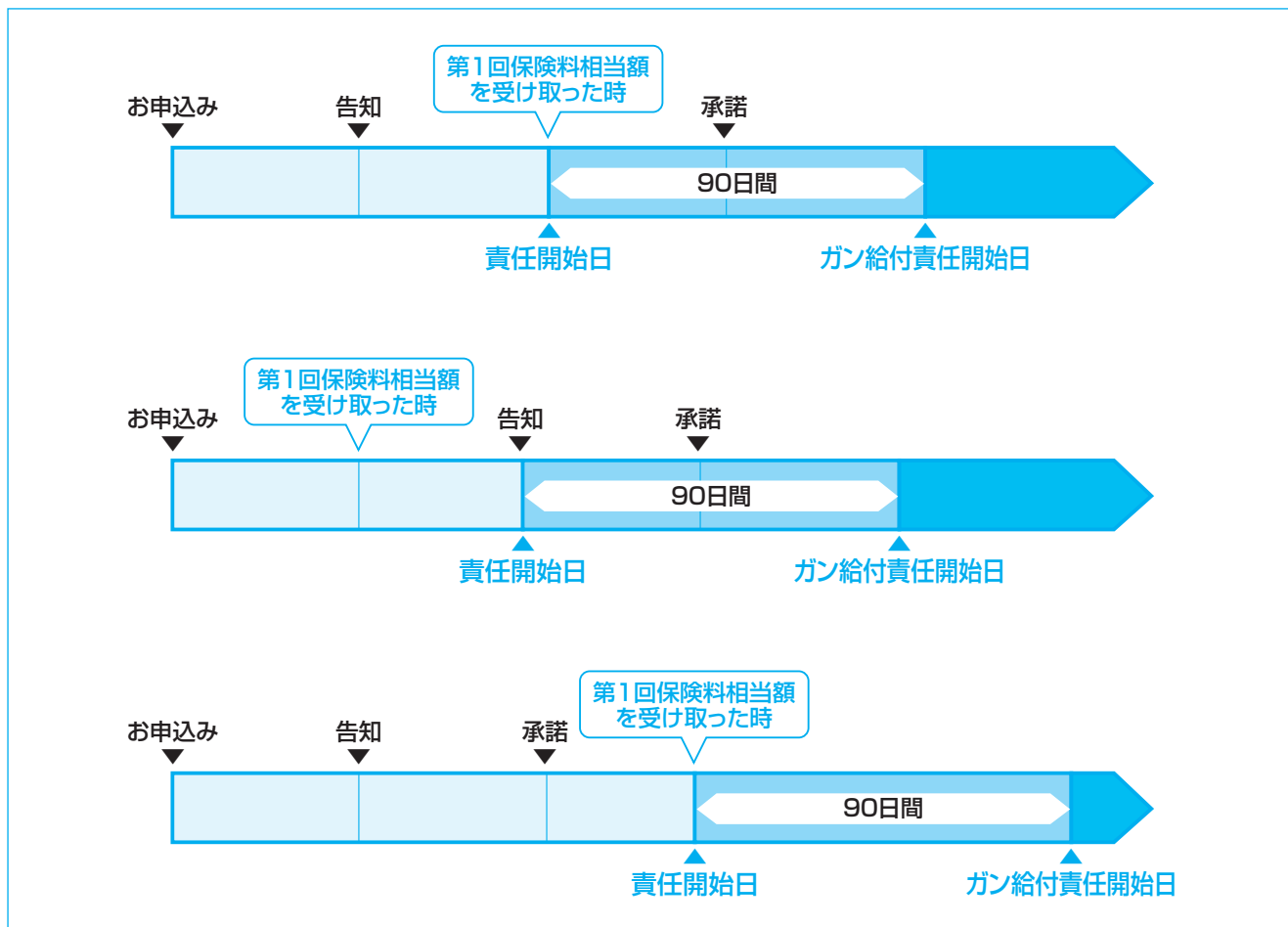


保険会社の責任開始期について

1. 口座振替扱、団体扱、準団体扱、集団扱、クレジットカード扱の場合



2. 振替扱（送金扱）の場合



- 通常は責任開始日が契約日となりますが、保険料の払込方法（経路）によっては契約日が責任開始日の属する月の翌月1日となります。この場合、責任開始の時から契約日の前日までの間に給付金等のお支払事由が生じたときは、保険期間および年齢は責任開始日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。

第1回保険料相当額を社員または代理店に、現金または小切手でお支払いいただく際は、必ず引換えに当社所定の領収証（当社の社名・社印が印刷されたもの）をお受取りください。
ただし、当社所定の口座に直接お振込みいただく場合等は、電信振込領収証等をもって領収証とし、別途領収証の発行はしません。



保険料の払込方法について

保険料の払込方法（経路）

●保険料は払込期月中にお払込みください。お払込みには次のような方法（経路）があります。

■口座振替扱

銀行等の金融機関等の口座振替によりお払込みいただく方法です。

- ・当社と提携している金融機関等のうち、ご契約者が指定された預金口座から自動的に保険料が当社に振り込まれます。
- ・お払込みいただいた保険料について、領収証は発行しません。（振替結果につきましては、お手もとの預金通帳でご確認ください。）
- ・次の条件を満たした場合に、複数のご契約の保険料を合算して振替えます。（保険料のお払込状況によっては、合算振替を行わない場合があります。）

①ご契約者が同じである ②振替口座が同じである ③お払込方法（回数）が同じである

注

1. ご契約ごとのお保険料を合算して振替えますので、口座の預金残高が振替合計額に満たない場合、すべてのご契約の保険料が振替えられなくなります。
2. 振替日に振替えできず、すでに払込期月を過ぎている場合は、お手数でも猶予期間内に最寄りの課支社または本社にご連絡ください。

■振替扱（送金扱）

振替用紙を利用してお払込みいただく方法です。

- ・あらかじめ当社から払込案内をお送りしますので、払込期月中に同封の振替用紙で、当社指定の銀行等よりお払込みください。
- ・その際の受領証は領収証の代わりとなりますので、大切に保管してください。

注

1. 保険料年払契約・保険料半年払契約の場合に限らせていただきます。
2. 払込期月になっても払込案内が届かない場合は、お手数でも猶予期間内に最寄りの課支社または本社にご連絡ください。

■団体扱・準団体扱・集団扱

勤務先等の団体または集団を通じてお払込みいただく方法です。

- ・団体または集団を経由してお払込みください。
- ・この場合は団体または集団からの保険料総額に対して領収証を発行しますので、個々のご契約者には領収証をお渡ししません。

■クレジットカード扱

当社所定の範囲内でクレジットカードを利用してお払込みいただく方法です。

- ・お払込みいただいた保険料について、領収証は発行しません。

保険料の払込方法の変更

●払込方法の変更を希望される場合や勤務先団体からの脱退等の場合、すみやかに最寄りの課支社または本社までお申し出ください。払込方法の変更についてお申し出があった場合、当社は事務手続きを経て、新たな払込方法に変更させていただきます。

この場合、新たな払込方法に変更されるまでの間の保険料をお払込みいただきます。

保険料を社員または代理店に、直接現金または小切手でお払込みいただく際は、必ず引換えに当社所定の領収証（当社の社名・社印が印刷されたもの）をお受取りください。

ただし、当社所定の口座に直接お振込みいただく場合等は、電信振込領収証等をもって領収証とし、別途領収証の発行はしません。

保険料の払込方法（回数）

●保険料のお払込みには次のような方法（回数）があります。

■月払

保険料を毎月1回お払込みいただく方法です。

■年払

保険料を毎年1回お払込みいただく方法です。

■半年払

保険料を半年に1回お払込みいただく方法です。

保険料のお払込みが不要となった場合のお取扱いについて

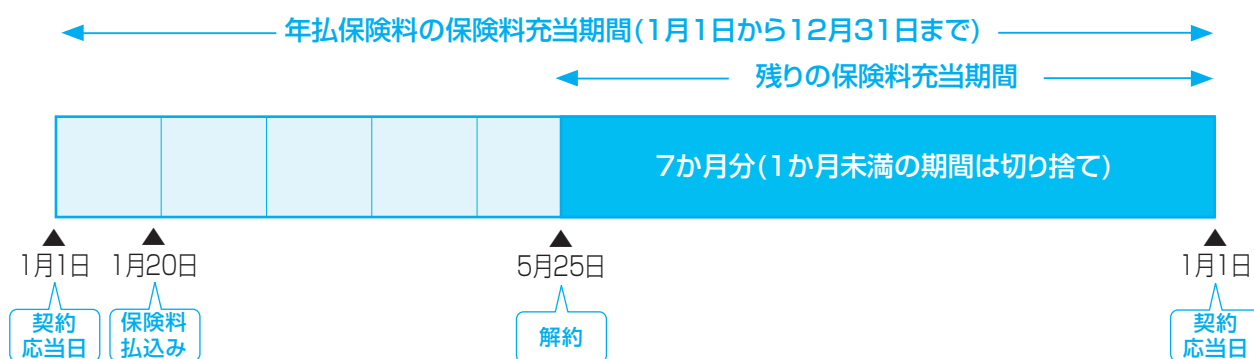
年払または半年払のご契約の場合、保険料のお払込みが不要になったときは次のとおりお取扱いします。

●ご契約の消滅等（死亡・解約・減額等）により、保険料のお払込みが不要となった場合には、残りの保険料充当期間（月単位とし、1か月未満の期間は切り捨てます）に対応する保険料相当額があれば払い戻します。

【ご契約例】年払契約 契約応当日:1月1日

1月20日に年払保険料を払込んだ後、5月25日に契約を解約した場合

⇒保険料のお払込みを要しなくなったのは契約を解約した5月25日であり、その直後に到来する契約日の年単位の応当日の前日までの期間（月単位とし、1か月未満の期間は切り捨てます）に対応する保険料相当額を払い戻します。したがって、5月25日から12月31日までの7か月分（月単位とし、1か月未満の期間は切り捨てます）に対応する保険料相当額を払い戻します。



注

月払のご契約の場合、ご契約が途中で消滅等（死亡・解約・減額等）した場合でも、保険料相当額の払い戻しはありません。



保険料のお払込みに関する制度について

前納について

- 年払契約の保険料を3年分以上まとめてお払込みいただく方法です。前納された保険料はいったん当社が預かり、その預かり金（保険料前納金といいます）の中から、毎年保険料として充当されます。したがって、保険料は月払（または半年払・年払）による合計額に比べて、少額となります。ご契約が途中で消滅等（死亡・解約・減額等）した場合には、保険料前納金の残額があれば払い戻します。

また、全保険料払込期間に対応する保険料をあらかじめ一回で払い込む前納の方法を「全期前納」といいます。

注

1. 保険料口座振替特約、団体扱特約、準団体扱特約またはクレジットカード扱特約が付加されたご契約については、前納をお取扱いますと、これらの特約が消滅します。
2. 集団扱特約が付加されたご契約については、保険料の払込方法（経路）を変更したうえで、前納をお取扱います。

一括払について

- 一括払は、月払契約の保険料を数か月分（12か月分以下）まとめてお払込みいただく方法です。3か月分以上の保険料をまとめて払い込む場合には、当社所定の割引があります。ご契約が途中で消滅等（死亡・解約・減額等）した場合には、一括払の保険料に翌月以後の残額があれば払い戻します。

注

集団扱特約が付加されたご契約については、一括払をお取扱いしません。



契約者配当金について

契約者配当金について

- 契約者配当金はありません。

MEMO

Handwriting practice area with horizontal dashed lines.

ご契約後について



●保険料のお払込みが困難になられたとき	58
●保険料の払込猶予期間と保険契約の失効について	60
●保険契約の復活について	61
●貸付制度のご利用について	62
●ご契約の見直しについて	63
●ご契約者・死亡給付金受取人の変更について	64
●解約と解約返戻金について	65
●契約当事者以外の者による解除の効力について	66
●被保険者によるご契約者への解除請求について	67
●管轄裁判所について	68
●税法上のお取り扱いについて	69
●こんなときは、ただちにご連絡ください	72
●こんなときQ&A②	73

保険料のお払込みが困難になられた場合でも、ご契約をご継続できる方法があります。

一時的に保険料の都合がつかないとき

■自動振替貸付（お立替え）

- 保険料のお払込みのないまま猶予期間が過ぎた場合でも、その解約返戻金の範囲内で当社が自動的に保険料のお立替えをする制度です。
- この場合、自動振替貸付金（お立替金）について当社所定の利率で利息をいただきます（複利計算）。
なお、この利率は毎年2回、1月および7月の最初の営業日に見直しを行い、変更後の利率の適用は次のとおりとします。

（1）新たに自動振替貸付を行うとき

1月見直しの場合は4月1日から、7月見直しの場合は10月1日から変更後の利率を適用します。

（2）すでに、自動振替貸付を行っているとき

1月見直しの場合は4月1日以後直後に到来する利息繰入日の翌日から、7月見直しの場合は10月1日以後直後に到来する利息繰入日の翌日から、変更後の利率を適用します。

ただし、利率は年8%をこえることはありません。

- 上記の自動振替貸付利率の変更方式については、金融情勢の変化およびその他相当の事由がある場合には変更することがあります。

【新ガン保険α（低解約返戻金特則付）に関するご注意】

この保険は保険期間を通じて、解約返戻金の水準が低くなっているため、終身保障タイプでは、ご契約後しばらくの間（3年程度）は自動振替貸付ができない場合や、回数が少ない場合があります。

定期保障タイプでは、保険期間を通じて自動振替貸付ができないか、回数が少なくなります。



自動振替貸付（お立替え）を希望されない場合は、最寄りの課支社または本社へお申し出いただき、当社所定の書類をご提出ください。

自動振替貸付（お立替え）のご利用について

契約者貸付や保険料の自動振替貸付（お立替え）の元利金が、解約返戻金をこえたときは、当社所定の金額をお払込みいただきます。なお、この旨の通知に記載されている期限日までに当社所定の金額が払い込まれなかった場合には、ご契約は、契約者貸付や保険料の自動振替貸付（お立替え）の元利金が解約返戻金をこえたときから効力を失います。

保険料の負担を軽くしたいとき

■給付金日額等の減額

- 給付金日額・保険金額等を少なくして以後の保険料を少なくする方法です。（当社所定の給付金日額等を下回る場合等はお取り扱いできません。）
- 減額部分に対応する解約返戻金があればご契約者にお支払いします。

【新ガン保険α（低解約返戻金特則付）に関するご注意】

給付金日額を減額される際にお受け取りになる解約返戻金は、保険期間を通じて低解約返戻金特則付でない場合の30%の水準となります。

■特約の解約（ご契約に特約が付加されている場合）

- ご契約に付加されている特約を解約して以後の保険料を少なくする方法です。（この場合、解約された特約の保障はなくなります。）
- 解約された特約に解約返戻金があればご契約者にお支払いします。

【新ガン保険α（低解約返戻金特則付）に関するご注意】

特約を解約される際にお受け取りになる解約返戻金は、保険期間を通じて低解約返戻金特則付でない場合の30%の水準となります。

注

途中から保険料のお払込みを中止してご契約を有効に継続する「払済保険への変更」や「延長保険への変更」のお取扱いはありません。

保険料のお払込みが遅れますとご契約の効力が失われます。

保険料の払込猶予期間

●保険料払込期月中にご都合のつかない場合は、次の猶予期間内にお払込みください。

■月払契約のとき

払込期月の翌月初日から末日まで

■年払・半年払契約のとき

払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約日の応当日まで

契約日の応当日がない場合はその月の末日まで。ただし、契約日の応当日が2月・6月・11月の各末日の場合は、それぞれ4月・8月・1月の各末日まで



保険料の払込方法(回数)を変更された場合は、猶予期間もそれに応じて変わります。

ご契約の失効

●猶予期間内に保険料のお払込みがないと、ご契約は猶予期間満了日の翌日から効力がなくなり、給付金等のお支払いができなくなりますので、ご注意ください。



お払込みがないまま猶予期間が過ぎた場合でも、保険料の自動振替貸付(お立替え)制度を適用できる場合には、自動的に当社が保険料をお立替えして、ご契約を有効に継続させます。

万一ご契約の効力がなくなった場合でも、失効から1年以内であれば、当社所定の手続きをとっていただいたうえで、ご契約の復活を請求することができます。

手続きの内容

- 復活請求書を提出していただきます。
- 復活に必要な保険料を一括してお支払いいただきます。
- 健康状態等について改めて告知していただきます。

注

1. ご契約を解約された場合や、健康状態によってはご契約の復活はできません。(当社が復活をお断りすることがあります。)
2. また、告知いただいたことがらが事実と相違していた場合、給付金等をお支払いできないことがあります。

復活を承諾した場合の責任開始時期について

- 当社がご契約の復活を承諾した場合には、復活に必要な保険料の全額を当社が受け取った時(告知の前に受け取ったときは、告知の時)から保険契約上の責任およびガンに関する保障の責任を開始します。ただし、ご契約の締結の際のガン給付責任開始期以前に復活が行われた場合には、ご契約締結の際のガン給付責任開始期からガンに関する保障の責任を開始します。

注

復活により責任開始期が変わるため、給付金等がお支払いできない場合があります。詳しくは(38)ページ「給付金等をお支払いできない場合について」をご覧ください。



貸付制度のご利用について

貸付制度のご利用について

■契約者貸付

- ご契約の解約返戻金のうち、当社所定の範囲内で、必要資金を貸付けします。この場合、契約者貸付金について当社所定の利率で利息をいただきます（複利計算）。

なお、この利率は毎年2回、1月および7月の最初の営業日に見直しを行い、変更後の利率の適用は次のとおりとします。

1月見直しの場合は4月1日から、7月見直しの場合は10月1日から変更後の利率を適用します。

- 上記の貸付利率の変更方式については、金融情勢の変化およびその他相当の事由がある場合には変更することがあります。
- 返済の方法等詳細については最寄りの課支社または本社にお問い合わせください。

【新ガン保険 α （低解約返戻金特則付）に関するご注意】

保険期間を通じて、契約者貸付については、解約返戻金の水準が低いことに応じてご利用いただける金額が少なくなります。

特に、終身保障タイプではご契約後しばらくの間、定期保障タイプでは保険期間を通じて、多くの場合、解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかとなるため、貸付制度のご利用ができないことがあります。

貸付制度のご利用について

契約者貸付や保険料の自動振替貸付（お立替え）の元利金が、解約返戻金をこえたときは、当社所定の金額をお払込みいただきます。なお、この旨の通知に記載されている期限日までに当社所定の金額が払い込まれなかった場合には、ご契約は、契約者貸付や保険料の自動振替貸付（お立替え）の元利金が解約返戻金をこえたときから効力を失います。

保障内容の拡充について

●保障内容を大きくするときには、次のような方法がご利用いただけます。

■追加契約

- 現在のご契約に追加して、別の新しい保険にご契約いただく方法です。現在のご契約は継続し、ご契約件数が増えることになります。
- 現在のご契約はそのまま継続し、そのご契約とは異なる内容で保障を充実することができます。
- 新しい保険のご契約時の年齢、保険料率により新しい保険の保険料を計算し、現在のご契約の保険料とあわせてお支払いいただきます。

■特約の中途付加

- ご契約後、被保険者の同意を得て、特約を中途付加して保障内容を充実させる方法です。
- 中途付加した特約の保険料は、直前の年単位の契約応当日時点の年齢により計算し、現在のご契約の保険料に加えてお支払いいただきます。また、その際、直前の年単位の契約応当日から中途付加時までの責任準備金が必要となる場合があります。

注

1. 先進医療関係特約（先進医療特約 α 、先進医療特約、一時払先進医療特約、ガン先進医療特約 α 、ガン先進医療特約等）は、1被保険者につき1契約に付加できるお取扱いとなりますので、追加契約はできません。
2. 室料差額給付関係特約（室料差額給付特約、一時払室料差額給付特約、ガン室料差額給付特約 α 等）は、1被保険者につき1契約に付加できるお取扱いとなりますので、追加契約はできません。
3. それぞれの方法のご利用には現在のご契約の種類や内容により、当社所定の条件を満たすことが必要になります。
4. いずれの方法をご利用いただく場合も改めて告知が必要になります。健康状態等によっては、ご利用できない場合があります。

ご契約の見直しにあたっては、条件等の詳しいことを必ず取扱代理店または最寄りの課支社・本社までお問い合わせください。

ご契約者の変更について

- ご契約者は、被保険者の同意と当社の承諾を得て、ご契約者を変更することができます。
- ご契約者を変更した場合は、ご契約についての一切の権利義務が新たなご契約者に引き継がれます。

死亡給付金受取人の変更について

ご契約者は、死亡給付金受取人を変更することができます。死亡給付金受取人の変更には次のような方法があります。

■ご契約者からのお申し出（通知）による死亡給付金受取人の変更

- ご契約者は、死亡給付金のお支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、当社にお申し出（通知）いただくことにより、死亡給付金受取人を変更することができます。

■遺言による死亡給付金受取人の変更

- ご契約者は、死亡給付金のお支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、被保険者の同意を得て、死亡給付金受取人を変更することができます。この場合、ご契約者が亡くなられた後、ご契約者の相続人から当社へお申し出（通知）ください。

注 いずれの場合も当社がお申し出（通知）を受ける前に変更前の死亡給付金受取人に死亡給付金をお支払いしたときは、そのお支払い後に変更後の死亡給付金受取人から死亡給付金の請求を受けても、当社は死亡給付金をお支払いしません。

死亡給付金受取人が死亡された場合

死亡給付金受取人が死亡されたときは、新しい死亡給付金受取人に変更していただきますので、最寄りの課支社または本社へただちにご連絡ください。

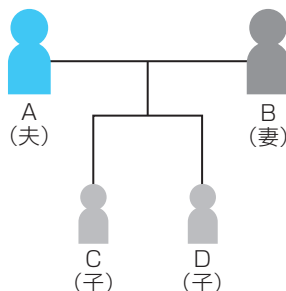
- 死亡給付金受取人が亡くなられた時以後、死亡給付金受取人の変更手続きがとられていない間は、死亡給付金受取人の死亡時の法定相続人が死亡給付金受取人となります。

※死亡給付金受取人となった人が2人以上いる場合は、死亡給付金の受取割合は均等とします。

例)

ご契約者・被保険者
死亡給付金受取人

Aさん
Bさん



- Bさん（死亡給付金受取人）が死亡し、死亡給付金受取人の変更手続きがとられていない間は、Bさんの死亡時の法定相続人であるAさん、CさんとDさんが死亡給付金受取人となります。

- その後、Aさん（ご契約者、被保険者）が死亡した場合は、Cさん、Dさんが死亡給付金受取人となります。この場合、CさんとDさんの死亡給付金の受取割合は均等（それぞれ5割ずつ）となります。

注 保険事故の発生形態によって種々の場合が生じることがありますので、当社にお申し出ください。

ご契約を途中でおやめになると、多くの場合、解約返戻金はお払込保険料の合計額より少ない金額になります。特にご契約後短期間で解約されますと、まったくないか、あってもごくわずかです。

ご契約の長期継続をおすすめします

- ご契約いただいた生命保険は、ご家族の生活保障等にお役にたつ貴重な財産ですから、大切にご継続ください。
- 保険料のお払込みが困難になられて**ご契約の解約をお考えでしたら、(58) ページ「保険料のお払込みが困難になられたとき」をお読みください。**

解約返戻金について

- 生命保険ではお払込みいただく保険料が預貯金のようにそのまま積み立てられているのではなく、その一部はご契約全体の年々の給付金等のお支払いに、また他の一部は生命保険会社の運営に必要な経費にそれぞれあてられ、これらを除いた残りを基準として定めた金額が解約の際に払い戻されます。特にご契約後しばらくの間は保険料の大部分が給付金等のお支払いや、販売、診査、証券作成等の経費にあてられますので、解約されたときの解約返戻金は多くの場合、まったくないか、あってもごくわずかです。
- 解約返戻金の額はご契約時の年齢・性別・経過年(月)数等により異なります。
- 解約返戻金は年々増加していくものとは限りません。
被保険者のご契約時の年齢や保障額との関係等で下がる場合があります。
- 効力を失ったご契約についても、解約返戻金をお支払いできる場合があります。

解約について

- やむを得ずご契約を解約される場合には、最寄りの課支社または本社へお申し出いただき当社所定の書類をご提出ください。
この場合、解約返戻金があれば、ご契約者にお支払いします。
- 解約返戻金は、すべての必要書類が当社に到着した日の翌営業日からその日を含めて5営業日以内にお支払いします。
- 主契約を解約されますと、主契約に付加された各種特約も同時に解約となります。解約返戻金のご契約の種類、経過年(月)数等によって異なりますが、多くの場合まったくないか、あってもごくわずかです。

[新ガン保険α(低解約返戻金特則付)に関するご注意]

新ガン保険αおよび新ガン保険αに付加される特約の解約返戻金は、保険期間を通じて低解約返戻金特則付でない場合の30%の水準となります。

- 解約返戻金は口座振込の方法でお支払いします。



契約当事者以外の者による解除の効力について

差押債権者、破産管財人等による解約について

- ご契約者の差押債権者、破産管財人等（以下、「債権者等」といいます）によるご契約の解約は、解約請求の通知が当社に到着した日から1か月を経過した日に効力を生じます。

給付金等の受取人によるご契約の存続について

- 債権者等が解約のお申し出を行った場合でも、解約請求の通知が当社に到着した日において、次のすべてに該当する給付金等の受取人はご契約を存続させることができます。

- ①ご契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
- ②ご契約者でないこと

- 給付金等の受取人がご契約を存続させるためには、解約請求の通知が当社に到着した日から1か月を経過する日までの間に、次のすべての手続きを行う必要があります。

- ①ご契約者の同意を得ること
- ②解約請求の通知が当社に到着した日に解約した場合の解約時支払額を債権者等に対して支払うこと
- ③上記②について、債権者等に支払った旨を当社に対してお申し出いただくこと
（当社へのお申し出についても期間内に行う必要があります。）

被保険者とご契約者が異なるご契約において、次のいずれかの事由に該当された場合には、被保険者はご契約者に対し、ご契約の解除を請求することができます。この場合、被保険者からの解除の請求を受けたご契約者は、ご契約を解約する必要があります。（保険法第58条、第87条により適用）

- ①ご契約者または給付金等の受取人が、給付金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的でお支払事由を発生させた（未遂を含みます）とき
- ②給付金等の請求に関し、給付金等の受取人に詐欺行為（未遂を含みます）があったとき
- ③その他、ご契約者または給付金等の受取人に対する被保険者の信頼が損なわれ、ご契約の存続を困難とする重大な事由があるとき
- ④ご契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、被保険者となることの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化したとき



管轄裁判所について

- 給付金等または保険料の払込免除のご請求に関する訴訟については、当社の本社または受取人の住所地と同一の都道府県内にある課支社（同一の都道府県内に課支社がないときは最寄りの課支社）の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。

次ページにもつづきます

税法上のお取扱いについては、2012年1月施行中の税制によります。今後の税制改正によって変更となる場合がありますのでご注意ください。個別のお取扱い等については、所轄の税務署もしくは税理士等の専門家にご相談ください。

生命保険料控除について

1年間の正味払込保険料の一定額が、所得税と住民税の対象となる所得から控除されますので、その分に応じて税金がお安くなります。

●生命保険料控除の対象となるご契約

申告される方が保険料を払い込んでおられ、かつ、保険金等の受取人が次のいずれかの方であること。

- ・ 申告者ご本人
- ・ 申告者の配偶者その他のご親族

●生命保険料控除の対象となる保険料

1月から12月までにお払込みになられた保険料の合計額

生命保険料控除額について

■契約日が2011年12月31日以前のご契約について (課税対象額から控除されます)

●所得税の一般生命保険料・個人年金保険料控除額

※適用限度額:それぞれ50,000円(全体の適用限度額:100,000円)

年間正味払込保険料	控除される額
25,000円以下のとき	全額
25,000円をこえ50,000円以下のとき	年間払込保険料 × 1/2 + 12,500円
50,000円をこえ100,000円以下のとき	年間払込保険料 × 1/4 + 25,000円
100,000円をこえるとき	一律50,000円

●住民税の一般生命保険料・個人年金保険料控除額

※適用限度額:それぞれ35,000円(全体の適用限度額:70,000円)

年間正味払込保険料	控除される額
15,000円以下のとき	全額
15,000円をこえ40,000円以下のとき	年間払込保険料 × 1/2 + 7,500円
40,000円をこえ70,000円以下のとき	年間払込保険料 × 1/4 + 17,500円
70,000円をこえるとき	一律35,000円

※契約日が2011年12月31日以前のご契約は、2012年1月1日以後も上記の「一般生命保険料控除」「個人年金保険料控除」(適用限度額については、それぞれ所得税は50,000円、住民税は35,000円)が適用されます。



税法上のお取扱いについて (2012年1月現在)

■契約日が2012年1月1日以後のご契約について (課税対象額から控除されます)

●所得税の一般生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料控除額

(2012年度分以後の所得税について適用されます)

※適用限度額:それぞれ40,000円(全体の適用限度額:120,000円)

年間正味払込保険料	控除される額
20,000円以下のとき	全額
20,000円をこえ40,000円以下のとき	年間払込保険料 × 1/2 + 10,000円
40,000円をこえ80,000円以下のとき	年間払込保険料 × 1/4 + 20,000円
80,000円をこえるとき	一律40,000円

●住民税の一般生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料控除額

(2013年度分以後の住民税について適用されます)

※適用限度額:それぞれ28,000円(全体の適用限度額:70,000円)

年間正味払込保険料	控除される額
12,000円以下のとき	全額
12,000円をこえ32,000円以下のとき	年間払込保険料 × 1/2 + 6,000円
32,000円をこえ56,000円以下のとき	年間払込保険料 × 1/4 + 14,000円
56,000円をこえるとき	一律28,000円

●契約日が2011年12月31日以前のご契約と、2012年1月1日以後のご契約の両方の保険料控除の適用を受ける場合

- ・所得税の控除額は、契約日が2011年12月31日以前のご契約の控除額と、2012年1月1日以後のご契約の控除額を合計した額となります。(ただし40,000円限度)
- ・住民税の控除額は、契約日が2011年12月31日以前のご契約の控除額と、2012年1月1日以後のご契約の控除額を合計した額となります。(ただし28,000円限度)

注

「一般生命保険料」「介護医療保険料」「個人年金保険料」は法律に基づいた当社所定の判定にて分類し、各生命保険料控除額を算出しています。

(例)

- ・「一般生命保険料」…生存または死亡に基因して一定額の保険金、その他の給付金をお支払いする部分に係る保険料
- ・「介護医療保険料」…介護医療保険契約等に係る保険料
- ・「個人年金保険料」…個人年金保険料税制適格特約の付加された個人年金保険契約に係る保険料

■生命保険料控除の手続き

生命保険料控除をお受けになるには申告が必要です。当社から「生命保険料控除証明書」（以下「控除証明書」といいます）を発行します。

・給与所得者

「給与所得者の保険料控除申告書」に「控除証明書」を添付して、勤務先に提出してください。

・申告納税者

確定申告の際、「確定申告書」に「控除証明書」を添付して、税務署に提出してください。

●生命保険料控除証明書

・年払・半年払契約

9月末日までにお払込みの場合は、10月に「控除証明書」をお送りします。10月1日以降にお払込みの場合は入金確認後にお送りします。ただし、第1回保険料については「控除証明書」を保険証券に同封してお送りします。

・月払契約

口座振替扱でお払込みの場合、9月分の入金確認後「控除証明書」をお送りします。ただし、9月1日以降のご契約における、ご契約いただいた年の「控除証明書」は保険証券に同封してお送りします。

給付金等の税法上のお取り扱いについて

●各給付金・ガン高度障害保険金に関する非課税扱いについて

被保険者が受取人のときは、ガン入院給付金、ガン手術給付金、ガン診断給付金、在宅療養給付金、ガン先進医療給付金、ガン室料差額給付金、ガン高度障害保険金には税金がかかりません。

●ガン死亡保険金・死亡給付金への課税

ご契約者・被保険者と死亡給付金受取人の関係によって、次のとおり異なります。

契約形態	課税される税金
ご契約者と被保険者が同一人の場合	相続税
ご契約者と死亡給付金受取人が同一人の場合	所得税（一時所得）
ご契約者・被保険者・死亡給付金受取人がそれぞれ別人の場合	贈与税



死亡給付金受取人はご契約後変更できますが、死亡給付金・ガン死亡保険金のお支払事由発生後は変更できません。



こんなときは、ただちにご連絡ください

●次のようなときには、最寄りの課支社または当社お客さまサービスセンター（TEL:0120-324-386）にご連絡ください。

申込みの撤回	・契約の申込みを撤回（クーリング・オフ）したい……………<しおり(13)>
保険料の払込み	・保険料の振替口座を変更したい ・会社をやめて保険料が給与天引きできなくなった……………<しおり(52)> ・保険料の払込方法を変えたい……………<しおり(52)> ・保険料をまとめて払い込みたい……………<しおり(54)>
契約内容の変更	・給付金日額等を減額したい……………<しおり(59)> ・保険料の払込みが困難になった……………<しおり(58)> ・保障内容を大きくしたい……………<しおり(63)> ・現金が必要になり、契約者貸付を受けたい……………<しおり(62)> ・引っ越しして住所が変わった ・町名・番地が変わった ・ご契約者・死亡給付金受取人を変えたい……………<しおり(64)> ・法人契約で被保険者が退職した ・ご契約者が死亡した ・死亡給付金受取人が死亡した……………<しおり(64)> ・姓が変わった ・名前を変えた ・法人契約で社名が変わった
給付金等の請求	・給付金等を請求したい……………<しおり(32)>
その他	・保険証券を紛失した ・解約したい

【お願い】

- 契約に関するご照会やご通知の際には、必ず保険証券の保険証券番号、ご契約者のご住所とお名前および被保険者のお名前をお知らせください。
- 保険証券はあらゆる手続きに欠かせないものですから、「ご契約のしおり・約款」とともに大切に保管してください。

こんなときQ&A②

給付金等請求、ご住所・お名前等の変更手続き、ご契約者貸付・解約手続きのお申し出、商品内容・ご契約内容等のお問い合わせは、当社お客さまサービスセンターにてお受けします。

お客さま専用電話【無料】

携帯電話からもご利用いただけます

0120-324-386

受付時間

月～金9:00～18:00 ±9:00～17:00
(日・祝日・年末年始を除きます)

ご利用方法

- ・保険証券をお手もとにご用意ください。電話受付時には必ず「保険証券番号」を確認させていただきます。
- ・お申し出は、ご契約者さま（給付金等請求の場合は受取人さま）ご本人からお願いします。お手続きによっては、配偶者さま、同居のご親族さまからのお申し出も受け付けますが、その場合、ご本人さまがお申し出できない理由を確認させていただきます。

※保障内容を変更する手続き（特約の中途付加等）は、取扱代理店までお申し出ください。

お電話のみでお手続きが完了します



- 住所変更
- 控除証明書再発行
- ご契約のしおり・約款の再交付

手続方法等のご相談を承ります



「こんな時、どうすれば?」と、お困りのことがありましたら、お気軽にご相談ください。

- ・「保険証券を紛失してしまった」
- ・「うっかり、お金を銀行口座に入れ忘れ、契約が失効してしまった」
- ・「入院をしたが、給付金等請求の手続きはどうすれば良いのだろう」

商品内容、ご契約内容のお問い合わせ



商品内容、ご契約内容等、各種お問い合わせを承ります。

- ・「商品内容をもう一度詳しく教えてほしい」
- ・「契約内容について改めて確認したい」
- ・「契約者貸付の可能額を知りたい」

インターネットで請求についてのお申し出を受け付けます



- 改姓 ●保険料のお支払口座変更
 - 死亡等の給付金・保険金請求 ●入院等の給付金等請求(※)
- (※請求書類をインターネットホームページから直接取り出すことができます。)

便利なインターネット手続き

URL <http://www.msa-life.co.jp>

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

約款をお読みいただく前に

◆約款中では、ご契約者と保険会社との契約内容を、基本的に「条」・「項」・「号」を用いて規定しております。

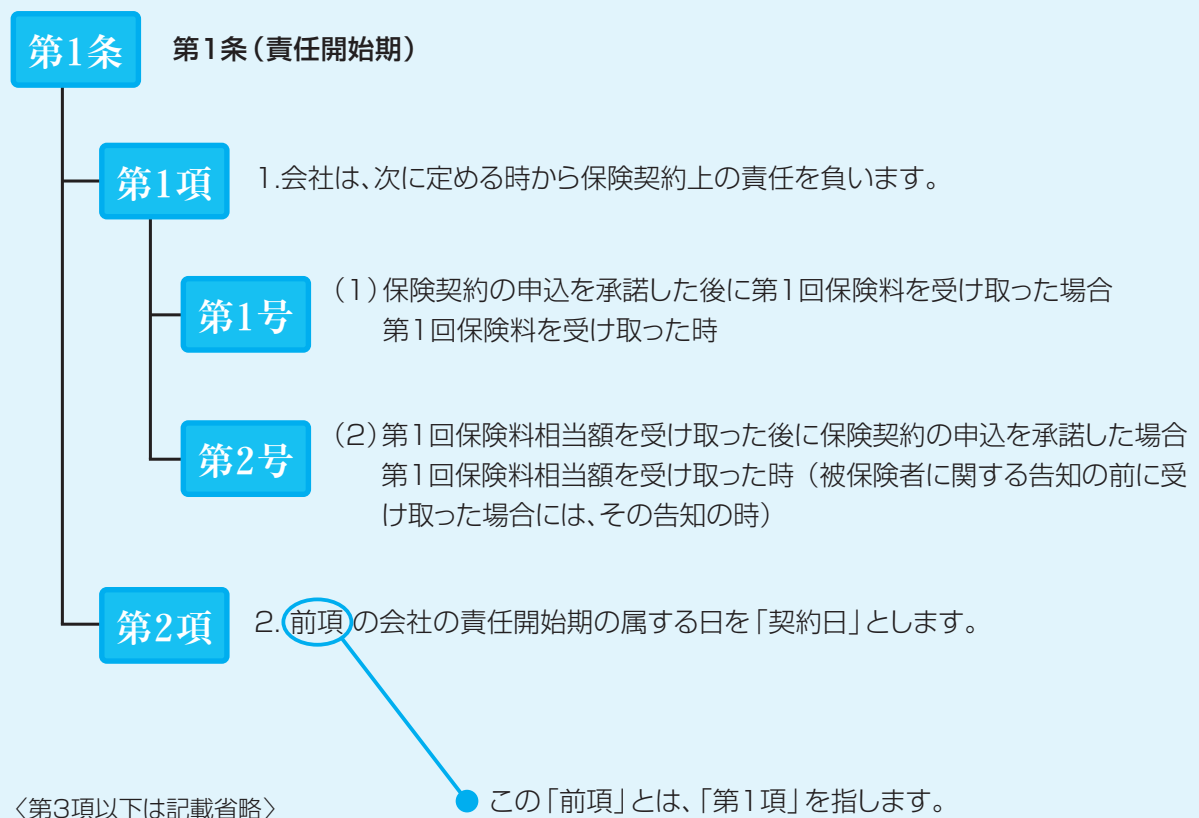
条…「第X条」と表記されています。

項…「X.」と表記されています。

号…「(X)」と表記されています。「条」や「項」の中で、列挙することがある場合に「号」を設けて記載します。

※文中のXは数字です。

【例】会社の責任開始期 第1条（責任開始期）の規定の場合



新ガン保険α普通保険約款

1. 会社の責任開始期	3	第30条（ガン給付金受取人の変更）	13
第1条（責任開始期）	3	第31条（会社への通知による死亡給付金受取人の変更）	13
第2条（ガン給付責任開始期）	3	第32条（遺言による死亡給付金受取人の変更）	14
2. ガンの定義および診断確定	3	第33条（保険契約者の変更）	14
第3条（ガンの定義および診断確定）	3	12. 保険契約の解約	14
3. 給付金の支払	4	第34条（保険契約の解約）	14
第4条（給付金の支払）	4	13. 契約者貸付	14
4. 保険料の払込免除	5	第35条（契約者貸付）	14
第5条（保険料の払込免除）	5	第36条（契約者貸付金の返済）	14
第6条（保険料の払込を免除しない場合）	6	14. 解約返戻金	14
第7条（保険料の払込免除に関する戦争その他の変 乱、地震、噴火または津波の場合の特例）	6	第37条（解約返戻金）	14
5. 保険契約の無効および取消	6	15. 給付金の受取人による保険契約の存続	15
第8条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定によ る無効）	6	第38条（給付金の受取人による保険契約の存続）	15
第9条（不法取得目的による無効）	7	16. 契約者配当	15
第10条（詐欺による取消）	7	第39条（契約者配当）	15
6. 告知義務および保険契約の解除	7	17. 保険契約者・死亡給付金受取人の代表者	15
第11条（告知義務）	7	第40条（保険契約者・死亡給付金受取人の代表者）	15
第12条（告知義務違反による解除）	7	18. 年齢の計算・年齢および性別の誤りの処理	15
第13条（保険契約を解除できない場合）	8	第41条（年齢の計算）	15
7. 重大事由による解除	8	第42条（年齢および性別の誤りの処理）	15
第14条（重大事由による解除）	8	19. 請求手続	16
8. 保険料の払込および保険契約の失効	9	第43条（請求手続）	16
第15条（保険料の払込）	9	20. 給付金および解約返戻金等の支払の時期・ 場所等	17
第16条（払込期月中の保険事故等と保険料の取扱）	9	第44条（給付金および解約返戻金等の支払の時期・ 場所等）	17
第17条（保険料の払込方法（経路））	10	21. 時効	18
第18条（保険料の前納および一括払）	10	第45条（時効）	18
第19条（保険料払込の猶予期間）	11	22. 被保険者の業務、転居および旅行	18
第20条（猶予期間中の保険事故等と保険料の取扱）	11	第46条（被保険者の業務、転居および旅行）	18
第21条（保険料の自動振替貸付）	11	23. 管轄裁判所	18
第22条（自動振替貸付金の返済）	11	第47条（管轄裁判所）	18
第23条（保険料の自動振替貸付の取消）	12	24. 保険契約の更新	18
第24条（保険契約の失効）	12	第48条（保険契約の更新）	18
9. 保険契約の復活	12	25. 特別取扱	19
第25条（保険契約の復活）	12	第49条（デビットカードにより保険料等を払い込む 場合の取扱）	19
10. 保険契約者の住所の変更	12	第50条（クレジットカードにより保険料等を払い込 む場合の取扱）	19
第26条（保険契約者の住所の変更）	12	26. 低解約返戻金特則	20
11. 契約内容の変更	13	第51条（低解約返戻金特則の付加）	20
第27条（ガン入院給付金日額の減額）	13		
第28条（保険期間または保険料払込期間の変更）	13		
第29条（保険料払込方法（回数）の変更）	13		

第52条（低解約返戻金期間および低解約返戻金割合）	20
第53条（低解約返戻金特則が付加された場合の解約返戻金）	20
第54条（低解約返戻金特則の解約）	20
別表 1 請求書類	21
別表 2 対象となるガン	23
別表 3 対象となる高度障害状態	23
別表 4 対象となる身体障害の状態	24
備考（別表 3、別表 4）	24
別表 5 対象となる不慮の事故	26
別表 6 病院または診療所	26
別表 7 入院	27
別表 8 対象となる手術	27
備考	27

1. 会社の責任開始期

第1条（責任開始期）

1. 会社は、次に定める時から保険契約上の責任を負います。
 - (1) 保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時
 - (2) 第1回保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
第1回保険料相当額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
2. 前項の会社の責任開始期の属する日を「契約日」とします。
3. 会社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を発行します。
4. 前項の保険証券には、次の各号の事項を記載します。
 - (1) 会社名
 - (2) 保険契約者の氏名または名称
 - (3) 被保険者の氏名
 - (4) ガン給付金受取人および死亡給付金受取人の氏名または名称その他その受取人を特定するために必要な事項
 - (5) この保険契約の給付金の支払事由
 - (6) 保険期間
 - (7) ガン入院給付金日額
 - (8) 保険料およびその払込方法
 - (9) 契約日
 - (10) 保険証券を作成した日

第2条（ガン給付責任開始期）

ガン入院給付金およびガン手術給付金（以下「ガン給付金」といいます。）については、会社は、ガン給付責任開始期から保険契約上の責任を負うものとし、ガン給付責任開始期は次のとおりとします。

- (1) 保険契約の締結に際しては、前条に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日
- (2) 復活が行われた場合には、最後の復活の際の第25条（保険契約の復活）第2項に規定する復活日。
ただし、その復活日が前号に規定する日より前である場合は、前号に規定する日。

2. ガンの定義および診断確定

第3条（ガンの定義および診断確定）

1. この保険契約において「ガン」とは、別表2に定めるガンをいいます。
2. ガンの診断確定は、病理組織学的所見（生検）により、医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。

3. 給付金の支払

第4条（給付金の支払）

1. 会社は、次表の規定により、給付金を支払います。

名 称	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合
ガン入院給付金	被保険者が保険期間中に次の条件をすべて満たす入院をしたとき (1) ガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンを直接の原因とする別表7に定める入院であること (2) ガンの治療を目的とした入院（備考2に定めるところによります。以下同じ。）であること (3) 別表6に定める病院または診療所における入院であること (4) 保険期間中の入院日数が1日以上あること	入院1回につき、 (1) 入院日数が1日以上5日以内の場合 ガン入院給付金 日額の5倍相当額 (2) 入院日数が6日以上の場合 $\left[\begin{array}{c} \text{ガン入院} \\ \text{給付金日額} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{c} \text{入院日数} \end{array} \right]$	ガン給付金受取人	_____
ガン手術給付金	被保険者が保険期間中に次の条件をすべて満たす手術を受けたとき (1) ガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンを直接の原因とする手術であること (2) ガンの治療を目的とした手術（備考1に定めるところによります。以下同じ。）であること (3) 別表8に定める種類の手術であること (4) 別表6に定める病院または診療所において受けた手術であること	手術1回につき、 $\left[\begin{array}{c} \text{ガン入院} \\ \text{給付金日額} \end{array} \right] \times 20$	ガン給付金受取人	_____
死亡給付金	被保険者が保険期間中に死亡したとき	被保険者が死亡した日における解約返戻金相当額	死亡給付金受取人	被保険者が次のいずれかにより死亡したとき (1) 責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）の属する日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 (2) 保険契約者の故意 (3) 死亡給付金受取人の故意。 ただし、その受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金の残額を他の死亡給付金受取人に支払います。

2. 前項の入院が保険期間満了の時を含んで継続している場合には、その時以後の継続入院を保険期間中の入院とみなします。ただし、その継続入院中に別表8に定める種類の手術を受けても、ガン手術給付金は支払いません。
3. 第1項のガン入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合、2回目以後のその入院が、最初の入院を開始する直接の原因となったガン（以下本項において「原発ガン」といいます。）の治療を目的としているときは、原発ガンの治療を目的とする継続した1回の入院とみなします。ただし、ガン入院給付金が支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、新たに生じたガンによる入院とみなします。
4. 第1項の入院をした場合に、入院開始時に異なるガンを併発していたときまたは入院中に異なるガンを併発したときは、入院開始の直接の原因となったガンにより継続して入院したものとしてみなします。
5. 被保険者が、ガン以外の疾病または傷害による入院中にガンと診断確定された場合、そのガンの治療を開始した日からそのガンの治療を目的として入院したものとして第1項の規定を適用します。
6. 被保険者が、第1項に規定するガン入院給付金の支払事由に該当する入院中に、ガン以外の疾病または傷害の治療を開始し入院を継続した場合には、そのガン以外の疾病または傷害の治療を開始した日以後の入院日数のうち、ガンの治療を目的とした入院の入院日数について第1項のガン入院給付金の規定を適用します。
7. ガン入院給付金日額が減額された場合の給付金の支払額の計算は、次のとおりとします。
 - (1) ガン入院給付金については、入院中の各日現在のガン入院給付金日額（ただし、入院開始の日から起算して5日目までの入院については入院開始の日現在のガン入院給付金日額）にもとづいて計算します。
 - (2) ガン手術給付金については、手術を受けた日現在のガン入院給付金日額にもとづいて計算します。
8. 被保険者が別表8の対象となる手術の種類のうち同時に2以上の種類の手術を受けた場合には、第1項の規定にかかわらず、いずれか1種類の手術を受けたものとみなします。
9. 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、死亡給付金を支払います。
10. 第1項の「支払事由に該当しても給付金を支払わない場合」に該当したことにより死亡給付金が支払われない場合には、会社は、解約返戻金（被保険者が死亡した日までの未払込の保険料があるときは、その未払込の保険料が払い込まれたものとして計算した解約返戻金額からその未払込の保険料を差し引いた金額とします。以下本項において同じ。）を保険契約者に支払います（なお、死亡給付金受取人が被保険者を故意に死亡させた場合、その受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金が支払われない部分にかかる解約返戻金を保険契約者に支払います。）。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことにより死亡給付金が支払われない場合には、解約返戻金その他の返戻金の支払はありません。
11. ガン給付金受取人は被保険者とします。ただし、保険契約者が法人で、かつ、死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合、保険契約者は、被保険者の同意を得て、被保険者に代えて保険契約者をガン給付金受取人とすることができます。
12. ガン給付金受取人は、前項に定める者以外に変更することはできません。

4. 保険料の払込免除

第5条（保険料の払込免除）

1. 被保険者が次のいずれかに該当した場合には、次の払込期月（払込期月の初日から契約日の応当日の前日までに次のいずれかに該当した場合には、その払込期月）以後の保険料の払込を免除します。
 - (1) 責任開始期以後に発生した傷害または疾病を原因として、保険料払込期間中に高度障害状態（別表3に定める障害状態をいい、備考に定めるところにより認定します。以下同じ。）に該当したとき。この場合、責任開始期前に既に生じていた障害状態に、責任開始期以後に発生した傷害または疾病（責任開始期前に既に生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わることで高度障害状態に該当したときを含みます。

- (2) 責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表5に定めるところによります。以下同じ。）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に、身体障害の状態（別表4に定める障害状態をいい、備考に定めるところにより認定します。以下同じ。）に該当したとき。この場合、責任開始期前に既に生じていた障害状態に、責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わることにより身体障害の状態に該当したときを含みます。
2. 被保険者が責任開始期前に発生した傷害を原因として高度障害状態もしくは身体障害の状態に該当した場合または責任開始期前に発生した疾病を原因として高度障害状態に該当した場合でも、その傷害または疾病について、保険契約者または被保険者が第11条（告知義務）の規定にもとづき正しくすべての事実を告知し、会社がその傷害または疾病を知っていたときは、その傷害または疾病は責任開始期以後に発生したものとみなします。
3. 保険料の払込を免除した後は、払込期月の契約日の応当日ごとに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。
4. 保険料の払込を免除した後は、次の取扱を行いません。
- (1) ガン入院給付金日額の減額
 - (2) 保険期間および保険料払込期間の変更
 - (3) 保険料払込方法（回数）の変更
5. 保険料の払込を免除したときは、保険証券に表示します。

第6条（保険料の払込を免除しない場合）

1. 被保険者が次のいずれかにより高度障害状態に該当した場合または身体障害の状態に該当した場合には、保険料の払込を免除しません。
- (1) 保険契約者または被保険者の故意
 - (2) 被保険者の犯罪行為
2. 被保険者が次のいずれかにより身体障害の状態に該当した場合も、保険料の払込を免除しません。
- (1) 保険契約者または被保険者の重大な過失
 - (2) 被保険者の精神障害を原因とする事故
 - (3) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
 - (4) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
 - (5) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

第7条（保険料の払込免除に関する戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例）

1. 被保険者が戦争その他の変乱により高度障害状態に該当した場合に、戦争その他の変乱により高度障害状態に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、会社は、保険料の払込を免除しません。
2. 被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により身体障害の状態に該当した場合に、これらの事由により身体障害の状態に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、会社は、保険料の払込を免除しません。

5. 保険契約の無効および取消

第8条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）

1. 被保険者が、告知（復活が行われた場合には、最後の復活の際の告知とします。以下本条において同じ。）時以前または告知時から第2条（ガン給付責任開始期）に規定するガン給付責任開始期までにガンと診断確定されていた場合には、保険契約者または被保険者がその事実を知っていると知っているにもかかわらず、保険契約は無効とします。
2. 前項の場合、既に払い込まれた保険料（復活の際の無効の場合には、復活の際に払い込まれた金額および復活以後に払い込まれた保険料とします。）は次のように取り扱います。

- (1) 告知時以前に、被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者がともに知らなかったときは、保険契約者に払い戻します。
 - (2) 告知時以前に、被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。
 - (3) 告知時からガン給付責任開始期の前日までに被保険者がガンと診断確定されていたときは、保険契約者に払い戻します。
3. 本条の適用がある場合には、第12条（告知義務違反による解除）および第14条（重大事由による解除）の規定は適用しません。

第9条（不法取得目的による無効）

保険契約者が給付金を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結または復活が行われた場合には、その保険契約は無効とし、会社は、既に受け取った保険料は払いもどしません。

第10条（詐欺による取消）

保険契約者または被保険者の詐欺により保険契約の締結または復活が行われた場合には、会社は、その保険契約を取り消すことができるものとし、取り消したときには、既に受け取った保険料は払いもどしません。

6. 告知義務および保険契約の解除

第11条（告知義務）

次の(1)または(2)の場合、この保険の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 保険契約の締結
- (2) 保険契約の復活

第12条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、保険契約を解除することができます。
2. 会社は、給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項により保険契約を解除することができます。
3. 前項の場合には、給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に給付金を支払っていたときは、給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者（第43条（請求手続）第4項の規定により、保険契約者の代理人が保険料の払込免除を請求する場合には、その代理人を含みます。以下本条において同じ。）、被保険者または給付金の受取人（第43条（請求手続）第4項の規定により、ガン給付金受取人の代理人がガン給付金を請求する場合には、その代理人を含みます。以下本条において同じ。）が証明したときは、給付金の支払または保険料の払込免除を行います。
4. 本条の規定による保険契約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金の受取人に通知します。
5. 本条の規定により保険契約を解除した場合、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

第13条（保険契約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定による保険契約の解除をすることができません。
 - (1) 保険契約の締結または復活の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかったとき
 - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または被保険者が第11条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第11条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) 責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実により給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（責任開始期前に原因が生じていたことにより給付金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第11条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときを除いて、保険契約を解除できるものとします。

7. 重大事由による解除

第14条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、保険契約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または死亡給付金受取人がこの保険契約の給付金を詐取する目的または他人にこの保険契約の給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
 - (2) この保険契約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
 - (4) 保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または死亡給付金受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない前各号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、ガン給付金もしくは死亡給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、

前項の規定により保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由によるガン給付金もしくは死亡給付金（前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号①から⑤までに該当した者が死亡給付金受取人のみであり、かつ、その死亡給付金受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべき死亡給付金をいいます。以下本項において同じ。）の支払または保険料の払込免除事由による保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既にガン給付金または死亡給付金を支払っていたときは、ガン給付金または死亡給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。

3. 本条の規定による保険契約の解除は、保険契約者（第43条（請求手続）第4項の規定により、保険契約者の代理人が保険料の払込免除を請求する場合には、その代理人を含みます。以下本条において同じ。）に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金の受取人（第43条（請求手続）第4項の規定により、ガン給付金受取人の代理人がガン給付金を請求する場合には、その代理人を含みます。）に通知します。
4. 本条の規定により保険契約を解除した場合、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定により保険契約を解除した場合で、死亡給付金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し死亡給付金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない死亡給付金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

8. 保険料の払込および保険契約の失効

第15条（保険料の払込）

1. 保険契約者は、第2回以後の保険料を、その払込期間中、毎回、第17条（保険料の払込方法（経路））第1項に定める払込方法（経路）にしたがい、次に定める期間（以下「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。
 - (1) 払込方法（回数）が保険料月払契約の場合
契約日の月単位の応当日（応当日のないときは、その月の末日とします。以下同じ。）の属する月の初日から末日まで
 - (2) 払込方法（回数）が保険料年払契約または保険料半年払契約の場合
契約日の年単位または半年単位の応当日の属する月の初日から末日まで
2. 保険料年払契約または保険料半年払契約について、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応する保険料（ガン入院給付金日額が減額されたときは、その減額部分に対応する保険料）を保険契約者（死亡給付金の支払事由発生後は、死亡給付金受取人）に払いもどします。
 - (1) 保険契約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
 - (2) 保険料の払込が免除されたとき
 - (3) ガン入院給付金日額が減額されたとき

第16条（払込期月中の保険事故等と保険料の取扱）

1. 払込期月における契約日の応当日の前日までに保険料が払い込まれている場合、その応当日の前日までに保険契約が消滅したときまたは保険料の払込を要しなくなったときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（死亡給付金の支払事由発生後は、死亡給付金受取人）に払いもどします。
2. 保険料が払い込まれないまま、その払込期月における契約日の応当日以後末日までに給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じたときは、次に定めるところによります。

- (1) 給付金の支払事由が生じたとき
未払込の保険料を給付金（死亡給付金は、その払込期月の保険料が払い込まれたものとして計算した金額とします。）から差し引きます。
- (2) 保険料の払込免除の事由が生じたとき
保険契約者は、猶予期間満了日までに、未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、保険料の払込を免除しません。
3. 前項第1号において、会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、猶予期間満了日までに、未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、給付金（死亡給付金の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。）を支払いません。

第17条（保険料の払込方法（経路））

1. 保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。
 - (1) 会社の本店または会社の指定した場所に持参して払い込む方法
 - (2) 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
 - (3) 会社の派遣した集金担当者に払い込む方法（保険契約者の指定した集金先が会社の定めた地域内にある場合に限ります。）
 - (4) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
 - (5) 所属団体または集団を通じ払い込む方法（所属団体または集団と会社との間に団体取扱契約または集団取扱契約が締結されている場合に限ります。）
 - (6) 会社の指定したクレジットカードにより払い込む方法
2. 前項第3号の払込方法（経路）による場合で払込期月内に保険料の払込がないときは、猶予期間内に会社の本店または会社の指定する場所に払い込んでください。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込の用意の申出があったときは、猶予期間内でも集金担当者を派遣します。
3. 保険料月払契約について、第1項第3号の払込方法（経路）による場合で猶予期間中の未払込の保険料があるときは、その保険料の払込があった後に払込期月の保険料を集金します。
4. 保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で、第1項各号の払込方法（経路）を変更することができます。
5. 第1項第3号から第6号までのいずれかの払込方法（経路）が選択されている保険契約が会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により、他の払込方法（経路）に変更してください。この場合、保険契約者が他の払込方法（経路）に変更するまでの間の保険料については、会社の本店または会社の指定する場所に払い込んでください。

第18条（保険料の前納および一括払）

1. 保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で、将来の保険料を前納することができます。この場合、次に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 会社の定める利率で保険料を割り引きます。
 - (2) 保険料前納分として領収した金額（以下「前納保険料」といいます。）は、会社の定める利率による利息をつけて積み立てておき、契約日の年単位の応当日が到来するごとに保険料に充当します。
 - (3) 保険料前納期間が満了した場合に前納保険料に残額があるときは、その残額を次期以後の保険料に順次充当します。
 - (4) 保険料の払込を要しなくなった場合に前納保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者（死亡給付金の支払事由発生後は、死亡給付金受取人）に払いもどします。
2. 保険料月払契約において、保険契約者は、当月分以後の保険料を一括して払い込むことができます。この場合、次に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 一括して払い込む保険料が3か月分以上あるときは、会社の定める割合で保険料を割り引きます。
 - (2) 保険料の払込を要しなくなった場合に、一括払の保険料中翌月（払込期月の初日から契約日の応当

日の前日までに保険料の払込を要しなくなったときは、当月）以後の分があるときは、前号の割合で精算し、その額を保険契約者（死亡給付金の支払事由発生後は、死亡給付金受取人）に払いもどします。

第19条（保険料払込の猶予期間）

第2回以後の保険料の払込については、次のとおり猶予期間があります。

(1) 保険料月払契約

払込期月の翌月初日から末日まで

(2) 保険料年払契約または保険料半年払契約

払込期月の翌月初日から翌々月の契約日の月単位の応当日まで（払込期月の契約日の応当日が2月、6月、11月の各末日のときは、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで）

第20条（猶予期間中の保険事故等と保険料の取扱）

1. 猶予期間中に給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料（この保険契約およびこの保険契約に付加されている特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）を給付金（死亡給付金は、未払込の保険料が払い込まれたものとして計算した金額とします。）から差し引きます。
2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、給付金（死亡給付金の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。）を支払いません。
3. 猶予期間中に保険料の払込免除の事由が生じた場合には、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、保険料の払込を免除しません。

第21条（保険料の自動振替貸付）

1. 猶予期間中に保険料が払い込まれないときでも、保険契約者からあらかじめ反対の申出がなければ、会社は、その保険料相当額を自動的に貸し付けて保険料の払込に充当し、保険契約を有効に継続させます。
2. 前項の未払込の保険料とこれに付される利息の合計額が、未払込保険料が払い込まれたものとして計算した解約返戻金（既に本条の貸付金〈以下「自動振替貸付金」といいます。〉または第35条（契約者貸付）の貸付金〈以下「契約者貸付金」といいます。〉があるときは、その元利金を差し引いた残額）をこえるときは、会社は、その保険料の自動振替貸付を行いません。
3. 自動振替貸付金は猶予期間満了日に貸し付けたものとします。
4. 自動振替貸付金の利息は、年8%以下の会社の定める利率で計算し、次の猶予期間満了日（保険料月払契約においては毎保険年度の12か月目の保険料の猶予期間満了日）に元金に繰り入れます。また、保険料の払込を要しなくなったときもこれに準じて計算します。

第22条（自動振替貸付金の返済）

1. 保険契約者は、自動振替貸付金の元利金の全部または一部を、いつでも返済することができます。
2. 自動振替貸付金の元利金（契約者貸付金があるときはその元利金を含めます。以下本条において同じ。）が解約返戻金をこえたときは、保険契約者は、会社の定める金額以上を払い込んでください。この場合、会社は、その旨を保険契約者に通知します。
3. 前項の払込がない場合、保険契約は、自動振替貸付金の元利金が解約返戻金をこえた時から効力を失います。
4. 会社は、次の場合に、自動振替貸付金があるときは、解約返戻金等の支払金額からその時までの期間に応じて計算した自動振替貸付金の元利金を差し引きます。
 - (1) 保険契約または付加している特約が消滅したとき

- (2) ガン入院給付金日額または付加している特約の給付金額等が減額されたとき
- (3) 保険期間または保険料払込期間が変更されたとき
- (4) 年齢または性別の誤りの処理が行われたとき

第23条（保険料の自動振替貸付の取消）

保険料の自動振替貸付が行われた場合でも、次に定める期間内に保険契約者から保険契約の解約の請求があったとき（給付金の受取人による保険契約の存続の規定により解約の効力が生じたときを含みます。）は、会社は、保険料の自動振替貸付を行わなかったものとして、保険契約の解約の取扱をします。

- (1) 保険料月払契約
猶予期間満了日の翌日からその日を含めて1か月
- (2) 保険料年払契約または保険料半年払契約
猶予期間満了日の翌日からその日を含めて3か月

第24条（保険契約の失効）

猶予期間中に保険料が払い込まれず、かつ、その保険料の自動振替貸付が行われなときは、保険契約は猶予期間満了日の翌日から効力を失います。この場合、解約返戻金があるときは、保険契約者はその解約返戻金を請求することができます。

9. 保険契約の復活

第25条（保険契約の復活）

1. 保険契約者は、保険契約が効力を失った日からその日を含めて1年以内は、会社の承諾を得て、保険契約を復活することができます。ただし、既に解約返戻金の請求があったときを除きます。
2. 会社が保険契約の復活を承諾した場合には、次に定めるところによります。
 - (1) 保険契約者は、会社の指定した期日までに、保険契約が効力を失わずに継続していた場合に払い込まれるべき保険料に相当する額（以下「復活に必要な保険料」といいます。）を払い込んでください。
 - (2) 会社は、次に定める時から保険契約上の責任を負います。この場合、その責任開始期の属する日を「復活日」とします。
 - ① 保険契約の復活を承諾した後に復活に必要な保険料を受け取った場合
復活に必要な保険料を受け取った時
 - ② 復活に必要な保険料を受け取った後に保険契約の復活を承諾した場合
復活に必要な保険料を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
 - (3) 保険証券は新たに発行せず、保険契約の復活を承諾した旨を保険契約者に通知します。
3. 自動振替貸付金および契約者貸付金の元利金が解約返戻金をこえることにより効力を失った保険契約を復活するときは、自動振替貸付金および契約者貸付金に対する利息を前項の復活に必要な保険料に含めます。ただし、自動振替貸付金および契約者貸付金の元利金が、前項の復活に必要な保険料が払い込まれたものとして計算した解約返戻金をこえる場合には、復活に必要な保険料とともに会社の定める金額を払い込んでください。
4. 保険契約が復活された場合には、会社は、ガン給付金の支払については第2条（ガン給付責任開始期）第2号に定めるガン給付責任開始期より責任を負います。

10. 保険契約者の住所の変更

第26条（保険契約者の住所の変更）

1. 保険契約者が住所または通信先を変更した場合には、すみやかに、会社へ通知してください。
2. 前項の通知がなく、変更後の保険契約者の住所または通信先が確認できなかった場合には、会社の知

った最終の住所または通信先に発した通知は、保険契約者に到達したものとします。

11. 契約内容の変更

第27条（ガン入院給付金日額の減額）

1. 保険契約者は、将来に向かって、ガン入院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後のガン入院給付金日額が会社の定める金額を下まわる場合には、会社は、ガン入院給付金日額の減額は取り扱いません。
2. 会社がガン入院給付金日額の減額を承諾した場合には、次に定めるところによります。
 - (1) 減額部分に対応する解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払い、将来の保険料を改めます。
 - (2) ガン入院給付金日額の減額は、減額の請求書類を会社が受け付けた時から効力を生じます。
3. ガン入院給付金日額が減額されたときは、保険証券に表示します。

第28条（保険期間または保険料払込期間の変更）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、保険期間または保険料払込期間を変更することができます。ただし、次のいずれかに該当する場合には、保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。
 - (1) 保険期間が短縮されるとき
 - (2) 保険料払込期間のみが延長されるとき
 - (3) 前2号のほか、会社の定める保険期間または保険料払込期間の変更の制限に該当するとき
2. 会社が保険期間または保険料払込期間の変更を承諾した場合には、次に定めるところによります。
 - (1) 会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来の保険料を改めます。
 - (2) 保険期間または保険料払込期間の変更は、会社が承諾した時から効力を生じます。
3. 保険期間または保険料払込期間が変更されたときは、保険証券に表示します。

第29条（保険料払込方法（回数）の変更）

保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で、保険料払込方法（回数）を変更することができます。

第30条（ガン給付金受取人の変更）

1. ガン給付金受取人が保険契約者の場合において、死亡給付金受取人の変更または保険契約者の変更が行われたときは、ガン給付金受取人は同時に被保険者に変更されます。
2. 保険契約者が法人で、かつ、死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合、保険契約者は、被保険者の同意を得て、ガン給付金受取人を保険契約者または被保険者に変更することができます。
3. 前項または第31条（会社への通知による死亡給付金受取人の変更）第1項の通知の発信後その通知が会社に到達するまでの間に、会社に変更前のガン給付金受取人に給付金を支払っていた場合には、その支払後に変更後のガン給付金受取人から給付金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
4. ガン給付金受取人が変更されたときは、保険証券に表示します。

第31条（会社への通知による死亡給付金受取人の変更）

1. 保険契約者またはその承継人は、死亡給付金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、会社へ通知することにより、死亡給付金受取人を変更することができます。
2. 前項の通知の発信後その通知が会社に到達するまでの間に、会社に変更前の死亡給付金受取人に死亡給付金を支払っていた場合には、その支払後に変更後の死亡給付金受取人から死亡給付金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
3. 死亡給付金の支払事由の発生以前に死亡給付金受取人が死亡したときは、その法定相続人を死亡給付金受取人とします。
4. 前項の規定により死亡給付金受取人となった者が死亡した場合に、その者の法定相続人がいないときは、死亡給付金受取人になった者のうち生存している他の死亡給付金受取人をそれぞれの受取人とし

ます。

5. 前2項の規定により死亡給付金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
6. 死亡給付金受取人が変更されたときは、保険証券に表示します。

第32条（遺言による死亡給付金受取人の変更）

1. 前条に定めるほか、保険契約者は、死亡給付金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡給付金受取人を変更することができます。
2. 前項の死亡給付金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ効力を生じません。
3. 前2項による遺言による死亡給付金受取人の変更は、その遺言が効力を生じた後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、会社に対抗することができません。
4. 死亡給付金受取人が変更されたときは、保険証券に表示します。

第33条（保険契約者の変更）

1. 保険契約者またはその承継人は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 本条の変更について会社に対抗するためには、保険証券に表示があることを要します。

12. 保険契約の解約

第34条（保険契約の解約）

保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。この場合、解約返戻金があるときは、その解約返戻金を請求することができます。

13. 契約者貸付

第35条（契約者貸付）

1. 保険契約者は、解約返戻金（既に契約者貸付金または自動振替貸付金があるときは、その元利金を差し引いた残額）の会社所定の範囲内で、貸付を受けることができます。ただし、貸付金が会社の定める金額に満たない場合には、貸付を取り扱いません。
2. 本条の貸付金の利息は、会社の定める利率により計算します。

第36条（契約者貸付金の返済）

1. 保険契約者は、契約者貸付金の元利金の全部または一部を、いつでも返済することができます。
2. 契約者貸付金の元利金（自動振替貸付金があるときはその元利金を含めます。以下本条において同じ。）が解約返戻金をこえたときは、保険契約者は、会社の定める金額以上を払い込んでください。この場合、会社は、その旨を保険契約者に通知します。
3. 前項の払込がない場合、保険契約は、契約者貸付金の元利金が解約返戻金をこえた時から効力を失います。
4. 会社は、次の場合に、契約者貸付金があるときは、解約返戻金等の支払金額からその時までの期間に応じて計算した契約者貸付金の元利金を差し引きます。
 - (1) 保険契約または付加している特約が消滅したとき
 - (2) ガン入院給付金日額または付加している特約の給付金額等が減額されたとき
 - (3) 保険期間または保険料払込期間が変更されたとき
 - (4) 年齢または性別の誤りの処理が行われたとき

14. 解約返戻金

第37条（解約返戻金）

この保険契約の解約返戻金は、ガン入院給付金およびガン手術給付金の保障に関する部分のみとし、次の各号のとおり計算します。

(1) 保険料払込中の保険契約

保険料の払込年月数により計算します。ただし、保険料年払契約または保険料半年払契約の場合で、既に払い込まれた保険料のその払込期月における契約日の応当日から次回の払込期月における契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料月払契約の解約返戻金と同額とします。

(2) 前号以外の保険契約

経過年月数により計算します。

15. 給付金の受取人による保険契約の存続

第38条（給付金の受取人による保険契約の存続）

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時ににおいて次の各号のすべてを満たす給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（以下本条において「解約時支払額」といいます。）を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
3. 第1項の解約請求の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、死亡給付金の支払事由が生じ、会社が死亡給付金を支払うべきときは、その死亡給付金の額を限度に、解約時支払額を債権者等に支払います。この場合、死亡給付金の額から解約時支払額を差し引いた残額を、死亡給付金受取人に支払います。

16. 契約者配当

第39条（契約者配当）

この保険契約に対する契約者配当はありません。

17. 保険契約者・死亡給付金受取人の代表者

第40条（保険契約者・死亡給付金受取人の代表者）

1. 保険契約者または死亡給付金受取人が2人以上あるときは、各代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の保険契約者または他の死亡給付金受取人を代理するものとします。
2. 前項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明であるときは、保険契約者または死亡給付金受取人の1人に対する会社の行為は、他の者に対してもその効力を有します。
3. 保険契約者が2人以上あるときは、連帯して責任を負うものとします。

18. 年齢の計算・年齢および性別の誤りの処理

第41条（年齢の計算）

1. 被保険者の契約年齢は、契約日現在の満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。
2. 被保険者の契約後の年齢は、前項の契約年齢に、契約日の年単位の応当日ごとに1歳を加えて計算します。

第42条（年齢および性別の誤りの処理）

保険契約申込書に記載された被保険者の年齢または性別に誤りがあった場合、次のとおり取り扱います。

- (1) 契約日および誤りの事実が発見された日における実際の年齢または性別が、会社の定める取扱範囲

- 外のときは、保険契約は無効とし、既に払い込まれた保険料を保険契約者に払いもどします。
- (2) 前号以外のときは、実際の年齢または性別に基づいて会社の定める方法により計算した金額の授受等の取扱をし、保険契約は継続します。

19. 請求手続

第43条（請求手続）

1. 給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じたときは、保険契約者またはその給付金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. この普通保険約款にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
3. 官公庁、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。）を保険契約者および死亡給付金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の死亡給付金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等にもとづく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡給付金の請求の際、第1号または第2号のいずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。
 - (1) 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
 - (2) 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
 - (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類
4. ガン給付金受取人がガン給付金を請求できない特別な事情があるときまたは被保険者と保険契約者が同一の場合で、その保険契約者が保険料の払込免除を請求することができない特別な事情があるときは、次の者がガン給付金受取人または保険契約者の代理人（以下「代理請求人」といいます。）としてガン給付金または保険料の払込免除の請求をすることができます。ただし、ガン給付金受取人が法人である場合を除きます。
 - (1) 保険契約者が、被保険者の同意を得て、次の①または②の範囲内であらかじめ指定した者（以下「指定代理請求人」といいます。）。ただし、請求時においてもその者が次の①または②の範囲内の者であることを要します。
 - ① 次の範囲内の者
 - ア. 被保険者の戸籍上の配偶者
 - イ. 被保険者の直系血族
 - ウ. 被保険者の兄弟姉妹（兄弟姉妹がいなときは甥姪）
 - エ. 被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
 - ② 次の範囲内の者。ただし、会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、ガン給付金受取人または保険契約者のためにガン給付金または保険料の払込免除を請求すべき適当な理由があると会社が認めた者に限ります。
 - ア. 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている前①エに掲げる以外の者
 - イ. 被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている者
 - ウ. その他前アおよびイに掲げる者と同等の特別な事情がある者として会社が認めた者
 - (2) 前号の指定代理請求人が指定されていない場合（指定代理請求人が死亡しているときもしくは請求時に前号①または②の範囲のいずれの者にも該当しないときを含みます。）または指定代理請求人が本条の代理請求をすることができない特別な事情がある場合は、次の者を代理請求人とし、
 - ① 死亡給付金受取人（ただし、請求時に被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている者に限ります。）
 - ② 前①に該当する者がいない場合または前①に該当する者が本項の請求をすることができない特別な事情がある場合は、請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者

- ③ 前①もしくは②に該当する者がいない場合または前①もしくは②に該当する者が本項の請求をすることができない特別な事情がある場合は、請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
5. 前項の規定にかかわらず、代理請求人の故意によりガン給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じたときは、その者は代理請求人としての取扱いを受けることができません。
6. 第4項の規定により、代理請求人がガン給付金または保険料の払込免除の請求をするときは、特別の事情を示す書類および別表1に定める書類を提出してください。
7. 第4項および第6項の規定により、ガン給付金が代理請求人に支払われた場合には、その支払後にそのガン給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
8. 保険契約者またはその承継人は、別表1に定める請求書類を提出し、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更または解除することができます。ただし、指定代理請求人を変更する場合、変更後の指定代理請求人は、第4項第1号に定める範囲内の者であることを要します。
9. 前項の場合、指定代理請求人の変更または解除について会社に対抗するためには、保険証券に表示があることを要します。

20. 給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等

第44条（給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）

1. 給付金および解約返戻金等の支払金は、必要な書類が会社に到着した日の翌営業日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本店または会社の指定した支社もしくは支店で支払うか、または会社の指定した方法により支払います。
2. 給付金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から給付金請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事実の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、前項の必要な書類が会社に到着した日の翌営業日からその日を含めて60日を経過する日とします。
- (1) 給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
第4条に定める給付金の支払事由に該当する事実の有無
- (2) 給付金の支払事由に該当しても給付金を支払わない場合に該当する可能性がある場合
給付金の支払事由が発生した原因
- (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
- (4) この普通保険約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、第14条（重大事由による解除）第1項第4号①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは死亡給付金受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金請求時までにおける事実
- (5) ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効に該当する可能性がある場合
ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効に該当する事実の有無
3. 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、第1項の必要な書類が会社に到着した日の翌営業日からその日を含めて各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれの日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
- (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 90日
- (2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 120日
- (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 120日

- (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
- (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
- (6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査 90日
- 4. 前2項の場合、会社は、給付金を請求した者に通知します。
- 5. 第2項または第3項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。
- 6. 保険料の払込免除の請求に際しては、本条の規定を準用します。

21. 時効

第45条（時効）

給付金もしくは解約返戻金等の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年間請求がない場合には消滅します。

22. 被保険者の業務、転居および旅行

第46条（被保険者の業務、転居および旅行）

保険契約の継続中に、被保険者がどのような業務に従事し、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、保険契約の解除も保険料の変更もしないで、保険契約上の責任を負います。

23. 管轄裁判所

第47条（管轄裁判所）

- 1. この保険契約における給付金等の請求に関する訴訟については、会社の本店または給付金等の受取人（給付金等の受取人が2人以上いるときは、その代表者として。）の住所地と同一の都道府県内にある支社もしくは支店（同一の都道府県内に支社または支店がないときは、最寄りの支社または支店）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。
- 2. この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

24. 保険契約の更新

第48条（保険契約の更新）

- 1. 保険契約者から保険期間満了日の2か月前までに更新しない旨の申出がない限り、保険契約は更新されます。ただし、次のいずれかに該当する場合は更新されません。
 - (1) 更新日（更新前の保険契約の保険期間満了日の翌日をいいます。以下本条において同じ。）における被保険者の契約上の年齢が90歳以上であるとき
 - (2) 更新前の保険契約の保険料払込期間が保険期間よりも短いとき
- 2. 更新後の保険契約については、次に定めるところによります。
 - (1) 保険期間
更新前の保険契約の保険期間と同一とします。ただし、更新後の保険契約の保険期間満了日の翌日における被保険者の契約上の年齢が90歳をこえるときは、更新日から被保険者の契約上の年齢が90歳となる日の前日までの期間とします。
 - (2) 保険料払込期間
更新後の保険契約の保険期間と同一とします。
 - (3) ガン入院給付金日額

更新前の保険契約のガン入院給付金日額と同額とします。

(4) 保険料

更新日における被保険者の年齢によりあらためて計算します。

(5) 保険期間の継続の取扱

第4条（給付金の支払）、第5条（保険料の払込免除）、第8条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）および第13条（保険契約を解除できない場合）の適用に際しては、更新前と更新後の保険期間は継続されたものとします。

(6) 告知義務違反による解除

更新前の保険契約において告知義務違反による解除の事由があるときは、会社は、更新後の保険契約を解除することができます。

(7) 第1回保険料の払込

① 更新日の属する月の末日までに払い込んでください。この場合、第19条（保険料払込の猶予期間）および第20条（猶予期間中の保険事故等と保険料の取扱）を準用します。

② 猶予期間中に第1回保険料が払い込まれないときは、保険契約の更新はなかったものとし、保険契約は、更新前の保険契約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。

(8) 適用する普通保険約款および保険料率

更新日における普通保険約款および保険料率を適用します。

(9) 保険証券

新たに保険証券を発行します。

3. 前2項の規定にかかわらず、更新時に、会社がこの保険契約の締結を取り扱っていない場合には、この保険契約は更新されません。ただし、保険契約者から特段の申出がない限り、会社は、第1項の規定による更新の取扱に準じて、会社の定める他の保険契約をこの保険契約の保険期間満了日の翌日に締結することがあります。この場合、この保険契約と他の保険契約の保険期間は継続されたものとします。

25. 特別取扱

第49条（デビットカードにより保険料等を払い込む場合の取扱）

1. 保険契約者は、デビットカード（日本デビットカード推進協議会の会員である金融機関等が発行する預貯金口座に係るカードのうち、当該カードの発行者によりデビットカード取引契約の締結に係る機能を付与されているものをいいます。以下同じ。）を使用して保険料等（第1回保険料、第1回保険料相当額、第2回以後の保険料、契約者貸付の元利金、自動振替貸付金の元利金および契約変更の際に払い込むべき金額等をいいます。以下同じ。）を払い込むことができます。
2. 前項の場合、口座引落確認を表す電文がデビットカードの端末機に表示された時に保険料等を受け取ったものとします。

第50条（クレジットカードにより保険料等を払い込む場合の取扱）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の指定するクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）を使用して保険料等を払い込むことができます。
2. 前項のクレジットカードは、保険契約者が、会社の指定するクレジットカード発行会社（以下「カード会社」といいます。）との間で締結した会員規約等（以下「会員規約等」といいます。）に基づき、カード会社より貸与されまたは使用を認められたものに限りします。
3. 保険料等をクレジットカードにより払い込む場合は、会社がクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認（以下「有効性等の確認」といいます。）を行った上で、クレジットカードによる保険料等の払込を承諾した時（会社所定のクレジットカード利用票を使用する場合は、会社がクレジットカード利用票を作成した時）に、会社が保険料等を受け取ったものとします。
4. 前項において、保険料等が第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。）の場合、会社が保険契約の申込を承諾したときは、会社の責任開始の日を保険契約者に通知します。ただし、会社所定のク

レジットカード利用票を使用した場合を除きます。

5. 保険契約者は、カード会社の会員規約等に従い、保険料等相当額をカード会社に支払うことを要します。
6. 会社がクレジットカードの有効性等の確認をした後でも、次のすべてを満たす場合には、第3項の規定を適用しません。この場合、保険契約者は他の方法で保険料等を払い込むことを要します。
 - (1) 会社がカード会社から保険料等相当額を領収できないこと
 - (2) 保険契約者がカード会社に対して、保険料等相当額を支払っていないこと

26. 低解約返戻金特則

第51条（低解約返戻金特則の付加）

低解約返戻金特則は保険契約の締結の際、保険契約者の申出により、この保険契約に付加して締結します。

第52条（低解約返戻金期間および低解約返戻金割合）

1. 低解約返戻金特則において、「低解約返戻金期間」および「低解約返戻金割合」とは、解約返戻金の水準を低く設定する期間および割合をいいます。
2. 前項の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合については、保険契約締結の際、会社の定める取扱範囲内で、保険契約者が指定するものとし、保険証券に記載します。
3. 前項により指定された低解約返戻金期間および低解約返戻金割合は、変更することができません。

第53条（低解約返戻金特則が付加された場合の解約返戻金）

1. 低解約返戻金特則が付加された場合、第37条（解約返戻金）の規定にかかわらず、低解約返戻金期間における解約返戻金は、第37条（解約返戻金）の規定により計算したものに、低解約返戻金割合を乗じて計算します。
2. 次の各号に定める事項に関する解約返戻金の計算をする場合、当該各号に定める日が、低解約返戻金期間に属するときに、前項の規定を適用します。
 - (1) 死亡給付金の支払および第4条（給付金の支払）第10項の規定による解約返戻金の支払
被保険者が死亡した日
 - (2) 告知義務違反による解除および重大事由による解除
保険契約を解除する旨の通知が到達した日
 - (3) 保険料の自動振替貸付
猶予期間満了日の翌日
 - (4) 保険契約の失効
猶予期間満了日の翌日
 - (5) ガン入院給付金日額の減額
別表1に定める請求書類が会社に到着した日
 - (6) 保険契約の解約
別表1に定める請求書類が会社に到着した日
 - (7) 契約者貸付
別表1に定める請求書類が会社の本店に到着した日
 - (8) 第38条（給付金の受取人による保険契約の存続）に定める債権者等による保険契約の解約
解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日

第54条（低解約返戻金特則の解約）

低解約返戻金特則のみの解約はできません。

別表1 請求書類

項 目	提 出 書 類	該当条文
ガン給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) ガン給付金の受取人の印鑑証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 会社所定の様式による医師の診断書	第4条
死亡給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 死亡給付金受取人の印鑑証明書と戸籍抄本 (4) 被保険者の住民票（ただし、住民票に記載されている事項の他に確認が必要な事項があるときは戸籍抄本） (5) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検案書）	第4条
保険料の払込免除	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 会社所定の事故状況報告書または交通事故証明書（身体障害の状態に該当した場合に限ります。）	第5条
解約返戻金・ガン給付責任開始期前のガン診断確定による既に払い込まれた保険料の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第8条、第12条、第14条、第24条、第27条、第34条
保険契約の復活	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者についての会社所定の告知書	第25条
ガン入院給付金日額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第27条
保険期間・保険料払込期間の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第28条
ガン給付金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第30条
会社への通知による死亡給付金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第31条
遺言による死亡給付金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 遺言書の写し (4) 相続人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 被保険者の印鑑証明書	第32条

項 目	提 出 書 類	該当条文
保険契約者の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書 ただし、旧保険契約者が死亡している場合は、 ① 旧保険契約者の戸籍抄本 ② 保険契約者代表者選任届 ③ 相続人の印鑑証明書	第33条
契約者貸付	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第35条
給付金の受取人による 保険契約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 請求する給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第38条
ガン給付金および保険 料の払込免除の代理請 求	(1) 特別の事情を示す書類 (2) 会社所定の請求書 (3) 保険証券 (4) 代理請求人の戸籍謄本 (5) 代理請求人の住民票と印鑑証明書 (6) 被保険者の戸籍抄本 (7) 会社所定の様式による医師の診断書 (8) 代理請求人が被保険者と生計を一にしているときは、被保険者もしくは代理請求人の健康保険証の写しまたは代理請求人が被保険者の治療費の支払いを行っていることを証する領収証の写し (9) 指定代理請求人が契約にもとづき被保険者の療養看護または財産管理を行っているときは、その契約書の写し	第43条
指定代理請求人の変更 または解除	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第43条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

別表2 対象となるガン

1. 対象となるガンとは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C 00～C 14
消化器の悪性新生物	C 15～C 26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C 30～C 39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C 40～C 41
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C 43～C 44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C 45～C 49
乳房の悪性新生物	C 50
女性生殖器の悪性新生物	C 51～C 58
男性生殖器の悪性新生物	C 60～C 63
腎尿路の悪性新生物	C 64～C 68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C 69～C 72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C 73～C 75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C 76～C 80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C 81～C 96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C 97
上皮内新生物	D 00～D 09

2. 上記1. の分類項目中「悪性新生物」または「上皮内新生物」とは、新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌と明示されているものをいい、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

新生物の性状を表す第5桁性状コード
／ 2 …… 上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非浸襲性 ／ 3 …… 悪性、原発部位 ／ 6 …… 悪性、転移部位 悪性、続発部位 ／ 9 …… 悪性、原発部位または転移部位の別不詳

別表3 対象となる高度障害状態

1. 両眼の視力をまったく永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能をまったく永久に失ったもの
3. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの
4. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの
5. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの
6. 1上肢の用をまったく永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
7. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの

別表4 対象となる身体障害の状態

1. 1眼の視力をまったく永久に失ったもの
2. 両耳の聴力をまったく永久に失ったもの
3. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害が永久に残ったもの
4. 1上肢を手関節以上で失ったもの
5. 1下肢を足関節以上で失ったもの
6. 1上肢の用または1上肢の3大関節中の2関節の用をまったく永久に失ったもの
7. 1下肢の用または1下肢の3大関節中の2関節の用をまったく永久に失ったもの
8. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの
9. 10手指の用をまったく永久に失ったもの
10. 10足指を失ったもの

備考（別表3、別表4）

1. 眼の障害（視力障害）
 - a. 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - b. 「視力をまったく永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
 - c. 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
2. 言語またはそしゃくの障害
 - a. 「言語の機能をまったく永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - (1) 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - (2) 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - (3) 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
 - b. 「そしゃくの機能をまったく永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
3. 上・下肢の障害
 - a. 「上・下肢の用をまったく永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失った場合をいい、上・下肢の完全運動麻痺または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。
 - b. 「関節の用をまったく永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合、または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。
4. 常に介護を要するもの
「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。
5. 耳の障害
 - a. 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオメータで行います。
 - b. 「聴力をまったく永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、
$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$
の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。
6. 脊柱の障害
 - a. 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程

度以上のものをいいます。

- b. 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

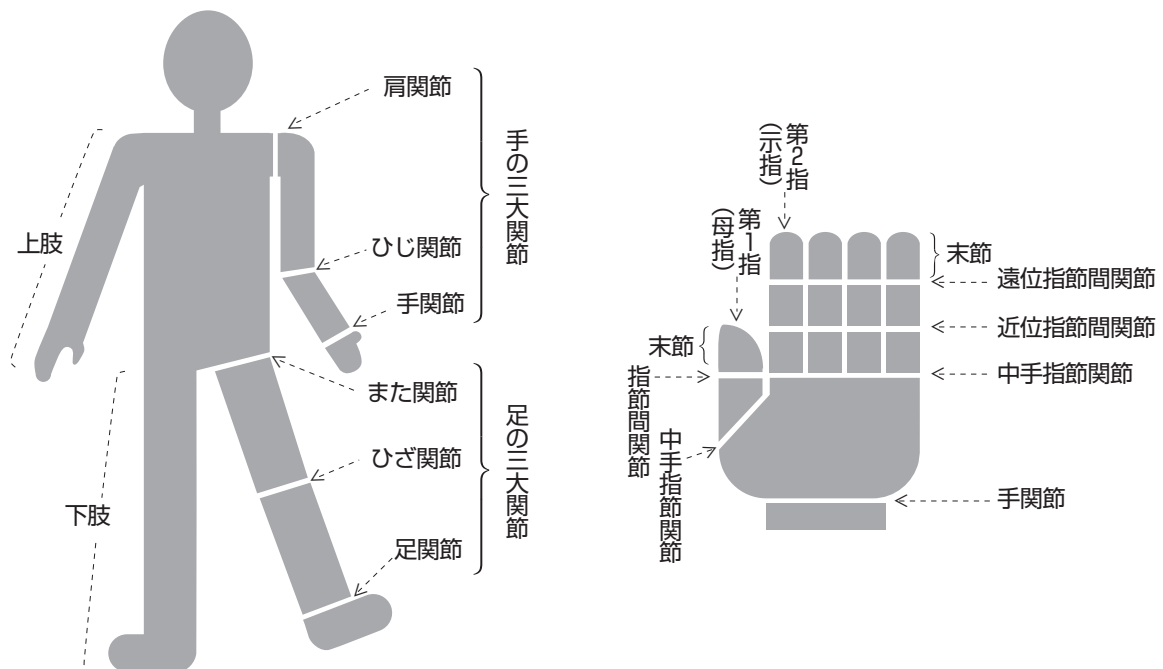
7. 手指の障害

- a. 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- b. 「手指の用をまったく永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

8. 足指の障害

「足指を失ったもの」とは、足指全部を失った場合をいいます。

身体部位の名称は、次の図のとおりとします。



別表5 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とします（急激・偶発・外来の定義は表1によるものとし、備考に事故を例示します。）。ただし、表2の事故は除外します。

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 （慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 （被保険者の故意にもとづくものは該当しません。）
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 （身体の内部的原因によるものは該当しません。）

備考 急激かつ偶発的な外来の事故の例

該当例	非該当例
次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。 ・交通事故 ・不慮の転落・転倒 ・不慮の溺水 ・窒息	次のような事故は、表1の定義のいずれかを満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。 ・高山病・乗物酔いにおける原因 ・飢餓 ・過度の運動 ・騒音 ・処刑

表2 除外する事故

項目	除外する事故
1. 疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症またはその症状が増悪した場合における、その軽微な外因となった事故
2. 疾病の診断・治療上の事故	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
3. 疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 気象条件による過度の高温	気象条件による過度の高温にさらされる事故（熱中症（日射病・熱射病）の原因となったものをいいます。）
5. 接触皮膚炎、食中毒などの原因となった事故	次の症状の原因となった事故 a. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎 b. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など c. 細菌性またはウイルス性食中毒ならびにアレルギー性、食餌性または中毒性の胃腸炎および大腸炎

別表6 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表7 入院

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、別表6に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表8 対象となる手術

「手術」とは、治療を目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、下表の手術番号1～5を指します。吸引、穿刺などの処理および神経ブロックは除きます。

手術番号	手術の種類
1.	ガン根治手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。）
2.	ガン温熱療法（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）
3.	その他のガン手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。）
4.	ガン根治放射線照射（50グレイ以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）
5.	ガンにともなうファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）

「ガン根治手術」とは、腫瘍の完全な切除・消失を可能とするような手術で、原発腫瘍を含めてその周囲組織や領域リンパ節を広範囲に切除することを指します。再手術や再発・転移に対する手術はガン根治手術には該当しません。

備考

1. 治療を目的とした手術
診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術などは「治療を目的とした手術」には該当しません。
2. 治療を目的とした入院
美容上の処置、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。なお、医師の指示に基づいたガンの検査を目的とした入院については、「治療を目的とした入院」とみなします。

ガン診断給付特約α条項

1. 総則	30	15. 特約給付金および解約返戻金等の支払 の時期・場所等	37
第1条（特約の締結）	30	第25条（特約給付金および解約返戻金等の支払の時 期・場所等）	37
第2条（特約の責任開始期）	30	16. 特約の更新	37
第3条（特約のガン給付責任開始期）	30	第26条（特約の更新）	37
第4条（特約の保険期間および保険料払込期間）	30	17. 主約款の準用	37
2. ガンの定義および診断確定	30	第27条（主約款の準用）	37
第5条（ガンの定義および診断確定）	30	18. 中途付加の場合の取扱	37
3. 特約給付金の支払	31	第28条（中途付加の場合の取扱）	37
第6条（特約給付金の支払）	31	19. 主契約に低解約返戻金特則が付加されてい る場合の取扱	38
4. 特約保険料の払込免除	32	第29条（低解約返戻金特則の付加）	38
第7条（特約保険料の払込免除）	32	第30条（低解約返戻金期間および低解約返戻金割合）	38
5. 告知義務および告知義務違反による解除	32	第31条（低解約返戻金特則が付加された場合の取扱）	38
第8条（告知義務）	32	第32条（低解約返戻金特則の解約）	38
第9条（告知義務違反による解除）	32	20. 主契約の更新の際にこの特約を付加する場 合の取扱	38
第10条（特約を解除できない場合）	33	第33条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場 合の取扱）	38
6. 特約の無効	33	21. 主契約が新医療保険αの場合の取扱	39
第11条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定によ る無効）	33	第34条（主契約が新医療保険αの場合の取扱）	39
7. 重大事由による解除	33	第35条（特別条件特約を付加した場合の取扱）	40
第12条（重大事由による解除）	33	別表1 請求書類	41
8. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	34	別表2 対象となるガン	42
第13条（特約保険料の払込）	34	備考 治療を目的とした入院	42
第14条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）	35		
第15条（特約保険料の自動振替貸付）	35		
第16条（特約の失効および消滅）	35		
9. 特約の復活	35		
第17条（特約の復活）	35		
10. 特約内容の変更	35		
第18条（ガン診断給付金額の減額）	35		
第19条（特約の保険期間または保険料払込期間の変 更）	36		
11. 特約の解約および解約返戻金	36		
第20条（特約の解約）	36		
第21条（解約返戻金）	36		
12. 給付金の受取人による特約の存続	36		
第22条（給付金の受取人による特約の存続）	36		
13. 契約者配当	37		
第23条（契約者配当）	37		
14. 請求手続	37		
第24条（請求手続）	37		

ガン診断給付特約α条項

1. 総則

第1条（特約の締結）

1. この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
2. この特約を付加した場合、保険証券には次の事項を記載します。
 - (1) この特約の名称
 - (2) ガン診断給付金額

第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

第3条（特約のガン給付責任開始期）

1. ガン診断給付金については、会社は、この特約のガン給付責任開始期からこの特約上の責任を負います。
2. この特約のガン給付責任開始期は、次のとおりとします。
 - (1) この特約の締結に際しては、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日
 - (2) この特約の復活が行われた場合には、最後の復活の際の主約款の保険契約の復活に関する規定による復活日。ただし、その復活日が前号に規定する日より前である場合は、前号に規定する日

第4条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。

2. ガンの定義および診断確定

第5条（ガンの定義および診断確定）

1. この特約において「ガン」とは、別表2に定めるガンをいいます。
2. ガンの診断確定は、病理組織学的所見（生検）により、医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。

3. 特約給付金の支払

第6条（特約給付金の支払）

1. 会社は、次表の規定により、この特約の給付金を支払います。

名称	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合
ガン診断給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に次のいずれかに該当したとき (1) ガン給付責任開始期以後に初めてガンと診断確定されたとき (2) 前(1)のガン給付責任開始期以後に初めてガンと診断確定された日の翌日以後に次の条件をすべて満たす入院をしたとき ① ガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンを直接の原因とする主約款の別表7に定める入院であること ② ガンの治療を目的とした入院（備考に定めるところによります。以下同じ。）であること ③ 主約款の別表6に定める病院または診療所における入院であること	ガン診断給付金額	主契約のガン給付金受取人	
死亡給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき	この特約の解約返戻金相当額 被保険者が死亡した日における	主契約の死亡給付金受取人	被保険者が次のいずれかにより死亡したとき (1) この特約の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）の属する日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 (2) 保険契約者の故意 (3) 主契約の死亡給付金受取人の故意。ただし、その受取人がこの特約の死亡給付金の一部の受取人であるときは、この特約の死亡給付金の残額を他の死亡給付金受取人に支払います。

- 被保険者がガン以外の疾病または傷害による入院中にガンと診断確定された場合、そのガンの治療を開始した日からそのガンの治療を目的として入院したものとみなして前項のガン診断給付金の支払に関する規定を適用します。
- 被保険者がガン診断給付金の支払われることとなった最終の入院の開始日（第1項の規定により、ガン給付責任開始期以後に初めてガンと診断確定されたことによりガン診断給付金の支払われることとなった場合は、その診断確定日。また、前項または第4項の規定によりガン診断給付金が支払われることとなった場合には、入院を開始したものとみなされた日。以下本条において同じ。）からその日を含めて2年以内にガン診断給付金の支払事由に該当した場合には、第1項の規定にかかわらず、会社は、ガン診断給付金を支払いません。
- 被保険者がガン診断給付金の支払われることとなった最終の入院の開始日からその日を含めて2年を経過した日の翌日に主契約のガン入院給付金の支払事由に該当する継続入院中の場合には、その日に入院を開始したものとみなして、ガン診断給付金を支払います。

5. 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、この特約の死亡給付金を支払います。
6. 主契約の死亡給付金受取人が2人以上いる場合のこの特約の死亡給付金の受取割合は、主契約の死亡給付金の受取割合と同じとします。
7. 第1項の「支払事由に該当しても給付金を支払わない場合」に該当したことによりこの特約の死亡給付金が支払われない場合には、会社は、この特約の解約返戻金（被保険者が死亡した日までの未払込の保険料があるときは、その未払込の保険料が払い込まれたものとして計算した解約返戻金額からその未払込の保険料を差し引いた金額とします。以下本項において同じ。）を保険契約者に支払います（なお、主契約の死亡給付金受取人が被保険者を故意に死亡させた場合、その受取人がこの特約の死亡給付金の一部の受取人であるときは、この特約の死亡給付金が支払われない部分にかかるこの特約の解約返戻金を保険契約者に支払います。）。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによりこの特約の死亡給付金が支払われない場合には、この特約の解約返戻金その他の返戻金の支払はありません。
8. この特約のガン診断給付金および死亡給付金の受取人は、第1項に定める者以外に変更することはできません。

4. 特約保険料の払込免除

第7条（特約保険料の払込免除）

1. 主約款に定める保険料の払込免除の事由が生じたときは、主約款の保険料払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
2. この特約の保険料の払込を免除した後は、ガン診断給付金額の減額の取扱は行いません。

5. 告知義務および告知義務違反による解除

第8条（告知義務）

次の(1)または(2)の場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 特約の締結
- (2) 特約の復活

第9条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、この特約を解除することができます。
2. 会社は、給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
3. 前項の場合には、給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に給付金を支払っていたときは、給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、給付金の支払または保険料の払込免除を行います。
4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金の受取人に通知します。
5. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

第10条（特約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
 - (1) この特約の締結または復活の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかったとき
 - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または被保険者が第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実によりこの特約の給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことによりこの特約の給付金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときを除いて、この特約を解除することができます。

6. 特約の無効

第11条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）

1. 被保険者が、告知（復活が行われた場合には、最後の復活の際の告知とします。以下本条において同じ。）時以前または告知時からこの特約のガン給付責任開始期までにガンと診断確定されていた場合には、保険契約者または被保険者がその事実を知っていると知っていないとにかかわらず、この特約は無効とします。
2. 前項の場合、既に払い込まれたこの特約の保険料（復活の際の無効の場合には、復活の際に払い込まれた金額（この特約に関する部分に限ります。）および復活以後に払い込まれたこの特約の保険料とします。）は次のように取り扱います。
 - (1) 告知時以前に、被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者がともに知らなかったときは、保険契約者に払い戻します。
 - (2) 告知時以前に、被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。
 - (3) 告知時からこの特約のガン給付責任開始期の前日までに被保険者がガンと診断確定されていたときは、保険契約者に払い戻します。
3. 本条の適用がある場合には、第9条（告知義務違反による解除）および第12条（重大事由による解除）の規定は適用しません。

7. 重大事由による解除

第12条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または主契約の死亡給付金受取人がこの特約の給付金を詐取する目的または他人にこの特約の給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
 - (2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき

- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
 - (4) 保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または死亡給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前各号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、ガン診断給付金もしくは死亡給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由によるガン診断給付金もしくは死亡給付金（前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号①から⑤までに該当した者が死亡給付金の受取人のみであり、かつ、その死亡給付金の受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべき死亡給付金をいいます。以下本項において同じ。）の支払または保険料の払込免除事由による保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既にガン診断給付金または死亡給付金を支払っていたときは、ガン診断給付金または死亡給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）に通知します。
4. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によりこの特約を解除した場合で、死亡給付金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し死亡給付金を支払わないときは、この特約のうち支払われない死亡給付金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

8. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

第13条（特約保険料の払込）

- 1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
- 2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
- 3. 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日までに給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料を給付金（死亡給付金は、その払込期月の保険料が払い込まれたものとして計算した金額とします。）から差し引きます。
- 4. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満

了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、給付金（死亡給付金の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。）を支払いません。

5. 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応するこの特約の保険料（この特約のガン診断給付金額が減額されたときは、その減額部分に対応するこの特約の保険料）を保険契約者（死亡給付金の支払事由発生後は、死亡給付金受取人）に払いもどします。
 - (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
 - (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき
 - (3) この特約のガン診断給付金額が減額されたとき

第14条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

1. 猶予期間中に給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）を給付金から差し引きます。
2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、給付金（死亡給付金の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。）を支払いません。

第15条（特約保険料の自動振替貸付）

1. 猶予期間中に主契約およびこの特約の保険料が払い込まれない場合には、主約款の保険料の自動振替貸付に関する規定を準用して、主契約およびこの特約の保険料の合計額について自動振替貸付の取扱を行います。
2. 前項の場合、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算してその取扱を行います。

第16条（特約の失効および消滅）

1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、保険契約者は、主契約の解約返戻金とあわせてこの特約の解約返戻金を請求することができます。
2. 主契約が消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。この場合、次に定めるところによります。
 - (1) 主契約の解約返戻金が支払われるとき
この特約に解約返戻金があるときは、会社は、その解約返戻金を保険契約者に支払います。
 - (2) 主契約の解約返戻金が支払われないとき
この特約の解約返戻金または責任準備金は支払いません。

9. 特約の復活

第17条（特約の復活）

1. 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合は、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

10. 特約内容の変更

第18条（ガン診断給付金額の減額）

1. 保険契約者は、将来に向かって、ガン診断給付金額を減額することができます。ただし、減額後のガ

ン診断給付金額が会社の定める金額を下まわる場合には、会社は、ガン診断給付金額の減額は取り扱いません。

2. 主契約のガン入院給付金日額が減額され、ガン診断給付金額が会社の定める金額をこえるにいたったときは、ガン診断給付金額を会社の定める金額まで減額します。
3. 前2項のほか、ガン診断給付金額の減額については、主約款のガン入院給付金日額の減額に関する規定を準用します。

第19条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）

1. この特約のみの保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。
2. 主契約の保険期間または保険料払込期間が変更される場合には、この特約の保険期間または保険料払込期間も同時に同じ期間に変更されるものとします。
3. 前2項のほか、この特約の保険期間または保険料払込期間の変更については、主約款の保険期間または保険料払込期間の変更に関する規定を準用します。

11. 特約の解約および解約返戻金

第20条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、その解約返戻金を請求することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第21条（解約返戻金）

1. この特約の解約返戻金は、ガン診断給付金の保障に関する部分のみとし、次の各号のとおり計算します。
 - (1) 保険料払込中の特約
この特約の保険料の払込年月数により計算します。ただし、この特約の保険料払込方法（回数）が年払または半年払の場合で、既に払い込まれたこの特約の保険料のその払込期月における主契約の契約日の応当日から次の払込期月における主契約の契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間のこの特約の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の解約返戻金と同額とします。
 - (2) 前号以外の特約
この特約の経過年月数により計算します。
2. 主契約において契約者貸付を行う場合には、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算します。

12. 給付金の受取人による特約の存続

第22条（給付金の受取人による特約の存続）

1. 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時に次各号のすべてを満たす給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（以下本条において「解約時支払額」といいます。）を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
3. 第1項の解約請求の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは第2項の規定により

効力が生じなくなるまでに、死亡給付金の支払事由が生じ、会社が死亡給付金を支払うべきときは、その死亡給付金の額を限度に、解約時支払額を債権者等に支払います。この場合、死亡給付金の額から解約時支払額を差し引いた残額を、死亡給付金受取人に支払います。

13. 契約者配当

第23条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

14. 請求手続

第24条（請求手続）

1. 給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその給付金の受取人は、すみやかに会社へ通知してください。
2. この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
3. 前2項のほか、この特約の給付金の請求手続については、主約款の給付金の請求手続に関する規定を準用します。

15. 特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等

第25条（特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）

この特約による給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等については、主約款の給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。

16. 特約の更新

第26条（特約の更新）

1. 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていない場合には、この特約は更新されません。
2. この特約が更新された場合には、給付金の支払に際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。
3. 第1項ただし書きの規定によりこの特約が更新されない場合には、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加することがあります。この場合、給付金の支払に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。
4. 第1項から前項までのほか、この特約の更新については、主約款の保険契約の更新に関する規定を準用します。

17. 主約款の準用

第27条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

18. 中途付加の場合の取扱

第28条（中途付加の場合の取扱）

1. 主契約締結後においても、被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
2. 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 責任開始期
会社は、次に定める時からこの特約上の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。

- ① 中途付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料および所定の金額を受け取った場合
第1回保険料および所定の金額を受け取った時
 - ② この特約の第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合
第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
- (2) ガン給付責任開始期
ガン診断給付金については、会社は、中途付加日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を負います。
- (3) 保険期間および保険料払込期間
この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めます。
- (4) 保険料の計算
この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）における被保険者の年齢を基準にして計算します。
3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

19. 主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合の取扱

第29条（低解約返戻金特則の付加）

主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合には、この特約にも低解約返戻金特則が付加されるものとします。

第30条（低解約返戻金期間および低解約返戻金割合）

1. この特約に付加された低解約返戻金特則の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合は、主契約の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合と同一の期間および割合とします。
2. 前項の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合は、変更することができません。

第31条（低解約返戻金特則が付加された場合の取扱）

この特約に低解約返戻金特則が付加されたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 低解約返戻金期間におけるこの特約の解約返戻金は、第21条（解約返戻金）の規定により計算したものに、低解約返戻金割合を乗じて計算します。
- (2) 次の①から⑥までに定める事項に関する解約返戻金の計算については、主約款の低解約返戻金特則が付加された場合の解約返戻金に関する規定を準用します。
 - ① 死亡給付金の支払および第6条（特約給付金の支払）第7項の規定による解約返戻金の支払
 - ② 告知義務違反による解除および重大事由による解除
 - ③ 特約の失効および消滅
 - ④ ガン診断給付金額の減額
 - ⑤ 特約の解約
 - ⑥ 第22条（給付金の受取人による特約の存続）に定める債権者等による特約の解約

第32条（低解約返戻金特則の解約）

低解約返戻金特則のみの解約はできません。

20. 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱

第33条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、主契約の更新の際にこの特約を締結して主契約に付加することができます。この場合、次のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者（告知については被保険者を含みます。）は、主契約の更新日前までに、この特約の付

加の申込および被保険者に関する告知を行うことを要します。

(2) 会社は、次に定める時からこの特約の責任を負います。

① この特約の締結を承諾した後にこの特約の第1回保険料を受け取った場合

第1回保険料を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料を受け取ったときは更新日）

② この特約の第1回保険料相当額を受け取った後にこの特約の締結を承諾した場合

第1回保険料相当額を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取ったときは更新日）

(3) ガン診断給付金については、会社は、前号に定める責任開始期の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を負います。

(4) この特約の保険料は、主契約の更新日における被保険者の年齢を基準にして計算します。

(5) この特約を付加したときは、保険証券に表示します。

2. 前項の取扱が行われる場合には、第28条（中途付加の場合の取扱）の規定は適用しません。

21. 主契約が新医療保険αの場合の取扱

第34条（主契約が新医療保険αの場合の取扱）

この特約が新医療保険αに付加されている場合には、次に定めるところによります。

(1) 第6条（特約給付金の支払）の適用に際しては、次のとおり取扱います。

① 第1項中、「ガン給付金受取人」を「入院手術給付金受取人」と、「別表6」を「別表5」と、「別表7」を「別表6」とそれぞれ読み替えます。

② 第4項を次のとおり読み替えます。

4. 被保険者がガン診断給付金の支払われることとなった最終の入院の開始日からその日を含めて2年を経過した日の翌日に次の各号のすべてに該当する継続入院中の場合には、その日に入院を開始したものとみなして、ガン診断給付金を支払います。

(1) この特約のガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンを直接の原因とする主約款の別表6に定める入院であること

(2) ガンの治療を目的としている入院であること

(3) 主約款の別表5に定める病院または診療所における入院であること

(4) この特約の保険期間中の入院日数が1日以上あること

(2) 第18条（ガン診断給付金額の減額）第2項および第3項の適用に際しては、「ガン入院給付金日額」を「入院給付金日額」と読み替えます。

(3) 第26条（特約の更新）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

第26条（特約の更新）

1. 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、次の場合、この特約は更新されません。

(1) この特約に特別条件特約が付加されているとき。ただし、特定部位不支払方法のみが適用されているときは、この特約は更新されるものとします。

(2) 更新後の主契約の保険期間満了日の翌日における被保険者の契約上の年齢が90歳をこえるとき

(3) 更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないとき

2. この特約が更新されたときは、給付金の支払に際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。

3. 第1項第1号ただし書きによりこの特約が更新される場合には、更新後のこの特約には更新前の主契約の保険期間満了日における条件と同一の特定部位不支払方法を適用するものとします。ただし、主契約の保険期間満了日前までに特定期間が満了しているときは、更新後のこの特約には更新前の特定部位不支払方法は適用されません。

4. 第1項第3号の規定によりこの特約が更新されず、かつ、第1項第1号または第2号の規

定に該当しないときは、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加することがあります。この場合、給付金の支払に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。

5. 第1項から前項までのほか、この特約の更新については、主約款の保険契約の更新に関する規定を準用します。

第35条（特別条件特約を付加した場合の取扱）

1. 特別条件特約条項第2条（特約による条件）第2号に規定する特別保険料領収方法をこの特約に適用する場合、第6条（特約給付金の支払）第1項の適用に際しては、「被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額」を「被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額（この特約に付加されている特別条件特約の特別保険料に対する解約返戻金相当額を含みます。）」と読み替えます。
2. 特別条件特約条項第2条（特約による条件）第3号に規定する特定部位不支払方法をこの特約に適用する場合、被保険者が会社指定の期間の満了日を含んでガンにより継続して入院した場合、会社は、その満了日の翌日の入院に対してガン診断給付金を支払います。

別表1 請求書類

項 目	提 出 書 類	該当条文
ガン診断給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) ガン診断給付金の受取人の印鑑証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 会社所定の様式による医師の診断書	第6条
解約返戻金・ガン給付責任開始期前のガン診断確定による既に払い込まれた保険料の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第9条、第11条、 第12条、第13条、 第16条、第20条
ガン診断給付金額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第18条
給付金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 請求する給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第22条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

別表2 対象となるガン

1. 対象となるガンとは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類 コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C 00～C 14
消化器の悪性新生物	C 15～C 26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C 30～C 39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C 40～C 41
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C 43～C 44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C 45～C 49
乳房の悪性新生物	C 50
女性生殖器の悪性新生物	C 51～C 58
男性生殖器の悪性新生物	C 60～C 63
腎尿路の悪性新生物	C 64～C 68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C 69～C 72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C 73～C 75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C 76～C 80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C 81～C 96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C 97
上皮内新生物	D 00～D 09

2. 上記1. の分類項目中「悪性新生物」または「上皮内新生物」とは、新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌と明示されているものをいい、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

新生物の性状を表す第5桁性状コード
/ 2 ……上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非浸襲性 / 3 ……悪性、原発部位 / 6 ……悪性、転移部位 悪性、続発部位 / 9 ……悪性、原発部位または転移部位の別不詳

備考 治療を目的とした入院

美容上の処置、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。なお、医師の指示に基づく、ガンの検査を目的とした入院については、「治療を目的とした入院」とみなします。

在宅療養給付特約α条項

1. 総則	44	15. 特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等	50
第1条（特約の締結）	44	第24条（特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）	50
第2条（特約の責任開始期）	44	16. 特約の更新	50
第3条（特約のガン給付責任開始期）	44	第25条（特約の更新）	50
第4条（特約の保険期間および保険料払込期間）	44	17. 主約款の準用	51
2. ガンの定義および診断確定	44	第26条（主約款の準用）	51
第5条（ガンの定義および診断確定）	44	18. 中途付加の場合の取扱	51
3. 特約給付金の支払	44	第27条（中途付加の場合の取扱）	51
第6条（特約給付金の支払）	44	19. 主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合の取扱	51
4. 特約保険料の払込免除	45	第28条（低解約返戻金特則の付加）	51
第7条（特約保険料の払込免除）	45	第29条（低解約返戻金期間および低解約返戻金割合）	51
5. 告知義務および告知義務違反による解除	46	第30条（低解約返戻金特則が付加された場合の取扱）	51
第8条（告知義務）	46	第31条（低解約返戻金特則の解約）	52
第9条（告知義務違反による解除）	46	20. 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱	52
第10条（特約を解除できない場合）	46	第32条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）	52
6. 特約の無効	47	別表1 請求書類	53
第11条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）	47		
7. 重大事由による解除	47		
第12条（重大事由による解除）	47		
8. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	48		
第13条（特約保険料の払込）	48		
第14条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）	48		
第15条（特約保険料の自動振替貸付）	48		
第16条（特約の失効および消滅）	49		
9. 特約の復活	49		
第17条（特約の復活）	49		
10. 特約内容の変更	49		
第18条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）	49		
11. 特約の解約および解約返戻金	49		
第19条（特約の解約）	49		
第20条（解約返戻金）	49		
12. 給付金の受取人による特約の存続	50		
第21条（給付金の受取人による特約の存続）	50		
13. 契約者配当	50		
第22条（契約者配当）	50		
14. 請求手続	50		
第23条（請求手続）	50		

在宅療養給付特約α条項

1. 総則

第1条（特約の締結）

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
- この特約を付加した場合、保険証券にはこの特約の名称を記載します。

第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

第3条（特約のガン給付責任開始期）

- 在宅療養給付金については、会社は、この特約のガン給付責任開始期からこの特約上の責任を負います。
- この特約のガン給付責任開始期は、次のとおりとします。
 - この特約の締結に際しては、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日
 - この特約の復活が行われた場合には、最後の復活の際の主約款の保険契約の復活に関する規定による復活日。ただし、その復活日が前号に規定する日より前である場合は、前号に規定する日。

第4条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。

2. ガンの定義および診断確定

第5条（ガンの定義および診断確定）

- この特約において「ガン」とは、主約款の別表2に定めるガンをいいます。
- ガンの診断確定は、病理組織学的所見（生検）により、医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。

3. 特約給付金の支払

第6条（特約給付金の支払）

- 会社は、次表の規定により、この特約の給付金を支払います。

名称	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合
在宅療養給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件をすべて満たす入院をした後、生存して退院したとき (1) この特約のガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンを直接の原因とする主約款の別表7に定める入院であること (2) 主契約のガン入院給付金が支払われる入院であること (3) この特約の保険期間中の入院日数が継続して20日以上あること	継続した入院後の退院1回につき、 $\left(\begin{array}{c} \text{主契約の} \\ \text{ガン入院} \\ \text{給付金日額} \end{array} \right) \times 20$	主契約のガン給付金受取人	

名称	支払事由	支払額	受取人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合
死亡給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき	被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額	主契約の死亡給付金受取人	被保険者が次のいずれかにより死亡したとき (1) この特約の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）の属する日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 (2) 保険契約者の故意 (3) 主契約の死亡給付金受取人の故意。ただし、その受取人がこの特約の死亡給付金の一部の受取人であるときは、この特約の死亡給付金の残額を他の死亡給付金受取人に支払います。

- 被保険者が在宅療養給付金の支払われた最終の入院の退院日からその日を含めて30日以内に主契約のガン入院給付金が支払われる入院を開始した場合、その入院については、前項の規定にかかわらず、会社は、在宅療養給付金を支払いません。
- 本条の適用に際しては、主約款第4条（給付金の支払）第3項の規定は適用しません。
- 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、直前の入院の退院日の翌日からその日を含めて30日を経過した日の翌日までに転入院または再入院を開始したときは、継続した1回の入院とみなして本条の規定を適用します。
- 第1項の入院がこの特約の保険期間満了の時を含んで継続している場合には、その継続している入院の退院は、この特約の保険期間中の入院とみなします。
- 主契約のガン入院給付金日額が減額された場合には、在宅療養給付金の支払額は、退院した日現在の主契約のガン入院給付金日額にもとづいて計算します。
- 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、この特約の死亡給付金を支払います。
- 主契約の死亡給付金受取人が2人以上いる場合のこの特約の死亡給付金の受取割合は、主契約の死亡給付金の受取割合と同じとします。
- 第1項の「支払事由に該当しても給付金を支払わない場合」に該当したことによりこの特約の死亡給付金が支払われない場合には、会社は、この特約の解約返戻金（被保険者が死亡した日までの未払込の保険料があるときは、その未払込の保険料が払い込まれたものとして計算した解約返戻金額からその未払込の保険料を差し引いた金額とします。以下本項において同じ。）を保険契約者に支払います（なお、主契約の死亡給付金受取人が被保険者を故意に死亡させた場合、その受取人がこの特約の死亡給付金の一部の受取人であるときは、この特約の死亡給付金が支払われない部分にかかる解約返戻金を保険契約者に支払います。）。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによりこの特約の死亡給付金が支払われない場合には、この特約の解約返戻金その他の返戻金の支払はありません。
- この特約の在宅療養給付金および死亡給付金の受取人は、第1項に定める者以外に変更することはできません。

4. 特約保険料の払込免除

第7条（特約保険料の払込免除）

主約款に定める保険料の払込免除の事由が生じたときは、主約款の保険料払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

5. 告知義務および告知義務違反による解除

第8条（告知義務）

次の(1)または(2)の場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 特約の締結
- (2) 特約の復活

第9条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、この特約を解除することができます。
2. 会社は、給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
3. 前項の場合には、給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に給付金を支払っていたときは、給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、給付金の支払または保険料の払込免除を行います。
4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金の受取人に通知します。
5. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

第10条（特約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
 - (1) この特約の締結または復活の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかったとき
 - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または被保険者が第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実によりこの特約の給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことによりこの特約の給付金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときを除いて、この特約を解除することができます。

6. 特約の無効

第11条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）

1. 被保険者が、告知（復活が行われた場合には、最後の復活の際の告知とします。以下本条において同じ。）時以前または告知時からこの特約のガン給付責任開始期までにガンと診断確定されていた場合には、保険契約者または被保険者がその事実を知っていると知っていないとにかかわらず、この特約は無効とします。
2. 前項の場合、既に払い込まれたこの特約の保険料（復活の際の無効の場合には、復活の際に払い込まれた金額（この特約に関する部分に限ります。）および復活以後に払い込まれたこの特約の保険料とします。）は次のように取り扱います。
 - (1) 告知時以前に、被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者がともに知らなかったときは、保険契約者に払い戻します。
 - (2) 告知時以前に、被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。
 - (3) 告知時からこの特約のガン給付責任開始期の前日までに被保険者がガンと診断確定されていたときは、保険契約者に払い戻します。
3. 本条の適用がある場合には、第9条（告知義務違反による解除）および第12条（重大事由による解除）の規定は適用しません。

7. 重大事由による解除

第12条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または主契約の死亡給付金受取人がこの特約の給付金を詐取する目的または他人にこの特約の給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
 - (2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
 - (4) 保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または死亡給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前各号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、在宅療養給付金もしくは死亡給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による在宅療養給付金もしくは死亡給付金（前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号①から⑤までに該当した者が死亡給付金の受取人のみであり、かつ、その死亡給付金の受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべき死亡給付金をいいます。以下本項において同じ。）の支払または保険料の払込免除事由による

保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既に在宅療養給付金または死亡給付金を支払っていたときは、在宅療養給付金または死亡給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。

3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）に通知します。
4. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によりこの特約を解除した場合で、死亡給付金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し死亡給付金を支払わないときは、この特約のうち支払われない死亡給付金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

8. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

第13条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
3. 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日までに給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料を給付金（死亡給付金は、その払込期月の保険料が払い込まれたものとして計算した金額とします。）から差し引きます。
4. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、給付金（死亡給付金の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。）を支払いません。
5. 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応するこの特約の保険料（主契約のガン入院給付金日額が減額されたときは、その減額部分に対応するこの特約の保険料）を保険契約者（死亡給付金の支払事由発生後は、死亡給付金受取人）に払いもどします。
 - (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
 - (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき
 - (3) 主契約のガン入院給付金日額が減額されたとき

第14条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

1. 猶予期間中に給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）を給付金から差し引きます。
2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、給付金（死亡給付金の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。）を支払いません。

第15条（特約保険料の自動振替貸付）

1. 猶予期間中に主契約およびこの特約の保険料が払い込まれない場合には、主約款の保険料の自動振替

貸付に関する規定を準用して、主契約およびこの特約の保険料の合計額について自動振替貸付の取扱を行います。

2. 前項の場合、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算してその取扱を行います。

第16条（特約の失効および消滅）

1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、保険契約者は、主契約の解約返戻金とあわせてこの特約の解約返戻金を請求することができます。
2. 主契約が消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。この場合、次に定めるところによります。
 - (1) 主契約の解約返戻金が支払われるとき
この特約に解約返戻金があるときは、会社は、その解約返戻金を保険契約者に支払います。
 - (2) 主契約の解約返戻金が支払われないとき
この特約の解約返戻金または責任準備金は支払いません。

9. 特約の復活

第17条（特約の復活）

1. 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合は、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

10. 特約内容の変更

第18条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）

1. この特約のみの保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。
2. 主契約の保険期間または保険料払込期間が変更される場合には、この特約の保険期間または保険料払込期間も同時に同じ期間に変更されるものとします。
3. 前2項のほか、この特約の保険期間または保険料払込期間の変更については、主約款の保険期間または保険料払込期間の変更に関する規定を準用します。

11. 特約の解約および解約返戻金

第19条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、その解約返戻金を請求することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第20条（解約返戻金）

1. この特約の解約返戻金は、在宅療養給付金の保障に関する部分のみとし、次の各号のとおり計算します。
 - (1) 保険料払込中の特約
この特約の保険料の払込年月数により計算します。ただし、この特約の保険料払込方法（回数）が年払または半年払の場合で、既に払い込まれたこの特約の保険料のその払込期月における主契約の契約日の応当日から次の払込期月における主契約の契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間のこの特約の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の解約返戻金と同額とします。
 - (2) 前号以外の特約
この特約の経過年月数により計算します。

- 主契約において契約者貸付を行う場合には、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算します。

12. 給付金の受取人による特約の存続

第21条（給付金の受取人による特約の存続）

- 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
- 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時に次各号のすべてを満たす給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（以下本条において「解約時支払額」といいます。）を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - 保険契約者でないこと
- 第1項の解約請求の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、死亡給付金の支払事由が生じ、会社が死亡給付金を支払うべきときは、その死亡給付金の額を限度に、解約時支払額を債権者等に支払います。この場合、死亡給付金の額から解約時支払額を差し引いた残額を、死亡給付金受取人に支払います。

13. 契約者配当

第22条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

14. 請求手続

第23条（請求手続）

- 給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその給付金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
- この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
- 前2項のほか、この特約の給付金の請求手続については、主約款の給付金の請求手続に関する規定を準用します。

15. 特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等

第24条（特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）

この特約による給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等については、主約款の給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。

16. 特約の更新

第25条（特約の更新）

- 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていない場合には、この特約は更新されません。
- この特約が更新された場合には、給付金の支払に際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。
- 第1項ただし書きの規定によりこの特約が更新されない場合には、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加することがあります。この場合、給付金の支払に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。

4. 第1項から前項までのほか、この特約の更新については、主約款の保険契約の更新に関する規定を準用します。

17. 主約款の準用

第26条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

18. 中途付加の場合の取扱

第27条（中途付加の場合の取扱）

1. 主契約締結後においても、被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
2. 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 責任開始期
会社は、次に定める時からこの特約上の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。
 - ① 中途付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料および所定の金額を受け取った場合
第1回保険料および所定の金額を受け取った時
 - ② この特約の第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合
第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
 - (2) ガン給付責任開始期
在宅療養給付金については、会社は、中途付加日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を負います。
 - (3) 保険期間および保険料払込期間
この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めます。
 - (4) 保険料の計算
この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）における被保険者の年齢を基準にして計算します。
3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

19. 主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合の取扱

第28条（低解約返戻金特則の付加）

主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合には、この特約にも低解約返戻金特則が付加されるものとします。

第29条（低解約返戻金期間および低解約返戻金割合）

1. この特約に付加された低解約返戻金特則の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合は、主契約の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合と同一の期間および割合とします。
2. 前項の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合は、変更することができません。

第30条（低解約返戻金特則が付加された場合の取扱）

この特約に低解約返戻金特則が付加されたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 低解約返戻金期間におけるこの特約の解約返戻金は、第20条（解約返戻金）の規定により計算したものに、低解約返戻金割合を乗じて計算します。
- (2) 次の①から⑤までに定める事項に関する解約返戻金の計算については、主約款の低解約返戻金特則

が付加された場合の解約返戻金に関する規定を準用します。

- ① 死亡給付金の支払および第6条（特約給付金の支払）第9項の規定による解約返戻金の支払
- ② 告知義務違反による解除および重大事由による解除
- ③ 特約の失効および消滅
- ④ 特約の解約
- ⑤ 第21条（給付金の受取人による特約の存続）に定める債権者等による特約の解約

第31条（低解約返戻金特則の解約）

低解約返戻金特則のみの解約はできません。

20. 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱

第32条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、主契約の更新の際にこの特約を締結して主契約に付加することができます。この場合、次のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者（告知については被保険者を含みます。）は、主契約の更新日前までに、この特約の付加の申込および被保険者に関する告知を行うことを要します。
 - (2) 会社は、次に定める時からこの特約の責任を負います。
 - ① この特約の締結を承諾した後にこの特約の第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料を受け取ったときは更新日）
 - ② この特約の第1回保険料相当額を受け取った後にこの特約の締結を承諾した場合
第1回保険料相当額を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取ったときは更新日）
 - (3) 在宅療養給付金については、会社は、前号に定める責任開始期の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を負います。
 - (4) この特約の保険料は、主契約の更新日における被保険者の年齢を基準にして計算します。
 - (5) この特約を付加したときは、保険証券に表示します。
2. 前項の取扱が行われる場合には、第27条（中途付加の場合の取扱）の規定は適用しません。

別表 1 請求書類

項 目	提 出 書 類	該当条文
在宅療養給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 在宅療養給付金の受取人の印鑑証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 会社所定の様式による医師の診断書	第 6 条
解約返戻金・ガン給付責任開始期前のガン診断確定による既に払い込まれた保険料の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第 9 条、第11条、 第12条、第13条、 第16条、第19条
給付金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 請求する給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第21条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

ガン先進医療特約α条項

1. 総則	56	第25条（特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）	63
第1条（特約の締結）	56	16. 公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更	63
第2条（特約の責任開始期）	56	第26条（公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更）	63
第3条（特約のガン給付責任開始期）	56	17. 特約の更新	63
第4条（特約の保険期間および保険料払込期間）	56	第27条（特約の更新）	63
2. ガンの定義および診断確定	56	18. 主約款の準用	63
第5条（ガンの定義および診断確定）	56	第28条（主約款の準用）	63
3. 特約給付金の支払	57	19. 中途付加の場合の取扱	64
第6条（特約給付金の支払）	57	第29条（中途付加の場合の取扱）	64
第7条（ガン先進医療給付金の支払限度）	58	20. 主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合の取扱	64
4. 特約保険料の払込免除	58	第30条（低解約返戻金特則の付加）	64
第8条（特約保険料の払込免除）	58	第31条（低解約返戻金期間および低解約返戻金割合）	64
5. 告知義務および告知義務違反による解除	58	第32条（低解約返戻金特則が付加された場合の取扱）	64
第9条（告知義務）	58	第33条（低解約返戻金特則の解約）	65
第10条（告知義務違反による解除）	58	21. 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱	65
第11条（特約を解除できない場合）	59	第34条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）	65
6. 特約の無効	59	22. 主契約が新ガン保険の場合の取扱	65
第12条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）	59	第35条（主契約が新ガン保険の場合の取扱）	65
7. 重大事由による解除	59	別表1 請求書類	66
第13条（重大事由による解除）	59	別表2 療養	66
8. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	60	別表3 先進医療	66
第14条（特約保険料の払込）	60	別表4 公的医療保険制度	66
第15条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）	61	別表5 先進医療の技術にかかわる費用の額	66
第16条（特約保険料の自動振替貸付）	61		
第17条（特約の失効および消滅）	61		
9. 特約の復活	61		
第18条（特約の復活）	61		
10. 特約内容の変更	62		
第19条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）	62		
11. 特約の解約および解約返戻金	62		
第20条（特約の解約）	62		
第21条（解約返戻金）	62		
12. 給付金の受取人による特約の存続	62		
第22条（給付金の受取人による特約の存続）	62		
13. 契約者配当	63		
第23条（契約者配当）	63		
14. 請求手続	63		
第24条（請求手続）	63		
15. 特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等	63		

ガン先進医療特約α条項

1. 総則

第1条（特約の締結）

1. この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
2. この特約を付加した場合、保険証券にはこの特約の名称を記載します。

第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

第3条（特約のガン給付責任開始期）

1. ガン先進医療給付金については、会社は、この特約のガン給付責任開始期からこの特約上の責任を負います。
2. この特約のガン給付責任開始期は、次のとおりとします。
 - (1) この特約の締結に際しては、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日
 - (2) この特約の復活が行われた場合には、最後の復活の際の主約款の保険契約の復活に関する規定による復活日。ただし、その復活日が前号に規定する日より前である場合は、前号に規定する日。

第4条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めます。

2. ガンの定義および診断確定

第5条（ガンの定義および診断確定）

1. この特約において「ガン」とは、主約款の別表2に定めるガンをいいます。
2. ガンの診断確定は、病理組織学的所見（生検）により、医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。

3. 特約給付金の支払

第6条（特約給付金の支払）

1. 会社は、次表の規定により、この特約の給付金を支払います。

名称	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合
ガン先進医療給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件をすべて満たす療養（別表2に定めるところによります。以下同じ。）を受けたとき (1) この特約のガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンを直接の原因とする療養であること (2) 別表3に定める先進医療による療養であること	被保険者が負担した次の各号の費用の額 (1) 被保険者が受療した先進医療の技術にかかわる費用の額（別表5に定めるところによります。） (2) 先進医療を受けるために必要とした先進医療を受ける病院または診療所（以下本項において「病院または診療所」といいます。）までの被保険者の交通費（医師が必要と認めた病院または診療所への転院のための交通費および病院または診療所から住居までの交通費を含みます。）の額 (3) 先進医療を受けるために必要とした被保険者の宿泊費（1泊につき1万円を限度とします。）	主契約のガン給付金受取人	
死亡給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき	被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額	主契約の死亡給付金受取人	被保険者が次のいずれかにより死亡したとき (1) この特約の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）の属する日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 (2) 保険契約者の故意 (3) 主契約の死亡給付金受取人の故意。ただし、その受取人がこの特約の死亡給付金の一部の受取人であるときは、この特約の死亡給付金の残額を他の死亡給付金受取人に支払います。

2. 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、この特約の死亡給付金を支払います。

3. 主契約の死亡給付金受取人が2人以上いる場合のこの特約の死亡給付金の受取割合は、主契約の死亡給付金の受取割合と同じとします。
4. 第1項の「支払事由に該当しても給付金を支払わない場合」に該当したことによりこの特約の死亡給付金が支払われない場合には、会社は、この特約の解約返戻金（被保険者が死亡した日までの未払込の保険料があるときは、その未払込の保険料が払い込まれたものとして計算した解約返戻金額からその未払込の保険料を差し引いた金額とします。以下本項において同じ。）を保険契約者に支払います（なお、主契約の死亡給付金受取人が被保険者を故意に死亡させた場合、その受取人がこの特約の死亡給付金の一部の受取人であるときは、この特約の死亡給付金が支払われない部分にかかるこの特約の解約返戻金を保険契約者に支払います。）。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによりこの特約の死亡給付金が支払われない場合には、この特約の解約返戻金その他の返戻金の支払はありません。
5. この特約のガン先進医療給付金および死亡給付金の受取人は、第1項に定める者以外に変更することはできません。

第7条（ガン先進医療給付金の支払限度）

この特約によるガン先進医療給付金の支払は、その支払額を通算して1000万円をもって限度とします。

4. 特約保険料の払込免除

第8条（特約保険料の払込免除）

主約款に定める保険料の払込免除の事由が生じたときは、主約款の保険料払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

5. 告知義務および告知義務違反による解除

第9条（告知義務）

次の(1)または(2)の場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 特約の締結
- (2) 特約の復活

第10条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、この特約を解除することができます。
2. 会社は、給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
3. 前項の場合には、給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に給付金を支払っていたときは、給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、給付金の支払または保険料の払込免除を行います。
4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金の受取人に通知します。
5. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

第11条（特約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
 - (1) この特約の締結または復活の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかったとき
 - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または被保険者が第9条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第9条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実によりこの特約の給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことによりこの特約の給付金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第9条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときを除いて、この特約を解除することができます。

6. 特約の無効

第12条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）

1. 被保険者が、告知（復活が行われた場合には、最後の復活の際の告知とします。以下本条において同じ。）時以前または告知時からこの特約のガン給付責任開始期までにガンと診断確定されていた場合には、保険契約者または被保険者がその事実を知っていると知っていないとにかかわらず、この特約は無効とします。
2. 前項の場合、既に払い込まれたこの特約の保険料（復活の際の無効の場合には、復活の際に払い込まれた金額（この特約に関する部分に限ります。）および復活以後に払い込まれたこの特約の保険料とします。）は次のように取り扱います。
 - (1) 告知時以前に、被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者がともに知らなかったときは、保険契約者に払い戻します。
 - (2) 告知時以前に、被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。
 - (3) 告知時からこの特約のガン給付責任開始期の前日までに被保険者がガンと診断確定されていたときは、保険契約者に払い戻します。
3. 本条の適用がある場合には、第10条（告知義務違反による解除）および第13条（重大事由による解除）の規定は適用しません。

7. 重大事由による解除

第13条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または主契約の死亡給付金受取人がこの特約の給付金を詐取する目的または他人にこの特約の給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
 - (2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき

- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
 - (4) 保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または死亡給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前各号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、ガン先進医療給付金もしくは死亡給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由によるガン先進医療給付金もしくは死亡給付金（前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号①から⑤までに該当した者が死亡給付金の受取人のみであり、かつ、その死亡給付金の受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべき死亡給付金をいいます。以下本項において同じ。）の支払または保険料の払込免除事由による保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既にガン先進医療給付金または死亡給付金を支払っていたときは、ガン先進医療給付金または死亡給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）に通知します。
4. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によりこの特約を解除した場合で、死亡給付金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し死亡給付金を支払わないときは、この特約のうち支払われない死亡給付金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

8. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

第14条（特約保険料の払込）

- 1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
- 2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
- 3. 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日までに給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料を給付金（死亡給付金は、その払込期月の保険料が払い込まれたものとして計算した金額とします。）から差し引きます。
- 4. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満

了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、給付金（死亡給付金の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。）を支払いません。

5. 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1 か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応するこの特約の保険料を保険契約者（死亡給付金の支払事由発生後は、死亡給付金受取人）に払いもどします。ただし、本項の規定は、主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合に限り適用します。
 - (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
 - (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき

第15条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

1. 猶予期間中に給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）を給付金から差し引きます。
2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、給付金（死亡給付金の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。）を支払いません。

第16条（特約保険料の自動振替貸付）

1. 猶予期間中に主契約およびこの特約の保険料が払い込まれない場合には、主約款の保険料の自動振替貸付に関する規定を準用して、主契約およびこの特約の保険料の合計額について自動振替貸付の取扱を行います。
2. 前項の場合、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算してその取扱を行います。

第17条（特約の失効および消滅）

1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、保険契約者は、主契約の解約返戻金とあわせてこの特約の解約返戻金を請求することができます。
2. 主契約が消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。この場合、次に定めるところによります。
 - (1) 主契約の解約返戻金が支払われるとき
この特約に解約返戻金があるときは、会社は、その解約返戻金を保険契約者に支払います。
 - (2) 主契約の解約返戻金が支払われないとき
この特約の解約返戻金または責任準備金は支払いません。
3. この特約のガン先進医療給付金の支払額が通算して第7条（ガン先進医療給付金の支払限度）に定める支払限度額に達したときは、この特約は消滅します。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、保険契約者は、その解約返戻金を請求することができます。
4. 前項の規定によりこの特約が消滅したときは、保険証券に表示します。

9. 特約の復活

第18条（特約の復活）

1. 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合は、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

10. 特約内容の変更

第19条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）

1. この特約のみの保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。
2. 主契約の保険期間または保険料払込期間が変更される場合には、この特約の保険期間または保険料払込期間を同時に変更することがあります。
3. 前2項のほか、この特約の保険期間または保険料払込期間の変更については、主約款の保険期間または保険料払込期間の変更に関する規定を準用します。

11. 特約の解約および解約返戻金

第20条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、その解約返戻金を請求することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第21条（解約返戻金）

1. 主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合、この特約の解約返戻金は、ガン先進医療給付金の保障に関する部分のみとし、次の各号のとおり計算します。
 - (1) 保険料払込中の特約
この特約の保険料の払込年月数により計算します。ただし、この特約の保険料払込方法（回数）が年払または半年払の場合で、既に払い込まれたこの特約の保険料のその払込期月における主契約の契約日の応当日から次の払込期月における主契約の契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間のこの特約の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の解約返戻金と同額とします。
 - (2) 前号以外の特約
この特約の経過年月数により計算します。
2. 前項以外の場合、この特約の解約返戻金は、ガン先進医療給付金の保障に関する部分のみとし、保険料払込中の特約についてはその払込年月数により、その他の特約についてはその経過年月数により計算します。
3. 主契約において契約者貸付を行う場合には、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算します。

12. 給付金の受取人による特約の存続

第22条（給付金の受取人による特約の存続）

1. 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時に次各号のすべてを満たす給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（以下本条において「解約時支払額」といいます。）を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
3. 第1項の解約請求の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、死亡給付金の支払事由が生じ、会社が死亡給付金を支払うべきときは、その死亡給付金の額を限度に、解約時支払額を債権者等に支払います。この場合、死亡給付金の額から解約時支払額を差し引いた残額を、死亡給付金受取人に支払います。

13. 契約者配当

第23条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

14. 請求手続

第24条（請求手続）

1. 給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその給付金の受取人は、すみやかに会社へ通知してください。
2. この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
3. 前2項のほか、この特約の給付金の請求手続については、主約款の給付金の請求手続に関する規定を準用します。

15. 特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等

第25条（特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）

この特約による給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等については、主約款の給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。

16. 公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更

第26条（公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更）

1. 法令等の改正による公的医療保険制度の改正（以下「公的医療保険制度の改正」といいます。）があった場合で特に必要と認めたときは、会社は、主務官庁の認可を得て、この特約条項のガン先進医療給付金の支払事由を公的医療保険制度の改正に適した内容に変更することがあります。
2. 前項の規定により、この特約条項のガン先進医療給付金の支払事由を変更するときは、会社は、この特約条項の支払事由を変更する日（以下本条において「変更日」といいます。）の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。ただし、正当な理由によって2か月前までに通知できない場合には、変更日前に通知します。

17. 特約の更新

第27条（特約の更新）

1. 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、次の場合、この特約は更新されません。
 - (1) 更新後の主契約の保険期間満了日の翌日における被保険者の契約上の年齢が90歳をこえるとき
 - (2) 更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないとき
2. この特約が更新されたときは、第6条（特約給付金の支払）および第7条（ガン先進医療給付金の支払限度）の適用に際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。
3. 第1項第2号の規定によりこの特約が更新されず、かつ、第1項第1号の規定に該当しないときは、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加することがあります。この場合、給付金の支払（ガン先進医療給付金の支払限度を含みます。）に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。
4. 第1項から前項までのほか、この特約の更新については、主約款の保険契約の更新に関する規定を準用します。

18. 主約款の準用

第28条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

19. 中途付加の場合の取扱

第29条（中途付加の場合の取扱）

1. 主契約締結後においても、被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
2. 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 責任開始期
会社は、次に定める時からこの特約上の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。
 - ① 中途付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料および所定の金額を受け取った場合
第1回保険料および所定の金額を受け取った時
 - ② この特約の第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合
第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
 - (2) ガン給付責任開始期
ガン先進医療給付金については、会社は、中途付加日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を負います。
 - (3) 保険期間および保険料払込期間
この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めます。
 - (4) 保険料の計算
この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）における被保険者の年齢を基準にして計算します。
3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

20. 主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合の取扱

第30条（低解約返戻金特則の付加）

主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合には、この特約にも低解約返戻金特則が付加されるものとします。

第31条（低解約返戻金期間および低解約返戻金割合）

1. この特約に付加された低解約返戻金特則の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合は、主契約の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合と同一の期間および割合とします。
2. 前項の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合は、変更することができません。

第32条（低解約返戻金特則が付加された場合の取扱）

この特約に低解約返戻金特則が付加されたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 低解約返戻金期間におけるこの特約の解約返戻金は、第21条（解約返戻金）の規定により計算したものに、低解約返戻金割合を乗じて計算します。
- (2) 次の①から⑤までに定める事項に関する解約返戻金の計算については、主約款の低解約返戻金特則が付加された場合の解約返戻金に関する規定を準用します。
 - ① 死亡給付金の支払および第6条（特約給付金の支払）第4項の規定による解約返戻金の支払
 - ② 告知義務違反による解除および重大事由による解除
 - ③ 特約の失効および消滅
 - ④ 特約の解約
 - ⑤ 第22条（給付金の受取人による特約の存続）に定める債権者等による特約の解約

第33条（低解約返戻金特則の解約）

低解約返戻金特則のみの解約はできません。

21. 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱

第34条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、主契約の更新の際にこの特約を締結して主契約に付加することができます。この場合、次のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者（告知については被保険者を含みます。）は、主契約の更新日前までに、この特約の付加の申込および被保険者に関する告知を行うことを要します。
 - (2) 会社は、次に定める時からこの特約の責任を負います。
 - ① この特約の締結を承諾した後にこの特約の第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料を受け取ったときは更新日）
 - ② この特約の第1回保険料相当額を受け取った後にこの特約の締結を承諾した場合
第1回保険料相当額を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取ったときは更新日）
 - (3) ガン先進医療給付金については、会社は、前号に定める責任開始期の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を負います。
 - (4) この特約の保険料は、主契約の更新日における被保険者の年齢を基準にして計算します。
 - (5) この特約を付加したときは、保険証券に表示します。
2. 前項の取扱が行われる場合には、第29条（中途付加の場合の取扱）の規定は適用しません。

22. 主契約が新ガン保険の場合の取扱

第35条（主契約が新ガン保険の場合の取扱）

この特約が新ガン保険に付加されている場合には、第5条（ガンの定義および診断確定）第1項の適用に際しては、「主約款の別表2に定めるガン」を「主約款の別表2に定める悪性新生物」と読み替えます。

別表 1 請求書類

項 目	提 出 書 類	該当条文
ガン先進医療給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) ガン先進医療給付金の受取人の印鑑証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 会社所定の様式による医師の診断書 (6) 先進医療に要した費用の支出を証明する書類	第6条
解約返戻金・ガン給付責任開始期前のガン診断確定による既に払い込まれた保険料の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第10条、第12条、第13条、第14条、第17条、第20条
給付金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 請求する給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第22条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

別表 2 療養

療養とは、診察、薬剤または治療材料の支給および処置、手術その他の治療をいいます。

別表 3 先進医療

この特約のガン先進医療給付金の支払対象となる先進医療とは、厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成18年厚生労働省告示第495号）第1条第1号に規定する先進医療をいいます。

ただし、療養を受けた日現在別表4の法律に定められる「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている療養は除きます。

別表 4 公的医療保険制度

次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

1. 健康保険法
2. 国民健康保険法
3. 国家公務員共済組合法
4. 地方公務員等共済組合法
5. 私立学校教職員共済法
6. 船員保険法
7. 高齢者の医療の確保に関する法律

別表 5 先進医療の技術にかかわる費用の額

先進医療の技術にかかわる費用の額とは、別表3に定める先進医療にかかわる療養に要した費用の額から、当該先進医療にかかわる療養につき別表4に定める公的保険制度の法令に規定された「療養の給付」の定めを勘案して厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額（現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該療養に要した費用の額とします。また、当該療養に食事療養および生活療養が含まれるときは、それらの費用の額を合算した額とします。）を控除した金額をいいます。

ガン室料差額給付特約α条項

1. 総則	68	15. 特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等	75
第1条（特約の締結）	68	第26条（特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）	75
第2条（特約の責任開始期）	68	16. 公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更	75
第3条（特約のガン給付責任開始期）	68	第27条（公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更）	75
第4条（特約の保険期間および保険料払込期間）	68	17. 特約の更新	75
第5条（ガン室料差額基準日額）	68	第28条（特約の更新）	75
2. ガンの定義および診断確定	68	18. 主約款の準用	76
第6条（ガンの定義および診断確定）	68	第29条（主約款の準用）	76
3. 特約給付金の支払	69	19. 中途付加の場合の取扱	76
第7条（特約給付金の支払）	69	第30条（中途付加の場合の取扱）	76
4. 特約保険料の払込免除	70	20. 主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合の取扱	76
第8条（特約保険料の払込免除）	70	第31条（低解約返戻金特則の付加）	76
5. 告知義務および告知義務違反による解除	70	第32条（低解約返戻金期間および低解約返戻金割合）	76
第9条（告知義務）	70	第33条（低解約返戻金特則が付加された場合の取扱）	76
第10条（告知義務違反による解除）	70	第34条（低解約返戻金特則の解約）	77
第11条（特約を解除できない場合）	70	21. 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱	77
6. 特約の無効	71	第35条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）	77
第12条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）	71	22. 主契約が新ガン保険の場合の取扱	77
7. 重大事由による解除	71	第36条（主契約が新ガン保険の場合の取扱）	77
第13条（重大事由による解除）	71	別表1 請求書類	78
8. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	72	別表2 室料差額	78
第14条（特約保険料の払込）	72	別表3 公的医療保険制度	78
第15条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）	73		
第16条（特約保険料の自動振替貸付）	73		
第17条（特約の失効および消滅）	73		
9. 特約の復活	73		
第18条（特約の復活）	73		
10. 特約内容の変更	73		
第19条（ガン室料差額基準日額の減額）	73		
第20条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）	74		
11. 特約の解約および解約返戻金	74		
第21条（特約の解約）	74		
第22条（解約返戻金）	74		
12. 給付金の受取人による特約の存続	74		
第23条（給付金の受取人による特約の存続）	74		
13. 契約者配当	75		
第24条（契約者配当）	75		
14. 請求手続	75		
第25条（請求手続）	75		

ガン室料差額給付特約α条項

1. 総則

第1条（特約の締結）

1. この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
2. この特約を付加した場合、保険証券には次の各号の事項を記載します。
 - (1) この特約の名称
 - (2) ガン室料差額基準日額

第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

第3条（特約のガン給付責任開始期）

1. ガン室料差額給付金については、会社は、この特約のガン給付責任開始期からこの特約上の責任を負います。
2. この特約のガン給付責任開始期は、次のとおりとします。
 - (1) この特約の締結に際しては、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日
 - (2) この特約の復活が行われた場合には、最後の復活の際の主約款の保険契約の復活に関する規定による復活日。ただし、その復活日が前号に規定する日より前である場合は、前号に規定する日。

第4条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。

第5条（ガン室料差額基準日額）

ガン室料差額基準日額は、会社の定める取扱範囲内で、保険契約者が定めた金額とします。

2. ガンの定義および診断確定

第6条（ガンの定義および診断確定）

1. この特約において「ガン」とは、主約款の別表2に定めるガンをいいます。
2. ガンの診断確定は、病理組織学的所見（生検）により、医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。

3. 特約給付金の支払

第7条（特約給付金の支払）

1. 会社は、次表の規定により、この特約の給付金を支払います。

名 称	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受 取 人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合
ガン室料差額給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件をすべて満たす入院をしたとき (1) この特約のガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンを直接の原因とする主約款の別表7に定める入院であること (2) 主契約のガン入院給付金が支払われる入院であること (3) その入院により室料差額（別表2に定めるところによります。以下同じ。）が発生すること	入院1回につき、次の各号のいずれか小さい金額 (1) 主契約のガン入院給付金の支払われる入院期間中に発生した室料差額と同額 (2) 主契約のガン入院給付金の支払われる入院の入院日数（以下本条において「入院日数」といいます。）に、ガン室料差額基準日額を乗じた金額	主契約のガン給付金受取人	
死亡給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき	被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額	主契約の死亡給付金受取人	被保険者が次のいずれかにより死亡したとき (1) この特約の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）の属する日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 (2) 保険契約者の故意 (3) 主契約の死亡給付金受取人の故意。ただし、その受取人がこの特約の死亡給付金の一部の受取人であるときは、この特約の死亡給付金の残額を他の死亡給付金受取人に支払います。

2. 主契約のガン入院給付金が支払われる入院期間中にガン室料差額基準日額が減額された場合、ガン室料差額給付金の支払額は、次の各号のいずれか小さい金額とします。

- (1) 主契約のガン入院給付金の支払われる入院期間中に発生した室料差額と同額
- (2) 減額前の入院日数に減額前のガン室料差額基準日額を乗じた金額と、減額以後の入院日数に減額以後のガン室料差額基準日額を乗じた金額との合計額

3. 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、死亡給付金を支払います。

4. 第1項の「支払事由に該当しても給付金を支払わない場合」に該当したことによりこの特約の死亡給付金が支払われない場合には、会社は、この特約の解約返戻金（被保険者が死亡した日までの未払込の保険料があるときは、その未払込の保険料が払い込まれたものとして計算した解約返戻金額からそ

の未払込の保険料を差し引いた金額とします。以下本項において同じ。)を保険契約者に支払います
(なお、主契約の死亡給付金受取人が被保険者を故意に死亡させた場合、その受取人がこの特約の死亡給付金の一部の受取人であるときは、この特約の死亡給付金が支払われない部分にかかるこの特約の解約返戻金を保険契約者に支払います。)。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによりこの特約の死亡給付金が支払われない場合には、この特約の解約返戻金その他の返戻金の支払はありません。

5. この特約のガン室料差額給付金および死亡給付金の受取人は、第1項に定める者以外に変更することはできません。

4. 特約保険料の払込免除

第8条（特約保険料の払込免除）

1. 主約款に定める保険料の払込免除の事由が生じたときは、主約款の保険料払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
2. この特約の保険料の払込を免除した後は、ガン室料差額基準日額の減額の取扱は行いません。

5. 告知義務および告知義務違反による解除

第9条（告知義務）

次の(1)または(2)の場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 特約の締結
- (2) 特約の復活

第10条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、この特約を解除することができます。
2. 会社は、給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
3. 前項の場合には、給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に給付金を支払っていたときは、給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、給付金の支払または保険料の払込免除を行います。
4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金の受取人に通知します。
5. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

第11条（特約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
 - (1) この特約の締結または復活の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかったとき
 - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または被保険者が第9条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき

- (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第9条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実によりこの特約の給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことによりこの特約の給付金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第9条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときを除いて、この特約を解除することができます。

6. 特約の無効

第12条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）

- 1. 被保険者が、告知（復活が行われた場合には、最後の復活の際の告知とします。以下本条において同じ。）時以前または告知時からこの特約のガン給付責任開始期までにガンと診断確定されていた場合には、保険契約者または被保険者がその事実を知っていると知っていないとにかかわらず、この特約は無効とします。
- 2. 前項の場合、既に払い込まれたこの特約の保険料（復活の際の無効の場合には、復活の際に払い込まれた金額（この特約に関する部分に限ります。）および復活以後に払い込まれたこの特約の保険料とします。）は次のように取り扱います。
 - (1) 告知時以前に、被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者がともに知らなかったときは、保険契約者に払い戻します。
 - (2) 告知時以前に、被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。
 - (3) 告知時からこの特約のガン給付責任開始期の前日までに被保険者がガンと診断確定されていたときは、保険契約者に払い戻します。
- 3. 本条の適用がある場合には、第10条（告知義務違反による解除）および第13条（重大事由による解除）の規定は適用しません。

7. 重大事由による解除

第13条（重大事由による解除）

- 1. 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または主契約の死亡給付金受取人がこの特約の給付金を詐取する目的または他人にこの特約の給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
 - (2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
 - (4) 保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる

こと

- ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または死亡給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前各号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、ガン室料差額給付金もしくは死亡給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由によるガン室料差額給付金もしくは死亡給付金（前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号①から⑤までに該当した者が死亡給付金の受取人のみであり、かつ、その死亡給付金の受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべき死亡給付金をいいます。以下本項において同じ。）の支払または保険料の払込免除事由による保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既にガン室料差額給付金または死亡給付金を支払っていたときは、ガン室料差額給付金または死亡給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）に通知します。
4. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によりこの特約を解除した場合で、死亡給付金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し死亡給付金を支払わないときは、この特約のうち支払われない死亡給付金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

8. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

第14条（特約保険料の払込）

- 1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
- 2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
- 3. 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日までに給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料を給付金（死亡給付金は、その払込期月の保険料が払い込まれたものとして計算した金額とします。）から差し引きます。
- 4. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、この特約は猶予期間満了日の翌日から効力を失ったものとし、会社は、給付金（死亡給付金の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。）を支払いません。
- 5. 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応するこの特約の保険料（この特約のガン室料差額基準日額が減額されたときは、その減額部分に対応する保険料）を保険契約者（死亡

給付金の支払事由発生後は、死亡給付金受取人）に払いもどします。ただし、本項の規定は、主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合に限り適用します。

- (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
- (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき
- (3) この特約のガン室料差額基準日額が減額されたとき

第15条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

1. 猶予期間中に給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）を給付金から差し引きます。
2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、給付金（死亡給付金の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。）を支払いません。

第16条（特約保険料の自動振替貸付）

1. 猶予期間中に主契約およびこの特約の保険料が払い込まれない場合には、主約款の保険料の自動振替貸付に関する規定を準用して、主契約およびこの特約の保険料の合計額について自動振替貸付の取扱を行います。
2. 前項の場合、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算してその取扱を行います。

第17条（特約の失効および消滅）

1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、保険契約者は、主契約の解約返戻金とあわせてこの特約の解約返戻金を請求することができます。
2. 主契約が消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。この場合、次に定めるところによります。
 - (1) 主契約の解約返戻金が支払われるとき
この特約に解約返戻金があるときは、会社は、その解約返戻金を保険契約者に支払います。
 - (2) 主契約の解約返戻金が支払われないとき
この特約の解約返戻金または責任準備金は支払いません。

9. 特約の復活

第18条（特約の復活）

1. 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合は、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

10. 特約内容の変更

第19条（ガン室料差額基準日額の減額）

1. 保険契約者は、将来に向かって、ガン室料差額基準日額を減額することができます。ただし、減額後のガン室料差額基準日額が会社の定める取扱範囲外となる場合には、会社は、ガン室料差額基準日額の減額は取り扱いません。
2. 主契約のガン入院給付金日額が減額され、ガン室料差額基準日額が会社の定める金額をこえるにいたったときは、ガン室料差額基準日額を会社の定める金額まで減額します。また、ガン室料差額基準日額を減額しても会社の定める金額をこえる場合には、主契約のガン入院給付金日額の減額は取り扱い

ません。

3. 前2項のほか、この特約のガン室料差額基準日額の減額については、主約款のガン入院給付金日額の減額に関する規定を準用します。

第20条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）

1. この特約のみの保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。
2. 主契約の保険期間または保険料払込期間が変更される場合には、この特約の保険期間または保険料払込期間も同時に同じ期間に変更されるものとします。
3. 前2項のほか、この特約の保険期間または保険料払込期間の変更については、主約款の保険期間または保険料払込期間の変更に関する規定を準用します。

11. 特約の解約および解約返戻金

第21条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、その解約返戻金を請求することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第22条（解約返戻金）

1. 主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合、この特約の解約返戻金は、ガン室料差額給付金の保障に関する部分のみとし、次の各号のとおり計算します。
 - (1) 保険料払込中の特約
この特約の保険料の払込年月数により計算します。ただし、この特約の保険料払込方法（回数）が年払または半年払の場合で、既に払い込まれたこの特約の保険料のその払込期月における主契約の契約日の応当日から次の払込期月における主契約の契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間のこの特約の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の解約返戻金と同額とします。
 - (2) 前号以外の特約
この特約の経過年月数により計算します。
2. 前項以外の場合、この特約の解約返戻金は、ガン室料差額給付金の保障に関する部分のみとし、保険料払込中の特約についてはその払込年月数により、その他の特約についてはその経過年月数により計算します。
3. 主契約において契約者貸付を行う場合には、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算します。

12. 給付金の受取人による特約の存続

第23条（給付金の受取人による特約の存続）

1. 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社へ到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時に次各号のすべてを満たす給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社へ到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（以下本条において「解約時支払額」といいます。）を債権者等に支払い、かつ会社へその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
3. 第1項の解約請求の通知が会社へ到達した日以後、その解約の効力が生じまたは第2項の規定により

効力が生じなくなるまでに、死亡給付金の支払事由が生じ、会社が死亡給付金を支払うべきときは、その死亡給付金の額を限度に、解約時支払額を債権者等に支払います。この場合、死亡給付金の額から解約時支払額を差し引いた残額を、死亡給付金受取人に支払います。

13. 契約者配当

第24条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

14. 請求手続

第25条（請求手続）

1. 給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその給付金の受取人は、すみやかに会社へ通知してください。
2. この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
3. 前2項のほか、この特約の給付金の請求手続については、主約款の給付金の請求手続に関する規定を準用します。

15. 特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等

第26条（特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）

この特約による給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等については、主約款の給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。

16. 公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更

第27条（公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更）

1. 法令等の改正による公的医療保険制度の改正（以下「公的医療保険制度の改正」といいます。）があった場合で特に必要と認めたときは、会社は、主務官庁の認可を得て、この特約条項のガン室料差額給付金の支払事由を公的医療保険制度の改正に適した内容に変更することがあります。
2. 前項の規定により、この特約条項のガン室料差額給付金の支払事由を変更するときは、会社は、この特約条項のガン室料差額給付金の支払事由を変更する日（以下本条において「変更日」といいます。）の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。ただし、正当な理由によって2か月前までに通知できない場合には、変更日前に通知します。

17. 特約の更新

第28条（特約の更新）

1. 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、次の場合、この特約は更新されません。
 - (1) 更新後の主契約の保険期間満了日の翌日における被保険者の契約上の年齢が90歳をこえるとき
 - (2) 更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないとき
2. この特約が更新されたときは、給付金の支払に際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。
3. 第1項第2号の規定によりこの特約が更新されず、かつ、第1項第1号の規定に該当しないときは、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加することがあります。この場合、給付金の支払に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。
4. 第1項から前項までのほか、この特約の更新については、主約款の保険契約の更新に関する規定を準用します。

18. 主約款の準用

第29条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

19. 中途付加の場合の取扱

第30条（中途付加の場合の取扱）

1. 主契約締結後においても、被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
2. 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 責任開始期
会社は、次に定める時からこの特約上の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。
 - ① 中途付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料および所定の金額を受け取った場合
第1回保険料および所定の金額を受け取った時
 - ② この特約の第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合
第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
 - (2) ガン給付責任開始期
ガン室料差額給付金については、会社は、中途付加日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を負います。
 - (3) 保険期間および保険料払込期間
この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めます。
 - (4) 保険料の計算
この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）における被保険者の年齢を基準にして計算します。
3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

20. 主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合の取扱

第31条（低解約返戻金特則の付加）

主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合には、この特約にも低解約返戻金特則が付加されるものとします。

第32条（低解約返戻金期間および低解約返戻金割合）

1. この特約に付加された低解約返戻金特則の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合は、主契約の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合と同一の期間および割合とします。
2. 前項の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合は、変更することができません。

第33条（低解約返戻金特則が付加された場合の取扱）

この特約に低解約返戻金特則が付加されたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 低解約返戻金期間におけるこの特約の解約返戻金は、第22条（解約返戻金）の規定により計算したものに、低解約返戻金割合を乗じて計算します。
- (2) 次の①から⑥までに定める事項に関する解約返戻金の計算については、主約款の低解約返戻金特則が付加された場合の解約返戻金に関する規定を準用します。
 - ① 死亡給付金の支払および第7条（特約給付金の支払）第4項の規定による解約返戻金の支払
 - ② 告知義務違反による解除および重大事由による解除

- ③ 特約の失効および消滅
- ④ ガン室料差額基準日額の減額
- ⑤ 特約の解約
- ⑥ 第23条（給付金の受取人による特約の存続）に定める債権者等による特約の解約

第34条（低解約返戻金特則の解約）

低解約返戻金特則のみの解約はできません。

21. 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱

第35条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、主契約の更新の際にこの特約を締結して主契約に付加することができます。この場合、次のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者（告知については被保険者を含みます。）は、主契約の更新日前までに、この特約の付加の申込および被保険者に関する告知を行うことを要します。
 - (2) 会社は、次に定める時からこの特約の責任を負います。
 - ① この特約の締結を承諾した後にこの特約の第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料を受け取ったときは更新日）
 - ② この特約の第1回保険料相当額を受け取った後にこの特約の締結を承諾した場合
第1回保険料相当額を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取ったときは更新日）
 - (3) ガン室料差額給付金については、会社は、前号に定める責任開始期の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を負います。
 - (4) この特約の保険料は、主契約の更新日における被保険者の年齢を基準にして計算します。
 - (5) この特約を付加したときは、保険証券に表示します。
2. 前項の取扱が行われる場合には、第30条（中途付加の場合の取扱）の規定は適用しません。

22. 主契約が新ガン保険の場合の取扱

第36条（主契約が新ガン保険の場合の取扱）

この特約が新ガン保険に付加されている場合には、第6条（ガンの定義および診断確定）第1項の適用に際しては、「主約款の別表2に定めるガン」を「主約款の別表2に定める悪性新生物」と読み替えます。

別表 1 請求書類

項 目	提 出 書 類	該当条文
ガン室料差額給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) ガン室料差額給付金の受取人の印鑑証明書 (4) 室料差額の支出を証する書類 (5) 被保険者の戸籍抄本 (6) 会社所定の様式による医師の診断書	第 7 条
解約返戻金・ガン給付責任開始期前のガン診断確定による既に払い込まれた保険料の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第10条、第12条、第13条、第14条、第17条、第21条
給付金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 請求する給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第23条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

別表 2 室料差額

「室料差額」とは、別表 3 に定める法律に基づく選定療養のうち、厚生労働大臣が定める特別療養環境の提供にあたる病院または診療所の承認を得て使用された場合のベッドまたは病室の使用料をいいます。

別表 3 公的医療保険制度

次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

1. 健康保険法
2. 国民健康保険法
3. 国家公務員共済組合法
4. 地方公務員等共済組合法
5. 私立学校教職員共済法
6. 船員保険法
7. 高齢者の医療の確保に関する法律

ガン死亡保障特約α条項

1. 総則	80	15. 特約保険金、特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等	87
第1条（特約の締結）	80	第26条（特約保険金、特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）	87
第2条（特約の責任開始期）	80	16. 特約の更新	88
第3条（特約のガン給付責任開始期）	80	第27条（特約の更新）	88
第4条（特約の保険期間および保険料払込期間）	80	17. 主約款の準用	88
2. ガンの定義および診断確定	80	第28条（主約款の準用）	88
第5条（ガンの定義および診断確定）	80	18. 中途付加の場合の取扱	88
3. 特約保険金・給付金の支払	80	第29条（中途付加の場合の取扱）	88
第6条（特約保険金および給付金の支払）	80	19. 主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合の取扱	88
4. 特約保険料の払込免除	82	第30条（低解約返戻金特則の付加）	88
第7条（特約保険料の払込免除）	82	第31条（低解約返戻金期間および低解約返戻金割合）	89
第8条（特約保険料の払込を免除しない場合）	82	第32条（低解約返戻金特則が付加された場合の取扱）	89
5. 告知義務および告知義務違反による解除	82	第33条（低解約返戻金特則の解約）	89
第9条（告知義務）	82	20. 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱	89
第10条（告知義務違反による解除）	82	第34条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）	89
第11条（特約を解除できない場合）	83	別表1 請求書類	90
6. 特約の無効	83		
第12条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）	83		
7. 重大事由による解除	84		
第13条（重大事由による解除）	84		
8. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	85		
第14条（特約保険料の払込）	85		
第15条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）	85		
第16条（特約保険料の自動振替貸付）	85		
第17条（特約の失効および消滅）	85		
9. 特約の復活	86		
第18条（特約の復活）	86		
10. 特約内容の変更	86		
第19条（ガン死亡保険金額の減額）	86		
第20条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）	86		
11. 特約の解約および解約返戻金	86		
第21条（特約の解約）	86		
第22条（解約返戻金）	86		
12. 保険金等の受取人による特約の存続	87		
第23条（保険金等の受取人による特約の存続）	87		
13. 契約者配当	87		
第24条（契約者配当）	87		
14. 請求手続	87		
第25条（請求手続）	87		

ガン死亡保障特約α条項

1. 総則

第1条（特約の締結）

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
- この特約を付加した場合、保険証券には次の各号の事項を記載します。
 - この特約の名称
 - ガン死亡保険金額

第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

第3条（特約のガン給付責任開始期）

- ガン死亡保険金およびガン高度障害保険金（以下「特約保険金」といいます。）については、会社は、この特約のガン給付責任開始期からこの特約上の責任を負います。
- この特約のガン給付責任開始期は、次のとおりとします。
 - この特約の締結に際しては、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日
 - この特約の復活が行われた場合には、最後の復活の際の主約款の保険契約の復活に関する規定による復活日。ただし、その復活日が前号に規定する日より前である場合は、前号に規定する日。

第4条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。

2. ガンの定義および診断確定

第5条（ガンの定義および診断確定）

- この特約において「ガン」とは、主約款の別表2に定めるガンをいいます。
- ガンの診断確定は、病理組織学的所見（生検）により、医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。

3. 特約保険金・給付金の支払

第6条（特約保険金および給付金の支払）

- 会社は、次表の規定により、この特約の保険金および給付金を支払います。

名称	保険金および給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても保険金および給付金を支払わない場合
ガン死亡保険金	被保険者がこの特約のガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンを直接の原因として、この特約の保険期間中に死亡したとき	ガン死亡保険金額	主契約の死亡給付金受取人	

名称	支払事由	支払額	受取人	支払事由に該当しても保険金および給付金を支払わない場合
ガン高度障害保険金	被保険者がこの特約のガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンを直接の原因として、この特約の保険期間中に高度障害状態（主約款の別表3に定める障害状態をいい、主約款の備考に定めるところにより認定します。以下同じ。）に該当したとき。この場合、この特約のガン給付責任開始期前に既に生じていた障害状態に、この特約のガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンを原因とする障害状態が新たに加わることにより高度障害状態に該当したときを含みます。	ガン死亡保険金額と同額	主契約のガン給付金受取人	
死亡給付金	被保険者がこの特約の保険期間中にガン死亡保険金の支払事由以外の事由により死亡したとき	この特約の解約返戻金相当額	主契約の死亡給付金受取人	被保険者が次のいずれかにより死亡したとき (1) この特約の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）の属する日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 (2) 保険契約者の故意 (3) 主契約の死亡給付金受取人の故意。ただし、その受取人がこの特約の死亡給付金の一部の受取人であるときは、この特約の死亡給付金の残額を他の死亡給付金受取人に支払います。

- 被保険者が、この特約の保険期間満了日において、主約款の別表3に定める高度障害状態のうち回復の見込がないことのみが明らかでないことにより、ガン高度障害保険金が支払われない場合でも、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときは、この特約の保険期間満了日に高度障害状態に該当したものとみなして第1項の規定を適用します。
- ガン高度障害保険金が支払われた場合には、被保険者が高度障害状態に該当した時からこの特約は消滅したものとみなします。
- ガン死亡保険金を支払う前にガン高度障害保険金の請求を受け、ガン高度障害保険金が支払われる場合には、会社は、ガン死亡保険金を支払いません。また、ガン死亡保険金を支払った場合には、その支払後にガン高度障害保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、死亡給付金を支払います。
- 主契約の死亡給付金受取人が2人以上いる場合のこの特約のガン死亡保険金および死亡給付金の受取割合は、主契約の死亡給付金の受取割合と同じとします。
- 第1項の「支払事由に該当しても保険金および給付金を支払わない場合」に該当したことによりこの特約の死亡給付金が支払われない場合には、会社は、この特約の解約返戻金（被保険者が死亡した日までの未払込の保険料があるときは、その未払込の保険料が払い込まれたものとして計算した解約返戻金額からその未払込の保険料を差し引いた金額とします。以下本項において同じ。）を保険契約者に支払います（なお、主契約の死亡給付金受取人が被保険者を故意に死亡させた場合、その受取人がこの特約の死亡給付金の一部の受取人であるときは、この特約の死亡給付金が支払われない部分にか

かるこの特約の解約返戻金を保険契約者に支払います。）。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによりこの特約の死亡給付金が支払われない場合には、この特約の解約返戻金その他の返戻金の支払はありません。

8. この特約のガン死亡保険金、ガン高度障害保険金および死亡給付金の受取人は、第1項に定める者以外に変更することはできません。

4. 特約保険料の払込免除

第7条（特約保険料の払込免除）

1. 被保険者が次のいずれかに該当した場合には、次の払込期月（払込期月の初日から契約日の応当日の前日まで）に次のいずれかに該当した場合には、その払込期月）以後のこの特約の保険料の払込を免除します。
 - (1) この特約の責任開始期以後に発生した傷害またはガン以外の疾病を原因として、高度障害状態（主約款の別表3に定める障害状態をいい、主約款の備考に定めるところにより認定します。以下同じ。）に該当したとき。この場合、この特約の責任開始期前に既に生じていた障害状態に、この特約の責任開始期以後に発生した傷害またはガン以外の疾病（この特約の責任開始期前に既に生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わるにより高度障害状態に該当したときを含みます。
 - (2) この特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故（主約款の別表5に定めるところによります。以下同じ。）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に、身体障害の状態（主約款の別表4に定める障害状態をいい、主約款の備考に定めるところにより認定します。以下同じ。）に該当したとき。この場合、この特約の責任開始期前に既に生じていた障害状態に、この特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わるにより身体障害の状態に該当したときを含みます。
2. 被保険者がこの特約の責任開始期前に発生した傷害もしくはガン以外の疾病を原因として高度障害状態に該当した場合またはこの特約の責任開始期前に発生した傷害を原因として身体障害の状態に該当した場合でも、その傷害または疾病について、保険契約者または被保険者が第9条（告知義務）の規定にもとづき正しくすべての事実を告知し、会社がその傷害または疾病を知っていたときは、その傷害または疾病はこの特約の責任開始期以後に発生したものとみなします。
3. この特約の保険料の払込を免除した後は、ガン死亡保険金額の減額の取扱は行いません。
4. 前3項のほか、この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

第8条（特約保険料の払込を免除しない場合）

この特約の保険料の払込を免除しない場合については、主約款の保険料の払込を免除しない場合に関する規定を準用します。

5. 告知義務および告知義務違反による解除

第9条（告知義務）

次の(1)または(2)の場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 特約の締結
- (2) 特約の復活

第10条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合に

は、会社は、将来に向かって、この特約を解除することができます。

2. 会社は、保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
3. 前項の場合には、保険金もしくは給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に保険金もしくは給付金を支払っていたときは、保険金もしくは給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人が証明したときは、保険金もしくは給付金の支払または保険料の払込免除を行います。
4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人に通知します。
5. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

第11条（特約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
 - (1) この特約の締結または復活の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかったとき
 - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または被保険者が第9条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第9条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実によりこの特約の保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことによりこの特約の保険金もしくは給付金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第9条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときを除いて、この特約を解除することができます。

6. 特約の無効

第12条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）

1. 被保険者が、告知（復活が行われた場合には、最後の復活の際の告知とします。以下本条において同じ。）時以前または告知時からこの特約のガン給付責任開始期までにガンと診断確定されていた場合には、保険契約者または被保険者がその事実を知っていると知っていないとにかかわらず、この特約は無効とします。
2. 前項の場合、既に払い込まれたこの特約の保険料（復活の際の無効の場合には、復活の際に払い込まれた金額（この特約に関する部分に限ります。）および復活以後に払い込まれたこの特約の保険料とします。）は次のように取り扱います。
 - (1) 告知時以前に、被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者がともに

- 知らなかったときは、保険契約者に払い戻します。
- (2) 告知時以前に、被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。
- (3) 告知時からこの特約のガン給付責任開始期の前日までに被保険者がガンと診断確定されていたときは、保険契約者に払い戻します。
3. 本条の適用がある場合には、第10条（告知義務違反による解除）および第13条（重大事由による解除）の規定は適用しません。

7. 重大事由による解除

第13条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
- (1) 保険契約者、被保険者（ガン死亡保険金および死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または保険金もしくは給付金（以下「保険金等」といいます。）の受取人がこの特約の保険金等を詐取する目的または他人にこの特約の保険金等を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) この特約の保険金等の請求に関し、保険金等の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が、次のいずれかに該当するとき
- ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
- ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
- ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- ④ 保険契約者または保険金等の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
- ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (4) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金等の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前3号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、保険金等の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による保険金等（前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号①から⑤までに該当した者が保険金等の受取人のみであり、かつ、その保険金等の受取人が保険金等の一部の受取人であるときは、保険金等のうち、その受取人に支払われるべき保険金等をいいます。以下本項において同じ。）の支払または保険料の払込免除事由による保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既に保険金等を支払っていたときは、保険金等の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または保険金等の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）に通知します。
4. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項第3号の規定によりこの特約を解除した場合で、保険金等の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し保険金等を支払わないときは、この特約のうち支払われない保険金等に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金があるときはこれを保

険契約者に支払います。

8. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

第14条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
3. 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日までに保険金等の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料を保険金等（死亡給付金は、その払込期月の保険料が払い込まれたものとして計算した金額とします。）から差し引きます。
4. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、保険金等（ガン死亡保険金または死亡給付金の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。）を支払いません。
5. 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応するこの特約の保険料（この特約のガン死亡保険金額が減額されたときは、その減額部分に対応するこの特約の保険料）を保険契約者（保険金等の支払事由発生後は、死亡給付金受取人）に払いもどします。
 - (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
 - (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき
 - (3) この特約のガン死亡保険金額が減額されたとき

第15条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

1. 猶予期間中に保険金等の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）を保険金等から差し引きます。
2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、保険金等（ガン死亡保険金または死亡給付金の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。）を支払いません。

第16条（特約保険料の自動振替貸付）

1. 猶予期間中に主契約およびこの特約の保険料が払い込まれない場合には、主約款の保険料の自動振替貸付に関する規定を準用して、主契約およびこの特約の保険料の合計額について自動振替貸付の取扱を行います。
2. 前項の場合、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算してその取扱を行います。

第17条（特約の失効および消滅）

1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、保険契約者は、主契約の解約返戻金とあわせてこの特約の解約返戻金を請求することができます。

2. 主契約が消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。この場合、次に定めるところによります。
- (1) 主契約の解約返戻金が支払われるとき
この特約に解約返戻金があるときは、会社は、その解約返戻金を保険契約者に支払います。
- (2) 主契約の解約返戻金が支払われないとき
この特約の解約返戻金または責任準備金は支払いません。

9. 特約の復活

第18条（特約の復活）

1. 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合は、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

10. 特約内容の変更

第19条（ガン死亡保険金額の減額）

1. 保険契約者は、将来に向かって、ガン死亡保険金額を減額することができます。ただし、減額後のガン死亡保険金額が会社の定める金額を下まわる場合には、会社は、ガン死亡保険金額の減額は取り扱いません。
2. 主契約のガン入院給付金日額が減額され、ガン死亡保険金額が会社の定める金額をこえるにいたったときは、ガン死亡保険金額を会社の定める金額まで減額します。
3. 前2項のほか、ガン死亡保険金額の減額については、主約款のガン入院給付金日額の減額に関する規定を準用します。

第20条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）

1. この特約のみの保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。
2. 主契約の保険期間または保険料払込期間が変更される場合には、この特約の保険期間または保険料払込期間も同時に同じ期間に変更されるものとします。
3. 前2項のほか、この特約の保険期間または保険料払込期間の変更については、主約款の保険期間または保険料払込期間の変更に関する規定を準用します。

11. 特約の解約および解約返戻金

第21条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、その解約返戻金を請求することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第22条（解約返戻金）

1. この特約の解約返戻金は、特約保険金の保障に関する部分のみとし、次の各号のとおり計算します。
- (1) 保険料払込中の特約
この特約の保険料の払込年月数により計算します。ただし、この特約の保険料払込方法（回数）が年払または半年払の場合で、既に払い込まれたこの特約の保険料のその払込期月における主契約の契約日の応当日から次回の払込期月における主契約の契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間のこの特約の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の解約返戻金と同額とします。
- (2) 前号以外の特約
この特約の経過年月数により計算します。
2. 主契約において契約者貸付を行う場合には、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約

返戻金に加算します。

12. 保険金等の受取人による特約の存続

第23条（保険金等の受取人による特約の存続）

1. 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時ににおいて次の各号のすべてを満たす保険金等の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（以下本条において「解約時支払額」といいます。）を債権者等に支払い、かつ会社はその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
3. 第1項の解約請求の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金等の支払事由が生じ、会社が保険金等を支払うべきときは、その保険金等の額を限度に、解約時支払額を債権者等に支払います。この場合、保険金等の額から解約時支払額を差し引いた残額を、保険金等の受取人に支払います。

13. 契約者配当

第24条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

14. 請求手続

第25条（請求手続）

1. 保険金等の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその保険金等の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
3. 官公庁、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。）を保険契約者および主契約の死亡給付金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体がこの特約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、ガン死亡保険金、ガン高度障害保険金または死亡給付金の請求の際、第1号または第2号のいずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。
 - (1) 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
 - (2) 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
 - (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類
4. 前3項のほか、この特約の保険金等の請求手続については、主約款の給付金の請求手続に関する規定を準用します。

15. 特約保険金、特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等

第26条（特約保険金、特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）

この特約による保険金、給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等については、主約款の給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。

16. 特約の更新

第27条（特約の更新）

1. 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていない場合には、この特約は更新されません。
2. この特約が更新された場合には、保険金等の支払に際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。
3. 第1項ただし書きの規定によりこの特約が更新されない場合には、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加することがあります。この場合、保険金等の支払に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。
4. 第1項から前項までのほか、この特約の更新については、主約款の保険契約の更新に関する規定を準用します。

17. 主約款の準用

第28条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

18. 中途付加の場合の取扱

第29条（中途付加の場合の取扱）

1. 主契約締結後においても、被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
2. 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 責任開始期
会社は、次に定める時からこの特約上の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。
 - ① 中途付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料および所定の金額を受け取った場合
第1回保険料および所定の金額を受け取った時
 - ② この特約の第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合
第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
 - (2) ガン給付責任開始期
特約保険金については、会社は、中途付加日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を負います。
 - (3) 保険期間および保険料払込期間
この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めます。
 - (4) 保険料の計算
この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）における被保険者の年齢を基準にして計算します。
3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

19. 主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合の取扱

第30条（低解約返戻金特則の付加）

主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合には、この特約にも低解約返戻金特則が付加されるものとします。

第31条（低解約返戻金期間および低解約返戻金割合）

1. この特約に付加された低解約返戻金特則の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合は、主契約の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合と同一の期間および割合とします。
2. 前項の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合は、変更することができません。

第32条（低解約返戻金特則が付加された場合の取扱）

この特約に低解約返戻金特則が付加されたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 低解約返戻金期間におけるこの特約の解約返戻金は、第22条（解約返戻金）の規定により計算したものに、低解約返戻金割合を乗じて計算します。
- (2) 次の①から⑥までに定める事項に関する解約返戻金の計算については、主約款の低解約返戻金特則が付加された場合の解約返戻金に関する規定を準用します。
 - ① 死亡給付金の支払および第6条（特約保険金および給付金の支払）第7項の規定による解約返戻金の支払
 - ② 告知義務違反による解除および重大事由による解除
 - ③ 特約の失効および消滅
 - ④ ガン死亡保険金額の減額
 - ⑤ 特約の解約
 - ⑥ 第23条（保険金等の受取人による特約の存続）に定める債権者等による特約の解約

第33条（低解約返戻金特則の解約）

低解約返戻金特則のみの解約はできません。

20. 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱**第34条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）**

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、主契約の更新の際にこの特約を締結して主契約に付加することができます。この場合、次のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者（告知については被保険者を含みます。）は、主契約の更新日前までに、この特約の付加の申込および被保険者に関する告知を行うことを要します。
 - (2) 会社は、次に定める時からこの特約の責任を負います。
 - ① この特約の締結を承諾した後にこの特約の第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料を受け取ったときは更新日）
 - ② この特約の第1回保険料相当額を受け取った後にこの特約の締結を承諾した場合
第1回保険料相当額を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取ったときは更新日）
 - (3) 特約保険金については、会社は、前号に定める責任開始期の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を負います。
 - (4) この特約の保険料は、主契約の更新日における被保険者の年齢を基準にして計算します。
 - (5) この特約を付加したときは、保険証券に表示します。
2. 前項の取扱が行われる場合には、第29条（中途付加の場合の取扱）の規定は適用しません。

別表 1 請求書類

項 目	提 出 書 類	該当条文
ガン死亡保険金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) ガン死亡保険金の受取人の印鑑証明書と戸籍抄本 (4) 被保険者の住民票（ただし、住民票に記載されている事項の他に確認が必要な事項があるときは戸籍抄本） (5) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検案書）	第6条
ガン高度障害保険金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) ガン高度障害保険金の受取人の印鑑証明書と戸籍抄本 (4) 被保険者の住民票（ただし、住民票に記載されている事項の他に確認が必要な事項があるときは戸籍抄本） (5) 会社所定の様式による医師の診断書	第6条
解約返戻金・ガン給付責任開始期前のガン診断確定による既に払い込まれた保険料の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第10条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第21条
ガン死亡保険金額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第19条
保険金等の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 請求する保険金等の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第23条
（注）会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

保険料口座振替特約条項

第1条（特約の締結）	91	第8条（主約款の準用）	92
第2条（保険料の払込）	91	第9条（ガン保険等に付加した場合の特則）	93
第3条（責任開始および契約日の特例）	91	第10条（主契約が積立利率変動型終身保険等の場合の取扱）	93
第4条（口座振替保険料率—保険料月払契約）	92	第11条（新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合の特則）	93
第5条（保険料口座振替ができない場合の取扱）	92	第12条（ガン診断給付特約 α が付加された新医療保険 α に付加した場合の特則）	93
第6条（指定口座または提携金融機関等の変更）	92		
第7条（特約の消滅）	92		

保険料口座振替特約条項

第1条（特約の締結）

この特約は、次の条件をすべて満たす場合に締結します。

- (1) 保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が、会社と保険料口座振替の取扱を提携している金融機関等（以下「提携金融機関等」といいます。この場合、会社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関等を含みます。）に設置してあること
- (2) 指定口座の名義人が提携金融機関等に対し、指定口座から会社の口座（会社が保険料の収納業務を委託している機関の取扱金融機関等の場合には、当該委託機関の口座）へ保険料の口座振替を委任すること

第2条（保険料の払込）

1. 保険料は、会社の定めた日（ただし、第2回以後の保険料は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず払込期月中の会社の定めた日。以下「振替日」といいます。）に指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替えることによって、会社に払い込まれるものとし、ただし、振替日が提携金融機関等の休業日に該当する場合は、翌営業日を振替日とします。
2. 前項の場合、振替日に保険料の払込があったものとします。
3. 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替えるときは、保険契約者は会社に対しその振替順序を指定できません。
4. 保険契約者は、振替日の前日までに払込保険料相当額を指定口座に預け入れておくことを要します。
5. 口座振替によって払い込まれた保険料については、領収証を発行しません。

第3条（責任開始および契約日の特例）

1. この特約が適用され、第1回保険料から口座振替を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日を会社の責任開始の日とし、この日を契約日とします。ただし、保険料月払契約の場合の契約日は、第1回保険料の振替日の属する月の翌月1日とします。
2. この特約による保険料の口座振替を第2回以後の保険料から行う場合には、保険料月払契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とします。
3. 前2項の場合、保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、前2項に規定する契約日を基準として計算します。ただし、会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、主約款および特約の規定に基づく保険金等の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じたときは、保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払いもどし、不足分があれば領収します。ただし、保険金等の支払があるときは、過不足分を支払金額と清算します。
4. 保険契約者より申出があり、かつ、会社がそれを承諾した場合には、第1項および第2項の規定にかかわらず、契約日は会社の責任開始の日とし、保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、その日

を基準として計算します。

第4条（口座振替保険料率—保険料月払契約）

1. 保険料月払契約については、口座振替保険料率を適用します。
2. 前項の規定にかかわらず、口座振替保険料率を適用している保険契約において、主約款の規定により3か月分以上の保険料を一括して払い込むときは、普通保険料率を基準として、会社の定める割合で割り引きます。

第5条（保険料口座振替ができない場合の取扱）

1. 振替日に、指定口座の預入額が保険料相当額に不足することにより、第1回保険料の口座振替ができないときは、保険契約者は、第1回保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。この場合、第3条第1項の規定は適用しません。
2. 保険料の払込期月の振替日に、指定口座の預入額が保険料相当額に不足することにより、第2回以後の保険料の口座振替ができないときは、次に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 保険料月払契約
会社は、翌月の振替日に再度翌月分と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行うことができます。この場合、指定口座の預入額が2か月分の保険料相当額に不足し、かつ、1か月分の保険料相当額に足りるときは、1か月分の保険料の口座振替を行います。
 - (2) 保険料年払契約および保険料半年払契約
翌月の振替日に再度口座振替を行います。
3. 前項により保険料の口座振替ができないときは、主約款に定める猶予期間満了日までに、払込期月を過ぎた保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。

第6条（指定口座または提携金融機関等の変更）

1. 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関等の他の口座または他の提携金融機関等の口座に変更することができます。この場合は、あらかじめ会社および当該金融機関等に通知してください。
2. 保険契約者が保険料の口座振替の取扱を停止するときは、あらかじめ会社および当該金融機関等に通知のうえ、他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。
3. 提携金融機関等が保険料の口座振替の取扱を停止したときは、会社は保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は指定口座を他の提携金融機関等の口座に変更するか、他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。
4. 会社は、会社または提携金融機関等の止むを得ない事情により振替日を変更することがあります。この場合、会社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

第7条（特約の消滅）

次のいずれかの場合には、この特約は消滅します。

- (1) 保険契約が消滅または失効したとき
- (2) 他の保険料払込方法（経路）に変更したとき
- (3) 主約款の規定により保険料を前納したとき
- (4) 保険料の払込を要しなくなったとき
- (5) 第1条のいずれかの条件を満たさなくなったとき

第8条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのないときは、主約款の規定を準用します。

第9条（ガン保険等に付加した場合の特則）

保険契約の締結時にこの特約をガン保険、新ガン保険または新ガン保険αに付加した場合には、ガン保険普通保険約款（新ガン保険のときは新ガン保険普通保険約款とし、新ガン保険αのときは新ガン保険α普通保険約款とします。）第2条（ガン給付責任開始期）第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 保険契約の締結に際しては、次のいずれか遅い日
 - ① 前条に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
 - ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日

第10条（主契約が積立利率変動型終身保険等の場合の取扱）

この特約が積立利率変動型終身保険または積立利率変動型終身保険（低解約返戻金型）に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 第3条（責任開始および契約日の特例）第1項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
 1. この特約が適用され、第1回保険料から口座振替を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日を会社の責任開始の日とし、この日の属する月の翌月1日を契約日とします。
- (2) 第3条（責任開始および契約日の特例）第2項から第4項までの規定は適用しません。

第11条（新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合の特則）

保険契約の締結時にこの特約を新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合には、新ガン診断給付特約条項の主契約が新医療保険の場合の取扱に関する条文の第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 第3条（特約のガン給付責任開始期）第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
 2. この特約のガン給付責任開始期は、次のとおりとします。
 - (1) この特約の締結に際しては、次のいずれか遅い日
 - ① 主約款に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
 - ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日
 - (2) この特約の復活が行われた場合には、最後の復活の際の主約款の保険契約の復活に関する条文の第2項に規定する復活日。ただし、その復活日が前号に規定する日より前である場合は、前号に規定する日

第12条（ガン診断給付特約αが付加された新医療保険αに付加した場合の特則）

保険契約の締結時にこの特約をガン診断給付特約αが付加された新医療保険αに付加した場合には、ガン診断給付特約α条項第3条（特約のガン給付責任開始期）第2項第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) この特約の締結に際しては、次のいずれか遅い日
 - ① 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
 - ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日

クレジットカード扱特約条項

第1条（特約の締結）	95	第8条（主約款の準用）	96
第2条（保険料月払契約における契約日の特別取扱）	95	第9条（ガン保険等に付加した場合の特則）	96
第3条（契約日前の保険事故）	95	第10条（主契約が積立利率変動型終身保険等の場合の取扱）	97
第4条（クレジットカード保険料率－保険料月払契約）	95	第11条（新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合の特則）	97
第5条（保険料の払込）	95	第12条（ガン診断給付特約 α が付加された新医療保険 α に付加した場合の特則）	97
第6条（諸変更）	96		
第7条（特約の消滅）	96		

クレジットカード扱特約条項

第1条（特約の締結）

1. この特約は保険契約締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から、会社の指定するクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）により第2回以後の保険料を払い込む旨の申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に締結します。
2. 前項のクレジットカードは、保険契約者が、会社の指定するクレジットカード発行会社（以下「カード会社」といいます。）との間で締結した会員規約等（以下「会員規約等」といいます。）に基づき、カード会社より貸与されまたは使用を認められたものに限り、ます。
3. 会社は、保険契約者がカード会社の会員規約等に基づいて、保険料の払込にクレジットカードを使用した場合に限り、この特約に定める取扱を行います。

第2条（保険料月払契約における契約日の特別取扱）

1. 保険料月払の保険契約を締結する際にこの特約を付加する場合、契約日は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日（以下「会社の責任開始の日」といいます。）の属する月の翌月1日とし、保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、この日を基準として計算します。
2. 前項の規定にかかわらず、保険契約者から申出があり、かつ、会社がそれを承諾した場合には、会社の責任開始の日を契約日とし、保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、この日を基準として計算します。

第3条（契約日前の保険事故）

会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、主約款および特約の規定に基づく保険金等の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じたときは、前条第1項の規定にかかわらず、保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、保険金等の支払金があるときは、過不足分を支払金額と清算します。

第4条（クレジットカード保険料率－保険料月払契約）

1. 保険料月払契約については、クレジットカード保険料率を適用します。
2. 前項の規定にかかわらず、クレジットカード保険料率を適用している保険契約において、主約款の規定により3か月分以上の保険料を一括して払い込むときは、普通保険料率を基準として、会社の定める割合で割り引きします。

第5条（保険料の払込）

1. 第2回以後の保険料は、主約款の規定にかかわらず、会社がカード会社にクレジットカードの有効性

および利用限度額内であること等の確認（以下「有効性等の確認」といいます。）を行った上で、払込期月中の会社の定めた日に、会社に払い込まれるものとします。

2. 同一のクレジットカードにより2件以上の保険契約の保険料を払い込むときは、保険契約者は会社に対しその払込順序を指定できません。
3. 保険契約者は、カード会社の会員規約等にしたいがい、保険料相当額をカード会社に支払うことを要します。
4. 会社がクレジットカードの有効性等の確認を行った後でも、次のすべてを満たす場合には、その払込期月中の保険料については、第1項の規定は適用しません。
 - (1) 会社がカード会社より保険料相当額を領収できないこと
 - (2) 保険契約者がカード会社に対して、保険料相当額を支払っていないこと
5. 前項の場合、会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。
6. クレジットカードによって払い込まれた保険料については領収証を発行しません。

第6条（諸変更）

1. 保険契約者は、会社の定める取扱範囲内でクレジットカードを同一のカード会社の他のクレジットカードまたは、他のカード会社のクレジットカードに変更することができます。この場合、あらかじめ会社に申し出てください。
2. 保険契約者がクレジットカードによる保険料の払込を停止するときは、あらかじめ会社へ通知のうえ、他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。

第7条（特約の消滅）

1. 次のいずれかの場合には、この特約は消滅します。
 - (1) 保険契約が消滅または失効したとき
 - (2) 他の保険料払込方法（経路）に変更したとき
 - (3) 主約款の規定により保険料を前納したとき
 - (4) 主約款の規定により契約者が変更されたとき
 - (5) 保険料の払込を要しなくなったとき
 - (6) 会社がカード会社より保険料相当額を領収できないとき
 - (7) 会社がクレジットカードの有効性等の確認ができなかったとき
 - (8) カード会社がクレジットカードによる保険料の払込の取扱を停止したとき
2. 前項第6号から第8号までの場合、会社はその旨を保険契約者に通知します。
3. 第1項第3号、第4号または第6号から第8号までの規定により、この特約が消滅したときは、保険契約者は、主約款の規定により、他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。

第8条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのないときは、主約款の規定を準用します。

第9条（ガン保険等に付加した場合の特則）

保険契約の締結時にこの特約をガン保険、新ガン保険または新ガン保険αに付加した場合には、ガン保険普通保険約款（新ガン保険のときは新ガン保険普通保険約款とし、新ガン保険αのときは新ガン保険α普通保険約款とします。）第2条（ガン給付責任開始期）第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 保険契約の締結に際しては、次のいずれか遅い日
 - ① 前条に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
 - ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日

第10条（主契約が積立利率変動型終身保険等の場合の取扱）

この特約が積立利率変動型終身保険または積立利率変動型終身保険（低解約返戻金型）に付加されている場合には、第2条（保険料月払契約における契約日の特別取扱）および第3条（契約日前の保険事故）の規定は適用しません。

第11条（新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合の特則）

保険契約の締結時にこの特約を新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合には、新ガン診断給付特約条項の主契約が新医療保険の場合の取扱に関する条文の第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 第3条（特約のガン給付責任開始期）第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
 2. この特約のガン給付責任開始期は、次のとおりとします。
 - (1) この特約の締結に際しては、次のいずれか遅い日
 - ① 主約款に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
 - ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日
 - (2) この特約の復活が行われた場合には、最後の復活の際の主約款の保険契約の復活に関する条文の第2項に規定する復活日。ただし、その復活日が前号に規定する日より前である場合は、前号に規定する日

第12条（ガン診断給付特約αが付加された新医療保険αに付加した場合の特則）

保険契約の締結時にこの特約をガン診断給付特約αが付加された新医療保険αに付加した場合には、ガン診断給付特約α条項第3条（特約のガン給付責任開始期）第2項第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) この特約の締結に際しては、次のいずれか遅い日
 - ① 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
 - ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日

団体扱特約条項

第1条（特約の締結）	99	第9条（主約款の準用）	100
第2条（保険料月払契約における契約日の特別取扱）	99	第10条（ガン保険等に付加した場合の特則）	100
第3条（契約日前の保険事故）	99	第11条（主契約が積立利率変動型終身保険等の場合の取扱）	101
第4条（保険料率）	99	第12条（新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合の特則）	101
第5条（保険料の払込）	100	第13条（ガン診断給付特約 α が付加された新医療保険 α に付加した場合の特則）	101
第6条（保険料の一括払）	100		
第7条（保険証券）	100		
第8条（特約の消滅）	100		

団体扱特約条項

第1条（特約の締結）

- この特約は、官公庁、会社、工場、組合等の団体（以下「団体」といいます。）において次の条件をすべて満たす場合で、保険契約者から申出があるときに締結します。
 - 団体の所属員を保険契約者とする保険契約（以下「個別保険契約」といいます。）または団体を保険契約者とし、その所属員を被保険者とする保険契約（以下「事業保険契約」といいます。）であること
 - 団体が会社と団体取扱契約を締結していること
 - 団体と所属員との間に給与（役員報酬を含みます。）の支払関係があること
 - 保険契約者数または被保険者数が10人以上であること
- この特約において、保険契約者数および被保険者数は、保険料年払・半年払契約のみまたは保険料月払契約のみの人数により、計算します。

第2条（保険料月払契約における契約日の特別取扱）

- 保険料月払契約を締結する際にこの特約を付加する場合、契約日は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日（以下「会社の責任開始の日」といいます。）の属する月の翌月1日とし、保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、この日を基準として計算します。
- 前項の規定にかかわらず、保険契約者から申出があり、かつ、会社がそれを承諾した場合には、会社の責任開始の日を契約日とし、保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、この日を基準として計算します。

第3条（契約日前の保険事故）

会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、主約款および特約の規定に基づく保険金等の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じたときは、前条第1項の規定にかかわらず、保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、保険金等の支払金があるときは、過不足分を支払金額と清算します。

第4条（保険料率）

- この特約を適用する保険料半年払契約および保険料月払契約の保険料率は、次のとおりとします。
 - 次のいずれかの場合には、団体保険料率Aを適用します。
 - 個別保険契約の保険契約者数が20人以上のとき
 - 事業保険契約の被保険者数が20人以上のとき
 - 個別保険契約の保険契約者および事業保険契約の被保険者を名寄せした人数が20人以上のとき
 - 団体の事業所が2以上あり、そのうちのいずれかの事業所が①から③のいずれかに該当するとき

- (2) 前号のいずれの条件も満たさないときは団体保険料率Bを適用します。
2. 団体保険料率Aを適用した場合でも、前項第1号のいずれかの条件も満たさなくなり、6か月以内に補充されないときは、団体取扱契約を解除するか、適用する保険料率を団体保険料率Bに変更します。

第5条（保険料の払込）

1. 第1回保険料を団体を経由して払い込む場合には、団体から会社の本店または会社の指定した場所に払い込まれた時に、その払込があったものとします。
2. 第2回以後の保険料は、その払込期間中、団体を経由して払い込んでください。この場合、団体から会社の本店または会社の指定した場所に払い込まれた時に、その払込があったものとします。
3. 団体から保険料が払い込まれたときは、保険料総額に対する領収証を団体に発行し、個々の保険契約者には領収証を発行しません。

第6条（保険料の一括払）

1. 団体保険料率Aを適用している保険料月払契約において、主約款の規定により3か月分以上の保険料を一括して払い込むときは、会社の定める割合で保険料を割引きます。
2. 団体保険料率Bを適用している保険料月払契約において、主約款の規定により3か月分以上の保険料を一括して払い込むときは、普通保険料率を基準にして、会社の定める割合で保険料を割引きます。

第7条（保険証券）

会社は、事業保険契約の場合には、個々の保険証券に代えて一括保険証券を団体に発行することができます。

第8条（特約の消滅）

1. 次のいずれかの場合には、この特約は消滅します。
 - (1) 個別保険契約の場合は、保険契約者が団体を脱退したとき
 - (2) 事業保険契約の場合は、被保険者が団体を脱退したとき
 - (3) 団体取扱契約が解除されたとき
 - (4) 主約款の規定により保険料を前納したとき
 - (5) 保険料の払込を要しなくなったとき
 - (6) 団体に所属する保険契約者数および被保険者数のいずれもが10人未満になり、6か月（保険料月払契約のときは3か月）以内に補充できないとき
2. 前項の規定により、この特約が消滅したときは、主約款の規定を適用します。

第9条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのないときは、主約款の規定を準用します。

第10条（ガン保険等に付加した場合の特則）

保険契約の締結時にこの特約をガン保険、新ガン保険または新ガン保険αに付加した場合には、ガン保険普通保険約款（新ガン保険のときは新ガン保険普通保険約款とし、新ガン保険αのときは新ガン保険α普通保険約款とします。）第2条（ガン給付責任開始期）第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 保険契約の締結に際しては、次のいずれか遅い日
 - ① 前条に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
 - ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日

第11条（主契約が積立利率変動型終身保険等の場合の取扱）

この特約が積立利率変動型終身保険または積立利率変動型終身保険（低解約返戻金型）に付加されている場合には、第2条（保険料月払契約における契約日の特別取扱）および第3条（契約日前の保険事故）の規定は適用しません。

第12条（新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合の特則）

保険契約の締結時にこの特約を新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合には、新ガン診断給付特約条項の主契約が新医療保険の場合の取扱に関する条文の第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 第3条（特約のガン給付責任開始期）第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
 2. この特約のガン給付責任開始期は、次のとおりとします。
 - (1) この特約の締結に際しては、次のいずれか遅い日
 - ① 主約款に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
 - ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日
 - (2) この特約の復活が行われた場合には、最後の復活の際の主約款の保険契約の復活に関する条文の第2項に規定する復活日。ただし、その復活日が前号に規定する日より前である場合は、前号に規定する日

第13条（ガン診断給付特約αが付加された新医療保険αに付加した場合の特則）

保険契約の締結時にこの特約をガン診断給付特約αが付加された新医療保険αに付加した場合には、ガン診断給付特約α条項第3条（特約のガン給付責任開始期）第2項第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) この特約の締結に際しては、次のいずれか遅い日
 - ① 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
 - ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日

準団体扱特約条項

第1条（特約の締結）	103	第9条（主約款の準用）	104
第2条（保険料月払契約における契約日の特別取扱）	103	第10条（ガン保険等に付加した場合の特則）	104
第3条（契約日前の保険事故）	103	第11条（主契約が積立利率変動型終身保険等の場合の取扱）	104
第4条（保険料率）	103	第12条（新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合の特則）	104
第5条（保険料の払込）	103	第13条（ガン診断給付特約 α が付加された新医療保険 α に付加した場合の特則）	105
第6条（保険料の一括払）	104		
第7条（保険証券）	104		
第8条（特約の消滅）	104		

準団体扱特約条項

第1条（特約の締結）

- この特約は、専門店会、同業者組合等の団体（以下「団体」といいます。）において次の条件をすべて満たす場合で、保険契約者から申出があるときに締結します。
 - 団体の所属員または構成員を保険契約者とする保険契約（以下「個別保険契約」といいます。）または団体を保険契約者とし、その所属員または構成員を被保険者とする保険契約（以下「事業保険契約」といいます。）であること
 - 団体が会社と準団体取扱契約を締結していること
 - 団体において一括集金が可能であること
 - 保険契約者数または被保険者数が10人以上であること
- この特約において、保険契約者数および被保険者数は、保険料年払・半年払契約のみまたは保険料月払契約のみの人数により、計算します。

第2条（保険料月払契約における契約日の特別取扱）

- 保険料月払契約を締結する際にこの特約を付加する場合、契約日は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日（以下「会社の責任開始の日」といいます。）の属する月の翌月1日とし、保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、この日を基準として計算します。
- 前項の規定にかかわらず、保険契約者から申出があり、かつ、会社がそれを承諾した場合には、会社の責任開始の日を契約日とし、保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、この日を基準として計算します。

第3条（契約日前の保険事故）

会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、主約款および特約の規定に基づく保険金等の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じたときは、前条第1項の規定にかかわらず、保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、保険金等の支払金があるときは、過不足分を支払金額と清算します。

第4条（保険料率）

この特約を適用する保険料半年払契約および保険料月払契約については、団体保険料率Bを適用します。

第5条（保険料の払込）

- 第1回保険料を団体を經由して払い込む場合には、団体から会社の本店または会社の指定した場所に払い込まれた時に、その払込があったものとします。

2. 第2回以後の保険料は、その払込期間中、団体を経由して払い込んでください。この場合、団体から会社の本店または会社の指定した場所に払い込まれた時に、その払込があったものとします。
3. 団体から保険料が払い込まれたときは、保険料総額に対する領収証を団体に発行し、個々の保険契約者には領収証を発行しません。

第6条（保険料の一括払）

第4条の規定にかかわらず、この特約を適用している保険契約において、主約款の規定により3か月分以上の保険料を一括して払い込むときは、普通保険料率を基準にして、会社の定める割合で保険料を割引きます。

第7条（保険証券）

会社は、事業保険契約の場合には、個々の保険証券に代えて一括保険証券を団体に発行することがあります。

第8条（特約の消滅）

1. 次のいずれかの場合には、この特約は消滅します。
 - (1) 個別保険契約の場合は、保険契約者が団体を脱退したとき
 - (2) 事業保険契約の場合は、被保険者が団体を脱退したとき
 - (3) 団体取扱契約が解除されたとき
 - (4) 主約款の規定により保険料を前納したとき
 - (5) 保険料の払込を要しなくなったとき
 - (6) 団体に所属する保険契約者数および被保険者数のいずれもが10人未満になり、6か月（保険料月払契約のときは3か月）以内に補充できないとき
2. 前項の規定により、この特約が消滅したときは、主約款の規定を適用します。

第9条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのないときは、主約款の規定を準用します。

第10条（ガン保険等に付加した場合の特則）

保険契約の締結時にこの特約をガン保険、新ガン保険または新ガン保険 α に付加した場合には、ガン保険普通保険約款（新ガン保険のときは新ガン保険普通保険約款とし、新ガン保険 α のときは新ガン保険 α 普通保険約款とします。）第2条（ガン給付責任開始期）第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 保険契約の締結に際しては、次のいずれか遅い日
 - ① 前条に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
 - ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日

第11条（主契約が積立利率変動型終身保険等の場合の取扱）

この特約が積立利率変動型終身保険または積立利率変動型終身保険（低解約返戻金型）に付加されている場合には、第2条（保険料月払契約における契約日の特別取扱）および第3条（契約日前の保険事故）の規定は適用しません。

第12条（新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合の特則）

保険契約の締結時にこの特約を新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合には、新ガン診断給付特約条項の主契約が新医療保険の場合の取扱に関する条文の第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 第3条（特約のガン給付責任開始期）第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

2. この特約のガン給付責任開始期は、次のとおりとします。

(1) この特約の締結に際しては、次のいずれか遅い日

- ① 主約款に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
- ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日

(2) この特約の復活が行われた場合には、最後の復活の際の主約款の保険契約の復活に関する条文の第2項に規定する復活日。ただし、その復活日が前号に規定する日より前である場合は、前号に規定する日

第13条（ガン診断給付特約αが付加された新医療保険αに付加した場合の特則）

保険契約の締結時にこの特約をガン診断給付特約αが付加された新医療保険αに付加した場合には、ガン診断給付特約α条項第3条（特約のガン給付責任開始期）第2項第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

(1) この特約の締結に際しては、次のいずれか遅い日

- ① 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
- ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日

集団扱特約条項

第1条（特約の締結）	107	第8条（特約の消滅）	108
第2条（契約日の特別取扱）	107	第9条（主約款の準用）	108
第3条（契約日前の保険事故）	107	第10条（ガン保険等に付加した場合の特則）	108
第4条（保険料率）	107	第11条（新ガン診断給付特約が付加された新医療保 険に付加した場合の特則）	108
第5条（保険料払込方法（回数））	107	第12条（ガン診断給付特約 α が付加された新医療保 険 α に付加した場合の特則）	108
第6条（保険料の払込）	107		
第7条（保険証券）	108		

集団扱特約条項

第1条（特約の締結）

この特約は、官公庁、会社、工場、同業者組合、連合会等の団体（以下「集団」といいます。）において次の条件をすべて満たす場合で、集団を通じ申出があるときに締結します。

- (1) 集団もしくはその代表者またはその所属員（所属員が事業者団体の場合はその構成員または構成員の使用人を含めます。）を保険契約者とする保険契約であること
- (2) 集団の所属員（所属員の使用人を含め、所属員が事業者団体の場合はその構成員または構成員の使用人を含めます。以下本号において同じ。）またはその所属員と同居する親族もしくはその所属員の扶養する親族を被保険者とする保険契約であること
- (3) 集団が会社と集団取扱契約を締結していること
- (4) 保険契約者数または被保険者数が10人以上であること

第2条（契約日の特別取扱）

1. 主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）を締結する際にこの特約を付加する場合、契約日は、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日（以下「会社の責任開始の日」といいます。）の属する月の翌月1日とし、保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、この日を基準として計算します。
2. 前項の規定にかかわらず、保険契約者から申出があり、かつ、会社がそれを承諾した場合には、会社の責任開始の日を契約日とし、保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、この日を基準として計算します。

第3条（契約日前の保険事故）

会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、主約款および特約の規定に基づく保険金等の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じたときは、前条第1項の規定にかかわらず、保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払いもどし、不足分があれば領収します。ただし、保険金等の支払があるときは、過不足分を支払金額と清算します。

第4条（保険料率）

この保険契約については、集団扱保険料率を適用します。

第5条（保険料払込方法（回数））

この保険契約の保険料払込方法（回数）は、集団を通じて同一であることを要します。

第6条（保険料の払込）

1. 第1回保険料を集団を経由して払い込む場合には、集団から会社の本店または会社の指定した場所に払い込まれた時に、その払込があったものとします。
2. 第2回以後の保険料は、集団を通じて払い込んでください。この場合、集団から会社の本店または会

社の指定した場所に一括して払い込まれた時に、その払込があったものとします。

3. 集団から保険料が払い込まれたときは、保険料総額に対する領収証を集団に発行し、個々の保険契約者には領収証を発行しません。

第7条（保険証券）

会社は、個々の保険証券に代え、一括保険証券を集団またはその代表者に発行することがあります。

第8条（特約の消滅）

1. 次のいずれかの場合には、この特約は既払込保険料の充当期間が満了した時に消滅します。
 - (1) 保険契約者または被保険者が集団を脱退したとき
 - (2) 集団取扱契約が解除されたとき
2. 前項の規定によりこの特約が消滅したときは、保険料率を将来にわたって更正します。

第9条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのないときは、主約款の規定を準用します。

第10条（ガン保険等に付加した場合の特則）

保険契約の締結時にこの特約をガン保険、新ガン保険または新ガン保険 α に付加した場合には、ガン保険普通保険約款（新ガン保険のときは新ガン保険普通保険約款とし、新ガン保険 α のときは新ガン保険 α 普通保険約款とします。）第2条（ガン給付責任開始期）第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 保険契約の締結に際しては、次のいずれか遅い日
 - ① 前条に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
 - ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日

第11条（新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合の特則）

保険契約の締結時にこの特約を新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合には、新ガン診断給付特約条項の主契約が新医療保険の場合の取扱に関する条文の第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 第3条（特約のガン給付責任開始期）第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
 2. この特約のガン給付責任開始期は、次のとおりとします。
 - (1) この特約の締結に際しては、次のいずれか遅い日
 - ① 主約款に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
 - ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日
 - (2) この特約の復活が行われた場合には、最後の復活の際の主約款の保険契約の復活に関する条文の第2項に規定する復活日。ただし、その復活日が前号に規定する日より前である場合は、前号に規定する日

第12条（ガン診断給付特約 α が付加された新医療保険 α に付加した場合の特則）

保険契約の締結時にこの特約をガン診断給付特約 α が付加された新医療保険 α に付加した場合には、ガン診断給付特約 α 条項第3条（特約のガン給付責任開始期）第2項第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) この特約の締結に際しては、次のいずれか遅い日
 - ① 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
 - ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日

お問い合わせやご相談にご利用ください

〒103-0027 東京都中央区日本橋 3 - 1 - 6
ホームページ <http://www.msa-life.co.jp>

三井住友海上あいおい生命 お客様サービスセンター

TEL:0120-324-386 (無料)

受付時間／月～金 9:00～18:00 土 9:00～17:00 (日・祝日・年末年始を除きます)

説明事項ご確認のお願い

この冊子は、ご契約にともなう大切なことがらを記載したものですので、必ずご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、契約をお申込みいただくようお願いいたします。

特に

しおりの
ページ

● 個人情報の取扱いについて	10
● 生命保険募集人について	14
● ご契約のお申込みについて	12
● 健康状態・ご職業等の告知義務について	46
● お申込内容等の確認をさせていただくことがあります	48
● 保険会社の責任開始期について	49
● クーリング・オフ(お申込みの撤回等)について	13
● 給付金等をお支払いできない場合について	38
● 保険料の払込方法について	52
● 保険料の払込猶予期間と保険契約の失効について	60
● 保険契約の復活について	61
● 解約と解約返戻金について	65
● 受取金額と払込保険料合計額の関係について	15
● 保険会社の業務または財産の状況が変化した場合	15
● 新たな保険契約へのお申込みについて	18

等は、ご契約に際してぜひご理解いただきたいことがらです。告知および保険料の受領等代理店もしくは社員の役割も含めて、ご説明の中でわかりにくい点がございましたら下記にお問い合わせください。

なお、後ほどお送りする保険証券とともに大切に保管し、ご活用ください。

MS&AD 三井住友海上あいおい生命保険株式会社

〒103-0027 東京都中央区日本橋3-1-6

お客さま
サービスセンター

0120-324-386 (無料)

受付時間／月～金 9:00～18:00 土 9:00～17:00
(日・祝日・年末年始を除きます)

ホームページ <http://www.msa-life.co.jp>

【ご相談・お申込先】